

第七十七回
国会

参議院文教委員会會議録第五号

昭和五十一年五月十一日(火曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

國務大臣
政府委員

山崎	竜男君	有田	一寿君	内藤	三郎君	久保	亘君	小巻	敏雄君	久保田	藤麿君	山東	昭子君	志村	愛子君	高橋	普富君	中村	登美君	藤井	丙午君	小野	明君	鈴木	美枝子君	松永	忠二君	内田	善利君	白木	義一郎君	中沢	伊登子君	永井	道雄君	笠岡	喬君	井内	慶次郎君	宮地	貫一君	諸沢	正道君	佐野	文一郎君	木田	宏君																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
文部省大臣	文部政務次官	文部大臣官房長	文部大臣官房會計課長	文部省初等中等教育局長	文部省大學局長	文部省學術國際局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

説明員

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査
(当面の文教行政に関する件)

○委員長(山崎竜男君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

教育、文化及び學術に関する調査中、当面の文教行政に関する件を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。

○山東昭子君 このごろの小中学生の体位の向上は目をみはるばかりのものでありまして、次第に欧米諸国の水準に近づきつつありますけれども、一方においては、走力、跳力あるいは持久力といったものが身長、体重の伸びに比べて横ばい状態、特に大都市周辺の学童の中には肥満児が多くなっているのが御承知のような現状でございます。

このように体位と体力とのアンバランスが叫ばれる中で、先般、文部省の教育課程審議会では小

中高の教育課程を洗い直す作業を進めているが、その中で中学の体育時間を現行の一週間三時間から二時間とするというようなことが云々されております。もしそのようなことがあれば、いづれや大臣がつくられた視学委員のメンバーの中にも、水泳の古橋広之進さんを初めといたしまして、バレーの中村昌枝さんであるとか、あるいはその他いろいろの方々がお入りになって、大臣はむしろ積極的にスポーツに力をお入れになるといってお考えではないかと思つていたのでございますけれども、どうも何か方向が逆の方に行つてしまふ、そんな感じを受けるのでございますけれども、そうすると、そのような会は、永井文部大臣の何やら御趣味の会に終わつてしまふようなことでは無意味になつてしまふと思つたのでございます。どうやらその会がしり切れトンボというようになことも感じられるのでございますけれども、一体、その実情はどのようになっているのか、あるいは、そうしたメンバーの方々の御意見というものがどのようにこれから教育の上に影響を受けるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(永井道雄君) 体育尊重ということにつきまして、私も体育は体育であるばかりでなく、德育であるという考えを持っております。そこで、教育課程審議会の方の問題、また必要であれば後で申し上げますが、高村会長を中心にはやはり同じお考えをお持ちになつておられるので、その点では私が体育尊重と申しましたことは教育課程審議会でもそうお考えでありますから、次第にその方向に整備されていくわけでございます。

そのことと関連して、助け合いの視学委員にお願いして、その中に体育の方を相当含めましてお集まりを願つてきたわけでありまして、これをこれからどうしていくかという問題なのですが、御承知のように、二月にお集まりを願ひまして、そして本年度予算というところで考へておつたので

すが、本年度予算がやつと成立をいたしました。そこで、いよいよこれからということですが、もう予定を立てておりました、例のバレーの中村さんは五月の十一日に三重に行つていただく。それから野球の川上哲治さんほか猪熊さん、池田さんは五月十八日に山形、それから六月早々に、八日でございますが、春日野親方は徳島ということ、まず東京よりも地方がそういう何か著名なスポーツのリーダに來ていただければ非常に活気づくと思ひますから、いまそこまで予定ができて、逐次さらにこれを強化していく考へてござい

○山東昭子君 そういふことで、教科の時間を創意工夫した時間にするならばなすけると思ひます。たとえば、削減した分を、体育活動であるとか、あるいはボランティア活動、あるいは社会見学をするならば大変結構なことと思ひますけれども、その中で特にクラブ活動のあり方というものについて伺いたいと思ひます。

体育の時間が削減されるとすると、特に教科以外のクラブ活動を小中高において再検討しなければならぬときではないでしょうか。現在、小学校においては四年生以上となつていくようでございますけれども、生徒の個性あるいは創造性の育成という見地から、もっと低学年から自由に研究的な活動を実施したらいかがでしょうか。しかし、中には中学や高校のクラブ活動の中で余りにも自由過ぎて漫画クラブなどというものができて、先生みずからエログロ漫画などというものを学校の図書費で購入して、そしてにたに喜んで読んで、生徒に与えているというところもあるそうでございます。この話をお聞きになつて、文部省の方は、一体クラブ活動における教師の指導性というものの、あるいは今後のクラブ活動のあり方というものについてどのように考へていらっしゃるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) ただいま、先ほどの御質疑との関連で、体育の授業が縮減されるということであるとクラブ活動を重視しなければいけないというお言葉がございましたので、教育課程審議会でお考えいただいている基本的な方向というものについてちょっと御説明を申し上げてからクラブ活動について申し上げたいと思います。

教育課程審議会高村会長が記者会見で御発表になりましたのは、確かに授業時間数というのはすべての授業時間数にゆとりを持たせるということでございますから、削減の方向であることは確かでございます。その中に体育も入っているわけなんです。しかしながら、実を申しますと、その全体の時間の中の比率は、国語と数学と保健体育はいままでよりふやすというわけです。ですから、授業が中学段階でちよつと減りますが比率はふえるということになりますので、その点御了解願いたいと思います。

そうすると、まあしかしそれにしてもっと体育が必要であるということから、いまクラブ活動のお言葉もありましたが、そのほかに考えておりますのは、業間体操というのが、授業と授業の間の体操ですね、これをやっていくように、この場合には、体育の先生だけでなく、ほかの先生方も体育というのはみんな関係がございますから、そういう方向にしていける。そしてさらに、いまお言葉にございましたクラブ活動というものを一層重視していったらよいではないか、こういう考え方でございます。

ところで、そのクラブ活動の実態、それから今後の方向でございますが、クラブ活動につきましては、文部省で昭和四十五年に調査をいたしております。クラブ活動を実施しております学校は、小学校では現状八八％、その現状というのは調査現状、中学では一〇〇％、高等学校全日制では九九・九％、定時制では九八・九％でございます。そこで、その中で体育的クラブの設置状況で申しますと、小学校段階では一つの学校に二つ以上クラブがある、中学では六つ以上、高等学校で

は十一以上、こういう数字が出てきているわけでございます。われわれの考えでは、これはそれこそ現在の試験地獄の激化ということとも関係がございますが、ですからなるべくそちらの方をよくしていかなければいけない。つまり、よくしてというものは、緩和しなきゃいけないというのは、これは教育課程審議会も同じお考えであります。そういうものの改善に伴いまして、小学校の段階から、お言葉のように、業間体操、それから正規の授業、さらにまたクラブ活動と、こういう方向で、いわば学校全体の生活の中で、すべての先生もすべての子供もという方向で体育を強化したいと思つてゐるわけでございます。

○山東昭子君 私は、子供というものを必要以上に保護したりあるいは甘やかすことには反対ですけれども、学校は明るく楽しい生活の場であってほしいと思つてゐます。偏向したイデオロギーに巻き込まれたり、あるいは子供たちを生かすきと豊かに育てるためには、いまおっしゃつたような業間活動であるとか、あるいは校外学習、クラブ活動などに特に力を注いでいただきたいと思います。教育課程審議会というものの意図が軟弱になりまして、詰め込み教育の推進、あるいは知育偏重の偏つた施策にならないように、ひとつ慎重に検討していただきたいと、強く大臣にお願いをいたします。

次に、大学教育の改革についてお尋ねしたいと思います。

現在、わが国における学校教育の最大の問題は、入試準備教育が年々過熱して、小中高高等学校の教育は受験準備のテスト教育あるいは記憶偏重教育になっており、大学教育は入学がむずかしく卒業は楽な状況のもとで形骸化しているわけですが、また、こうした中で、進学塾等の隆盛というのが現状であるわけでございます。しかし、現在四年制大学の在学者数は約百六十六万人と言われておりますが、社会人を調査した結果を見ますと、大学卒の資格が能力以上に重く見られることはだんだんなくなつて来ると思ふというのが約三九％を占めて

いる反面、一流大学卒という資格がますます重視されるという意見も約二六％見られるわけでございます。そうして、特に高い学歴を持った人ほど学歴評価が低く、低学歴層では学歴評価が高いこととございます。大臣は、これから十年あるいは二十年先のわが国で、学歴と社会における能力というものは、これは今後どうなるかと思ひでしようか、その展望をお聞かせくださいませ。

○国務大臣(永井道雄君) 将来予測というのはなかなかむずかしいこととございますが、私だけではなく、文部省の場合には、そういう長期計画は、高等教育懇談会、芽先生が会長でいままで御審議を願つていただいているわけでございます。芽先生を中心とした高等教育懇談会の将来的な考え方は、いままで高等教育と申しておりますのは、わゆる大学、短大だけですけれども、もう少し広い角度で考えてみたらどうかということとでございます。広いというのはどういうことかと申しますと、たとえばこの四月一日に発足いたしました専修学校というのがございまして、高等学校を卒業して入つていく専修学校、こういうふうなものも広義の高等教育と考えていくべきであるということとでございます。

実は、専修学校について、リクルートセンター——民間の団体でございますが、そういうところ調査などをやつておりますし、文部省もこれからいまで上がつたものについて調べていくわけですが、いままで出てきた調査によりますと、実は非常に就職率がいいのです。九〇％を超えている。この場合には、いわゆる学位を取つていないのです。しかし就職率がいい。これはどうしてかと言へば、本当に身についたやうな技術といひますか、そういうものがあつてということではないかと思ひます。すでにこういうものが重視されてゐるという現状を見ますと、私は、従来のように中身はそれほど重視をいたしませんでも、ともかく四年間大学に行つて学位を取るといふ形の、すべての大学とは申しませんが、形式的に非常に学位を重んじるといふものは次第に力を失つてくるという予測を持っております。事実、これは労働省などでも昨年から調査をいたしてきておりますけれども、もちろんすべての大学卒の人が不利になつてきているというのではないのです。が、そうではないのです。が、大学卒とそれからいふ言つたような専修学校ないしは高等学校を出て実力で活動している人を比較した場合に、次第に賃金格差というふうなものも学校の別を問わず狭まつてきている方向にあるということはずでに結果として出てきておりますから、私はそういう方向は強まつていくであらうと思ひます。

そうすると、大学というものはどうなるかといふと、大学という名実ともにそういうものを備えているところ——やはりある意味におきましては、いまは学歴尊重というよりは偏重だと思ひますが、非常にホワイトカラーのマーケットが急速に拡大いたしました中でだれでも大学大学といふ一つの勢いがついて、はずみがついてゐるものが現状でございます。私はこれからはもう少しじみちな方向というものが開けてくる。ただ、十一年先に何％という形かといふところまで具体的に描けませんけれども、方向としてはそういう方向が強まつていくでございまいしうし、高等教育懇談会もいまのような御意見でありますので、文部省としてもそういう方向を目指して、いわば大学の多様化、大衆化といふことを考えますが、形式的に流れない、そういう大学教育の充実を考えているわけでございます。

○山東昭子君 大臣は、従来から、学歴社会の解消、あるいは学校間格差の是正、あるいは入試制度の改革、教育課程の改善に取り組むと言われております。しかし、これらは必要な対策ではあります。が、すぐに効果を上げることはむずかしく、また果たして十分な成果を上げることができると、大変疑問な点もございまして、したがって、この辺で日本の教育の現状をドラスチックな改革をする必要があるのではないでしようか。その一つとして、ある水準以上の生徒はすべて大学に入学させる、そのかわり進級や卒業は厳しくして、そ

して、国公立の場合は進級できなかった者はこの大学にも入学できないというように、大学のあり方を根本的に考え直すときではないでしょうか。そういう点に關して大臣はどのような御見解か、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 確かに、山東委員がおっしゃいますように、教育改革というのは即効的なものがないのです。ただ、このところは、大変私が長いように見えるかもしれせんが、実を言へば、現在のような学歴偏重というのができてまいりましたのにもとても時間がかかったのです。したがって、ある意味において積弊といふか宿弊といふか、長い間のことでできたわけでありまして、私はやはりこれを直していくという場合には、相当に根が必要であるというふうに思ひます。

そういう角度から、社会における学歴と雇用の關係、これは労働省とも連絡をしていく、それからさらに大学入試制度を変える、それからまた教育課程も変える、これはみんな時間がかかりますが、そういう方向といふものを強化していく。他方で、非常に塾が盛んだからそういうことを言つてもだめではないかという声も起つてくるのですが、私はやはり学校教育といふふうなものは社会全体の動向に關連があると考えますし、従来高度経済成長の中で大変な競争主義といふのに拍車がかつておりまして、そういう社会経済の対応も変わつてきておりますので、いまの政策といふものを根気よくやっていけばかなりの成果を上げ得るのではないかと。

なお、学校によつてある実力に到達しない場合には国公立などではもうどこにも行けないようにしたかどうかと、そういう方法をどう考えるべきか。その場合に、われわれとしては、一応国公立の大学につきましていろいろな形の充実を考えていくという意味は、たとえば単位の交換を工夫いたしたり、あるいは外国の先生を迎える方法を考えると、あるいは大学間の格差を是正する方法を考えると、いろいろやつておりますが、

確かに御指摘のように、そういうことをやつても即効的なものはないのであるならば、いま言つたように、少なくとも国公立の大学では——多分山東先生おっしゃる意味は、いわゆる留年といふのをばしつとやつたらどうかということになる。そして、留年をやつたらもう続けられないというふうにしたらどうかということだと思ひますが、これはやはり基本的な制度の問題でございまして、私たちがいま直ちにどうということをし上げるより、むしろ慎重に検討させていただきたいと思ひます。

○山東昭子君 大学間の格差は正といふものはなかなか一朝一夕には実現できない問題だと思ひますけれども、そこで、いまちよつとおっしゃいました大学間の単位の交換制度などで大学間の交流といふものを積極的に進めるべきではないでしょうか。そこで、現在、大学間の単位の交換制度など、大学間の交流の現状についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 単位の交換制度はすでにある程度進んでおりまして、文部省が把握しておりますところでは、まず学部レベルと大学院レベルに分かれるわけですが、学部では、国立、公立、私立を合せて六十三校で単位の交換をすでに行つております。そういう意味での学内諸規程整備を行つております。大学院レベルで体制を整えておりますものは三十八校ということでございます。人数で申しますと、学部レベルは相当多いのですが、大学院レベルでは、学生百六十人があるが、大学院レベルでは、学生百六十人に実現されてきているわけでございます。われわれはこの方向といふものを一つの流れにしていかなければならないと考えておりますし、また、大学院博士課程のレベルの場合には、単位の交換だけではなくて、論文指導あるいは論文審査面での大学院間の交流といふものも促進したいと考えております。具体的には、すでに東京では東京工大と東大が一諸にやつておる、あるいは関西でも

国立民族学博物館と関西学院が一諸にやつておる。そのほかになくさんございしますが、そういう動きがすてに出ていて、国立と私立が一諸になつて勉強をするという方向が出てきております。

なお、ちよつとつけ加えていただきたいたのですが、大学間の格差といふものは世の中で非常に変えにくいのではないかと申す方がおっしゃるのですが、そういう見方もできますが、実は去年経済同友会で調査をしていただきました約五百ほどの大手の会社の回答が半分参りまして、二百五十ほどですが、その調査によりまして、二百五十ほどの会社では、昇進に關しましては、現在、国立、公立、私立の学歴の差といふものはほとんどないでございまして、つまり、会社へ入つてからやはりその人の実力が物を言つていゝというところが調査の結果明らかになっております。問題は、採用時点といふところに確かに偏りが見られる。だから、そこをどう変えていくべきかということ調査結果で明らかになりましたので、私申しますといふと、流れとしては、少なくともそういう競争をいままで経てきた企業などにおきましては、昇進では必ずしも学歴主義といふものではないといふ段階には来ているといふことをちよつとつけ加えていただきたいたと思ひます。

○山東昭子君 いまおっしゃつたように、格差は正といふことはそれはどうもむずかしいこと、あるいはいろいろな調査にも余り学歴偏重といふことが昇進にもあらわれていないといふことをおっしゃいましたけれども、ひとつ国も積極的に大臣がおっしゃつていらつしやる生涯教育といふものにも力を注いでいただきたいたと思ひます。

時間がございませんで、この辺でどうもありがとうございました。

○高橋實吉君 私は、先般行われました主任制の問題についてまずお尋ねいたします。

その実施した結果、大臣にその所感を簡明にお聞きしたい、こゝに思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 実施過程におきましては教育委員会におきまして非常に努力をされまし

た。現段階で四十の県で制度化しました。その過程において私は教育委員会の責任において十分に説明を尽くされて進められましたことを非常に多としております。こういう方向の御努力によるところが大きかつたといふことを感謝している次第でございまして。しかし、なお七つ残つていゝところがございますから、すべて私としていたすべきことは終わったといふふうには理解いたしてないわけでございます。

○高橋實吉君 現場の混乱といふのはどの程度起こつたか、それについて……

○国務大臣(永井道雄君) これは、必要でございまして、初中局長から御報告申し上げますが、かなり地域による違いがございました。でございまして、当初、鹿児島におきましては、ある委員会でも御審議をいただきましたように、ある種の混乱がございました。それから他の県におきましても衝突といふものが、そういうケースもございまして。しかし、地域によりましては、いわゆる現場の混乱といふものをそれほど甚だしに、むしろ十分に話し合ひを進めながら進んだところも数多くあるといふふうには理解いたしてあります。

○高橋實吉君 長崎県の対馬において校長の監禁問題といふのが起つてございまして逮捕者を出したわけですが、この問題につきまして行政的な処置をどうとるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(永井道雄君) 長崎のことは報告を受けておりますが、いまの処置の問題は初中局長から御報告をいたします。

○政府委員(齋沢正道君) 事件の内容につきまして報告を受けているところを申し上げますと、先般、この主任制の実施について対馬の中学校関係のPTAの方の集まりがあつて、そこへ校長さんが何名か呼ばれて懇談をした。ところが、その懇談をした内容が教員組合の方に抜けまして、そこで、ある中学校の校長さんに対して組合の幹部が学校へ出かけていって、PTAの会合でどういふことを話したんだといふようなことをただしたというのでありますが、校長としては、その話の内容は

P.T.A.とのいわば内輪の話であるから君たちに話すことはできないということで拒否したところが、十数時間にわたって校長を問い詰めて監禁したと、こういうようなことで、その事実を知った警察当局が、監禁強要の罪の疑いがあるということでその四名を呼びまして取り調べをしたと、こういう事実があるわけですが、その後、警察の方でこの関係者にどういふ処分をするかというところにつきましては目下検討中と、こういうことのように聞いておるわけですが、

一方、長崎県の教育委員会も、このことを耳にいたしまして調査を開始いたしておるようでございますが、現時点におきましてはまだ調査中というところで、どのような処分をするかは今後検討したいと、こういうふう聞いておるわけですが、

○高橋警署君 こういうことを考えてみますと、結局、現場で大混乱が起こるであろうということと組合は反対して、もう現場がむちゃくちゃになるといふようなことを宣伝して反対したわけなんです。しかし、現場は、やる過程においては混乱は起こったけれども、やった結果については大した、思ったほどの大混乱はなかったようですよ。だから、大山鳴動してネズミ一匹のようなもので、大山鳴動させたのは組合で、いまの実施しようとする過程で出さなさいかというその過程でこそ混乱はあった、あるいは座り込みがあったり、ストがあったり、いろいろなことをやった。いざ実際に発令してみると、こういうことになりましてみなスムーズに行われていくと、こういうことを考えたときに、大山を鳴動させたようなそういうことはやっぱりある程度私は糾弾されなくちゃいけないと思うんですよ、それが一番悪いのか。文部省は主任があれだけ働いているんだから手当てをするのは当然であると思つたし、これは別に罪はない。そういうことを、これが混乱を起こすだろうなんていうことでストをかけたなり、いま言つたように校長を監禁したり、こういうことをやるような組合の姿勢というものは私は放置できない

ないのじゃないかと、こう思いますが、大臣の見解はどうですか。

○国務大臣(永井道雄君) まあ比較的、いまの対馬のような例はございますが、全国的に御指摘のように進みまされたのは、一方において教育委員会御努力、そして他方においてまた各学校における先生方が、組合に属しておられる方、またそうでない方も含めまして、やはり先生方が良識をもってこうした問題に取り組まれる姿勢を持たれたというところが非常に重要な要素であつたと考えます。

なお、組合につきましては、これは私は昨年来申し上げておりますが、最初から制度の内容を検討いたしませんでただ絶対反対ということと議論をしない、あるいはその内容に入つて検討しないというふうした立場はとらないというところは、私は先年来申しているとおりでございまして、その点は今日も変わりありません。

○高橋警署君 私は、話し合つたからうまくいったということも考えられないことではないけれども、話し合う、その話し合っている間にいろいろな混乱が起きたり、話し合うその段階で座り込みがあったり、むしろ話し合いそのものに私は大きな混乱があつたと思うんですが、私の見解ではです。一体、文部省も日教組と話し合つた、各地方教委、県教委なら県教委は日教組支部長やなんかと話し合っている、こういう話し合いを持つ筋というものがあつたのか、話し合ひなくちゃならないという根拠があるのか、これもお尋ねします。

○国務大臣(永井道雄君) 日教組というお言葉がございましたが、私が申し上げておりますのは、当面の行政責任者は教育委員会にあるわけでございます。そして、先生の事務に属しますから、先生という場合には、別に日教組だけが団体ということとなく、やはりたとえば校長先生方にも御意見がございまいし、あるいは教頭先生にも御意見がある、またその他の先生にも自分の職場のこととございましてから御理解を得ていくということが必要である。私は、そういう点においてはや

はり先生方の御理解のもとに制度ができるということが望ましく、また各教育委員会はそういう線で御努力になつたことをやはり多といたしたいという気持ちでおりますが、先ほど申し上げましたように、ただ絶対反対ということと話し合ひないというところはこれは私のところではないと、その点は教育委員会にもさよう申し上げておるわけでございます。

○高橋警署君 私は、日教組を目的にかたきにするわけじゃないんですが、あなた、日教組だけじゃないと、こう言うけど、実際言うと、一番妨害し、一番障害になつたのは、端的に言つてやっぱり日教組ですよ。私はそう思いますよ。組合は日教組ばかりじゃない、日教連もあるしいろいろな組合もあると、こう言うけれど、やっぱり物事は端的に直視しなくちゃいけないと思うんですが、そういうことを考えましたときに、組合活動の本質から逸脱しているんじゃないか。たとえば、自分たちで教科課程を独自に編成するんだと、あるいは今度の主任問題だつて容喙し過ぎていろいろじゃないか、教育行政というものの、組合というのは、私は、もともとは経済的な待遇改善、そういう本質的なものを中心にして活動すべきものじゃないかと思つていたが、ちよつと逸脱しているんじゃないかと思つけれども、逸脱していると思いませんか。

○国務大臣(永井道雄君) 私は先ほどから申し上げているように、就任以来、本来は日教組を含めまして教職員すべての組織との間に「対話と協調」という精神をもつて行政に当たることを念願としてまいつたわけでございまして、この念願は、今日におきましてもいささかも変化はございません。しかし、その間におきまして、遺憾ながら私が当初目指したものが実現し得なかつたという事実は直視いたすべきであると考へます。そして、その直視いたさなければならぬ事実の重要なものは、この主任制をめぐることで、内容の是非を問う前に、遺憾ながらたゞ実施あるいは反対というふうした対立関係という形でとらえる動きが生

じたということを否定できないと思ひます。そこで、今後、日教組におきましても、いろいろ問題を生じてまいります場合、当然その主たる問題は賃金、待遇などの問題でございまして。しかし、多くの先生方にとってやはり自分の職場の問題はあるでしょうが、それを話し合う場合に、非常に冷静に具体的な方向に進めていただくように、また私もそうしたものをくり上げてまいりますことが、わが国の教育を長期的に建設をしていく上にきわめて重要であるという当初の信念に変わるところはございません。

○高橋警署君 私はそれを非常に甘いというふうにかへておるんですが、日本の教育をもつと教育能力を上げ、本場に子供たちが教育をりつぱに受けていくように伸ばすためには、このままそういうふうな理解ある態度で、早く言えば放置するようないかにいかにどうか。日教組は、たとえば経済力からいきましても、一般会計が十九億六千二百八十四万四千、支援資金にしても百七十八億九千六百七十七万四千というのですよ。そういう経済力をバックにしまして、まあ一大王国みたいなもんですよ。日教組王国ですよ。それは中にはりつぱな人もたくさんいるでしょうが、中には人間である以上悪いものもあると思うんですよ、これは自民党にも同じように、たくさんいると思うんですよ。そういうことを考えたときに、日教組の圧力で苦しんでいる教員も相当おりますよ。そういうのが放置され過ぎていくんじゃないか。私の知つてい学校でも、日教組を脱退した職員が何人かいたんですよ。校長もまた脱退したんですよ。そうすると、その学校の研究会をやつたところが、全部駅々に組合員が待つていて、その学校の研究会へ参加してはいけなかつた、こういうことで説得して帰したわけですよ。こういうことまで行われている。これは、確かに、昔僧兵今日日教組と、こういう言葉が昔言われたけれども、いまでもまだ依然としてそういうことが言われるんじゃないか。それを理解ある態度、理解ある態度で、だつた子を甘やかしているようなものには私には見えな

んですよ。私は、今度の人確法についても、ただ金をよけ出して待遇をよくして人材をただ集める、これだけじゃなくて、待遇をよくすることによって経済的な苦勞をしないで教育に専念してもらいたいという願いがあったと思うんですよ。そういうことから考えれば、人確法によつて待遇も上げてやった、何もやった。しかし、今度は政治闘争、思想闘争で、これでもって依然として闘争を繰り返している、ストもやる、こういうことは、甘やかして過ぎるんじゃないか。このような事実に対して大臣はどう考えますか。

○國務大臣(永井道雄君) 私は政治ストは妥当でないと考えます。で、そうしたことについては私の見解を述べております。ただ、先生の御指摘の点について十分理解する点もござりますが、他方私も多数の先生方から直接お手紙をいただくのです。それを読みますと、やはり中央におきまして文部省と日教組との間に話し合いということもを深めることができる場合には地方におきましても学校でやりやすいという事態が生じてくるので、私の当初の信念を変えないでがんばってほしいというお便りもたくさんいただきます。

そこで、私思ひますのに、わが国はやはり四面海に囲まれておりますが、今後いろいろな意味合いにおきまして国を愛し自立をいたしていくことが大事であると考えますが、その場合にいろいろと違ふ意見の人が出てまいります。その違ふものについて、私はそれをいけば甘やかしてなれ合いをするというのを申しているのではありません。そんなことはなくて、違ふ意見に対しては意見は異なるというのを申しますが、同時に、わが国を建設したいといふ基本的な考えをいたしましては、私が文部大臣に就任した最初に、私は国内の教育界に敵があるという考えを持ちませんというのを申しました。私は、今日も国内の教育界において敵味方の関係がないと、そしてそういうものがあつてはならない、もしもあるならば私の心中にあるであろうという考えをもつて今日まで臨んできたわけでありまして、そのいわば就

任に当たつての約束、それは国民に対するものでございまして、これを変へる考えはございせんし、私は国を愛する国民とともに進むという気持ちではどの先生方にも必ずあるはずでありますから、そういう考えで根気よく進んでいきますならば、わが国の教育の将来に今日見られるよりはなお充実したものを必ずや得られるという考えを持っていくわけでございします。

○高橋實吉君 私だつて、何も日教組だから敵だとは思わぬんですよ、同じ教育に携つたものの仲間だと思つていますからね。しかし、その中間違つた考えを起こしたり、わがままな考えを起こしたりしたら、これは子供だつて年じゅういいことやらと限りません。わがままなことをしたときはしかるんですよ。しかし方々、これはやっぱりしかるときにはびしとしかる必要がある。懲罰を加えるときにはびしと懲罰を加える必要がある。ただ、敵だと思わぬから、仲間だからと甘やかして過ぎやしないかということをお聞いただけです。

それから人材確保法案がさつき出ましたが、人材を確保するのに本当に確保するような仕組みになつてゐるか。たとえば教員の採用についても、いま一番競争率が激しくて、十人に一人か十数人に一人採用してゐる現状ですね。そういうときに、ただテストをやつてテストの点が合格したから採用すると、こういうことで選び過ぎていやしないか。もつと教育というものは人間それ自体だと、人間というものをどうして見抜いてゐるんだと、どういふ態度で人間を見抜いてこれを採用するか。いま一番いい。希望者が少ない、教員が足らなくて困るときにはどんな人間でも採りたいですよ。こんな十人に一人しか採らないといふときには、十人に一人、一番最優秀者を選ぶ。最優秀者とは何かといふのは、ただ点数をよけいといふ教員ではない。もつと教育に情熱を持ち、早く言えばストをやつたり校長に反抗して違法なことばかりやるような人間を採用しないような、そういう研究が必要じゃないか。これについて見解を

伺います。

○國務大臣(永井道雄君) これは、実は私自身も教員養成学部というところで奉職をいたしておつたことがございします。そして、今日のように応募者が多くなつたから、考えるということだけではなく、実はそうでなくとも確かに知識中心で考えなく、実はその方向であつてはならないので、やはり教育実習の問題などもどう考えるか、これは教養審においていろいろとお考えになつていくことでございします。実は先般来——というのは、特にこの春先から私は教養審のいままでの御意見というふうなものも検討いたしました。そして、どういふふうな先生が養成され、採用されるかということにつきましても、いま御指摘になりましたようないわば知識に偏るということでもなく、教育の方も知徳体と申しておるのでございしますから、そのリーダーとなる方々をどういふふうに養成していくか、また採用していくかということとは、非常に重要な検討課題として勉強させていただきたいと思つております。

○高橋實吉君 実例を一つ挙げますと、私の方に西高津小というのがありまして、そこで一人の教員が四人の若い暴漢によつて襲撃されたんですよ。襲撃された教員は革マル派の出身の教員、襲撃したのは中核派の四名であつた。それでその教員はいまだに行方不明なんです、学校から逃げ出しまして。こういうのも、もつとよく採用のときに、これは一つの例だが、程度の差こそあれ、採用について思想調査をしつていふわけじゃないけれども、私はある程度人物といふものをもつと真剣に、それによつて一県一県の教育、一国の教育がどうなるかといふような立場で真剣に人物判定に当たるべきじゃないかと、こういうことをつけ加えておきます。

た。私は教頭受験者を利用して自動車でそのピケを破つて突つ走つていきましたが、そうしたところが、そのピケを張つた連中が、いまになつてみると、みんな教頭試験を受けて教頭になりたいと言つて教頭になつてゐる。今度は校長になりたいと運動してゐるんですよ。こういう矛盾、これは校長でも同じですよ。それからこの間の主任制だつて、主任制の問題で私聞いてみたんですよ、校長らに。そうしたら、Aという校長が、私の学校は教員がたきさんいるので、この間のストで主任制に反対してストをやつた者はこの際主任の枠からははずすからと。そうしたらオーケーと、校長の言うことはもつともでございしますと素直に言つたといふんです。Bという小さい学校では、それをやつてゐると主任がなくなつちゃうわけですよ、足らなくなつちゃうわけですよ。ばくはしようがないからおまえストをやつたけれども主任をやつてくれなと言つたら、やりますと喜んでやつてゐる。自分がストライキをやつてまで反対して、今度は喜んで主任になつて、まあ手当ももらうだろうと言つていました。こういうのは人間として筋が通らないのじゃないか、つじつまが合わないのじゃないか。こういうつじつまの合わない人間、筋の通らない人間が教育して、りつぱな筋の通つたつじつまの合う人間ができるだろうか。これは教育委員会でも同じようなことが言へると思ふんです。この間の四月末の異動でも、組合の執行部の委員長をやつた男が、これが県教委の課長になりたいと言つたんですよ。いままで文部省のやることは反対、県教委のやることは反対、おだててそのかしてその筆頭に立つた人間が、自分は今度は県の課長になりたいと言つた。県に聞いてみたら、人物も申しかりしてゐるし、組合のことがよくわかつてゐるから、ああいうのをやつたら組合を抑えるのに都合がいいじゃないかと思つた。そういう考えは間違ひじゃないかと言つたらそれは撤回されたやうでしたが、こういう実例が私のこの視野の狭い中に入つてくるのですから、全国的に見たら非常に多いのじゃないか。文部省でそ

ういふ県教委に対する指導助言というものをばつちりとやる必要があるんじゃないか。まあ大臣は日教組の講師団で、今度は日教組のことをよく知っているから文部大臣にしたと三木総裁は考えたのじゃないでしょうか、もつと高邁な識見のもとにこれは選んだに違いないと思いますけれども、私は、そういうケースというのは、やっぱりさっき言った教育は人間だという立場に立てば考えものだと思ふ。これは大臣のことを批判したわけじゃありませんけれども、見解をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 私の基本的な認識は、人間というものは余り強い存在ではなく弱いものだと思ひます。したがって、自己の弱さというものを自覚をいたしまして、弱さから発する行動、発言を自制するように努力をいたしていくことが人間にとって基本的に重要であることは、教員に限らずに教育界の者にとつて最も自戒すべきことであるというふうに私は信じております。

○高橋實吉君 それでは最後に一つお伺いします。が、教員は、先ほど言ったように、やっぱり人間の知識がなくて、教育情熱といふんですか、どうしてその子供をかわいがつてどうしてその子供を伸ばすかという情熱、これはやっぱり養成機関といふものがしつかりしていなくちゃいけないと思ひますよ。これも私の方の実例ですが、ある大学の教育学部の教授の指導を受けると校長が使いつらうてしようがないという。何んでもかんでも校長の言うことは反対しろと、こう指導されたといふのです。現体制を打破するためには、いまの校長らは文部省の命令で現体制の末端だから、もう何でもかんでもこれは反対しろと。校長が一学期間かかってようやく何とかなったと思つたら、夏休みになったところがまたその教授にどこか海岸の方へ呼ばれて講習会みたいなのをやらねえと、また気合いかけて、ちつとやつくなくなつたじゃないか、もう少し校長を痛めつけろと、さういふわけで、二学期からまたどうしよ

うもなくなくなったといふのだね。さういふような教員の養成機関が現存しているといふことを一つ考えますと、私はこれは非常に憂うべきことだともつと逆に、さういふふうな教員を再教育によつて本當の正しい素直な誠実な教員に仕上げるようなさういふ養成機関といふもの、再教育機関といふものをしつかりつくる必要があるんじゃないか。

これは時間がなくなつちやうからもう一つ言いますと、ついでだから二つ聞いちゃいますが、もう一つは、先生は、現代の荒廃した世相といふものは競争率やなんか激しい個人主義的な大学の入試やなんかにおけるさういふものが大きな災いのもんだと、だから助け合い教育やればいんだと、さういふことを言つていました。が、私も確かにそれはうなずけるのです。しかし、一番大きな原因は、私はもつと教育的に見た場合には、教育の本質を失つた教師が余り多いからこつたんじゃないか。もう放課時間を待ちかねて帰つたんじやないか。もう放課時間を待ちかねて帰つたんじやないか。金、物と金銭的な面で教育といふものが災いされ過ぎたんじゃないか。教育といふものは、さういふ物質的なものというよりも、むしろ人間の魂を人間が伸ばす、人間の心を人間が伸ばすとしたら、私は、俸給が上がらなかつたらストライキやる、超過勤務手当をよこさなかつたらストライキやる、その精神的なものを金に換算して考えるところに教育の本質を失つた原因がある、さう思ふのです。が、もつと教育の本質をいまの日本の教育界にばちつと立て直す、さういふ情熱といふものを文部大臣はお持ちかどうか。

○国務大臣(永井道雄君) ただいまの教育の情熱といふんです。金によつてすべてを得るのではなく、それ以上の理想といふものが教育に必要である。そして、そこでまた政治的な対立といふようなものにも左右されずに教育を充実すべきであつて、そこにこそ教育の生きがいがある。さう考えましたから、私はただいまついている職を引き受けたわけでは、これも、ですから、全く今日も変わりありません。ただ、それを実現していくのはなかなか容易でないといふことは十分に認識をいたしております。

そこで、まず私自身が自戒すべきことが非常に重要であると考えておりますが、しかし、それだけにとまらず、特に教員養成に関連して御指摘になりましたことは、これは教員養成審議会においても非常に検討しておられるところであります。が、先生になる前の養成の仕方、現職についてからの再教育——私は実はこの主任の問題について考えましたのは、他の職場におきましては、先生になる前は意欲を持てて入つてくるのですけれども、しかし経験が不足しておりますからしたが、主任というふうなものを指導助言といふ角度からとらえるべきであるといふふうに申しましたのも一つは、常時やはり現職教育が行われるべきであるといふ考えです。しかし、それだけでは足りないもので、わが国におきましてすでに海外研修というふうな方法も工夫を凝らしてきております。これは視野を広める上で大事と思ひます。しかし、そのほかに、いままでの教員養成だけでなく、現職教育をどのようにして強化していくべきかといふことは非常に重要な課題である。ですから、いままでもあるものはありますけれども、これにとまらず工夫をいたすべきであると考えております。

○中村登美君 大変古い古き言ひであるが、最近の若者と云ふと、大学は出て知識はもちろんのこと教養が足りない、あんなに仕方や目上の上に対する礼儀も余りわからない。たとえば、私も経験しておりますが、タクシーに乗れば物を聞いても返すものもおつくさうな運転手、それからサービスがいろいろとでは昔はもう定評つきだった一流デパートの女子店員などの誠意のない応対ぶり、それから電車などでお年寄りに席を譲る若い方が少なく、つり皮にぶら下つてお年寄りの姿を見ると全く漫画だと慨嘆している人もあるよう

このごろでございませう。また、あの有名な東大の名譽教授の高島さんが、戦後二十一年から毎週一回、二十八年間続けたといふその日高パーティーをこのたび解散したといふことがありますが、それは移り変わる若者の様子を見てがまんがでなくなつてさういふ結論を出したといふことでございませうが、最後のパーティーに二百人近い若者が集まつて、解散宣言をしてに座つた日高さんに対して話しかける若者もなかつたといふことが、若者たちのためによかれと心を砕いたその善意に対して交流する何物も持たなかつた若者たち、それから自分を反省するといふことに非常に欠けておつて、自分には甘く、外にきつく、何か満足できないことがあれば責任を全部周りに押しつけてしまふ。自己管理能力に欠けているといひまじやうか。最近の若者はなつておらぬと悲憤すると、年寄りのヒステリー的な兆候などと言われまふが、必ずしもさうとばかり考へておられませう。このごろでございませう。どうしてこんな若者が大量に生産されてきたのでしょうか。社会にも家庭にももちろん大きな原因があると思ひますけれども、最も大きな根本をなすその原因に戦後の教育があると思ひわけがございませうけれども、大臣はこの問題についてどのように考へてございませうか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 私は、一つの民族が敗戦いたしましたとき、本當に力強く再建していくといふことは、なかなかむずかしいことだと思ひます。ただいま家庭、社会といふ言葉もございませうが、一般に戦争直後からしばらく見られましたが、たといふ戦争中うまうやならなかつたのだ、さうも自分らが戦争中うまうやならなかつたのだ、そのためにこうなつたのだからといふことで毅然たる態度で家庭でも臨みにつかつた。しかし、さういふことはやはり学校にもあつたといふことは否定できない重要なことであると思ひます。すでに三十年を経まして、私は、日本の民族といふものが本當に自立してつぽななものであるとして成長

していかねばならない、その場合には、やはり従来の民族の伝統というものをただそのまま継承するというのではなく、新しい時代にふさわしいような形で継承していく基本的な精神というものが大事であると思います。それがありませんと、何事も本心に届かない。

具体的に申しますと、非常に卑近な例でございしますが、たとえば言葉遣いというふうなものにも相当の乱れがあるかと思ひます。この点は、教育課程審議会などでも相当問題として審議をされている点でありまして、正しく日本語を使つて表現をするということは、言葉だけではなくて人間が持つべき社会関係をつくっていく基礎でございしますから、今度の教育課程では、そうした正しい日本語の表現の仕方、そういうことをもつと重視すべきであるということがうたわれておりますが、私は、一例を申し上げますと、こういうことが小さいよう

うで非常に大事であると思ひます。
また、たとえば歴史の学習などにつきましても、これはOECDの報告書が書いていて、ことごとございしますが、桂離宮というものが国にある。ところが、その時分の社会構造というものは現在よりも封建的であつた、だから桂離宮はだめであるという形の考え方がどうも日本に戦後強かつたのではないか。当時の社会構造を変えて現在に民主的にしていくことはもちろん必要なことであるけれども——これはOECDが申しているのです。が、しかし、同時に、当時の日本、その社会構造の中においてもあれだけのりっぱな文化遺産を残した祖先をなぜ日本人は尊重しないのであろうかと、こういうふうな言つております。

私は、そういう点、先ほど過去をりっぱに創造的に継承しなければならぬと申しておりますのは、別に桂離宮がつくられたころの社会構造に戻れと言ふのではない。そうではなくて、前に進んでいくのでございしますが、しかし、同時に、当時の社会構造の中で今日の日本人が顧みなければならぬようなりっぱな文化遺産が事実残されてゐる。それ以上のものをつくらなければいけない

というように私も考えていかなければならぬ。こういう点において、やはり敗戦の傷跡というものはわが国にもあつた、そしてまだ完全に消えてはいないのではないかと、かように私自身が考えているわけではございません。

○中村登美君 どのような国でも、国語と歴史がその国の教育を支える二大支柱だと言われておりますが、わが国の戦後の教育がこの国語と歴史をどれほどいいかげんに扱つてきたか。日本の教育が日本の文化遺産を次の世代に正確に着実に伝えるという本来の課題を忘れて政治に振り回されてきたために、戦後の若者たちが生活の形を失ひ、誇りを失ひ、思考能力を失ひ、感受性を失つてしまつたのではないかと思ひます。戦後の日本の歴史や国語教育のあり方について大臣はどのようにお考えになつておられますでしょうか、お伺ひいたします。

○国務大臣(永井道雄君) これは実はたまたま私が考へておりますこととそれから教育課程審議会の中間まとめで発表されておりますことと非常に類似でございしますので、そしてまた、私も多数の先生方が御検討になつた審議会の御意見を尊重したいと思ひますので、その部分との関連においてお答えしたいと思ひます。

まず、国語につきましても、小学校、中学校、高校全部を通して、わが国の児童、生徒は国語を正しく使う能力を必ずしも十分に持っているとは言えない。そこで、とりわけ弱い方々の能力を高める能力である。そこで、今後は言語の教育の立場を重視して、表現力また作文力を高め、聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと、この相互の運用を考へて、十分に国語教育というものを強化していくべきであるという御意見でございします。ただいま正しく正確に考へるといふことが重要であるとおつしやいましたが、私は、そういう正しく考へるといふことも、ただ抽象的に考へるのでなく、やはり日本語で考へまして日本語で表現するわけではございませんから、そうした意味合いにおきまして、この審議会の表現力、作文力の重視というのは大変大事であると思ひてお

ます。

なお、歴史でございしますが、歴史につきましても小学校段階では第六学年の歴史の学習などについて中学や高校の歴史との関連を十分に考慮する必要がある。そして、その場合に特にどういふことを考へていくかと言つと、まだ六学年は児童でございしますから、歴史に対する関心や興味を高めるためには、歴史上の人物あるいは具体的な文化遺産、先ほど桂離宮のことを申しましたが、そうしたものを重点的に取り上げるようにすることが必要ではないか。これも私は要当な指摘であると思ひます。歴史といふのを全体的な流れとして抽象化して把握いたしますのは高学年段階において可能でございしますが、しかし、もつといわば人間が生きてきている歴史、そして文化を形成してきた歴史といふことを考へますと、本當にこの具体的な過去のわが国の歴史的伝統といふものが児童の心に伝つていくように、そうした方向で変えていくべきだといふこの審議会のお考え、これを実現いたすことができませんらば、相当いままでとは違つた角度で歴史の教育が強化されると考へております。

○中村登美君 現在、日本の高校進学率は九二％といふこととございします。高校教育機関の進学者は十五年前の三倍、義務教育を終えたとすぐ仕事につく人がほとんどだつた戦前とはまさに隔世の感があるわけとございしますが、戦後三十年の間に私も国民がかくも教育熱心といふか、上級学校を志向するようになった理由はどこにあると思ひていしうか、大臣にお伺ひいたします。

○国務大臣(永井道雄君) これはわが国の社会構造あるいは産業構造が変つて、端的に申しますと第二次産業ないし第三次産業が急速に拡大した。そういったと、そうした職場における職業的な準備といふものをいたしますためには、相当高学歴を要する下敷きといふものが必要である。さうなことから、やはり基本的には、戦争直後で申しますと産業別の第一次産業従事者は四十数％でございしたから、そのころと基本的

変わつてきたといふことがまず下敷きとしてあると思ひます。

しかし、次には、これはいろいろな調査がございしますが、なぜ上級学校に進学するかといふ質問をいたしますと、どこの国も実はさうなつてゐるのですが、ほかの人が行くから私も行くといふ答えが非常に多いでございします。そういう意味におきましては、必ずしも自覚的に新しい社会の建設との関連において明確な意識といふものを持たないで、一つの勢いといふものになつてゐるといふ側面もまたあるかと思ひます。

○中村登美君 次に、国民がより高い教育を受けることは願ひしいことではあります。人間はその能力にかかわらずその意思と希望によつてどんな入学をさせるべしといふ高校の全入運動は選挙の票かせぎにまで利用されて、高校がどんどん増設されて、意思と希望があれば進学させるべしといふ論理がまかり通つてゐるようございします。「毎日新聞」の昨年の十月の初めころの社説に高校はオール一の者でも受け入れるべきであると主張しておつたのを記憶しておりますが、受け入れた高校側はどのように扱つておられるのか、余り高校で落第したなどという話は聞いておりませんので、力のあるなしを問わず卒業させていると思ひうわけとございしますが、このような高校の全入問題を、現在の実力はつかなくても三年たてば卒業をさせてしまふといふ高校のあり方等について、大臣はどうお考えでございしますしうか。

○国務大臣(永井道雄君) 実は、いまの高校のカリキュラムを非常な進学率の増大に合わせてどう変えるかといふことは、これは教育課程審議会の大変な問題でございまして、そこで現段階において考へられておりますことは、共通必修という形でまず一年次のところに共通の地盤をつくり上げる。そして、それから先のところは、いわゆる普通課程とそれから職業課程、それからなおそれ細かく分かれていくような方向にしていふ。ただし、その場合も、普通課程の人にもいままでよりは職業的な要素といふものを教えることによつ

て観念的に流れないようにするというところでございます。で、それがまだ案の段階で、そこで先ほど申し上げたように非常に時間がかかるというのは、いまの高校の課程にはそうした共通必修のようなものがないわけです。まだ高校が普及率が五十数%だったころの課程でございますので、ここに一つのおくれがございますから、これはできるだけ限り早く変えて、そうして現在高校に入っている人たちにふさわしいような形で教育課程を組んでいかなければならない。

ただ、そのことが、では結局だれでも全部が義務教育的に入る高校をつくるのかというところではない。これは現段階において果たしてどうしても十二年を義務教育としなければならぬという意味合いにおける教育的な理由というものが明確でないということが一つ。それから高校の三割が私学でございます。そういうことを勘案いたしますと、財政能力の点から申しましても義務教育というふうに考えにくい。ただ、現状九一・九%に及んでおりますから、そういう九一・九%の方々の学習をどういうふうに生かすかということに教育課程審議会は努力をしているわけでございますが、それは先ほど申し上げたような方向であるというところでございます。

○中村登美君 高校の全入運動論者の根本に能力の平等の思想があると聞いておりますが、アメリカ、ソ連などでは、最近逆に徹底的なエリート教育が行われているとも聞きますわけですが、そのような事態を御存じでございますか。御存じでしたらその実態について、また、そういったエリート教育という問題についての大臣の御意見もあわせて伺わせていただきたい。

○国務大臣(永井道雄君) このエリートというものは、昨日も東ドイツのフンボルト大学の学長に、この方は教育学者でございますが、お目にかかった。それからアメリカの学者の方々ともお目にかかっていますが、エリートというのをどう定義するかというのは非常にむずかしい問題です。といひますのは、余り早期にたとえある種

の専門の人を選んでしまふということ、かえってその専門領域、たとえば科学者という面が弱まってしまう。そこで、やはりあらゆる人々に教育の門戸を開く、そうしてそこで本当に適正な競争が行われ、広い層から非常にいい科学者が選ばれてくるという方向を目指す方がよろしいというわけで、私は、そういう意味において、いままで複線型教育というのがありまして、非常に早い段階から、たとえば中学である種の人が英語ができればもうその人たちがだけしか英語教育をやらない、それであとの人はどうでもいいのだというやり方、こういうやり方をとっている学校もヨーロッパにはございましたし、実はヨーロッパも相当そこが変わってきておりますから、私は余り早期に決めてしまふということには疑問がございます。それが一つ。しかし、ある段階においては、たとえばいまの高校がそうですが、共通必修というものを考える半面におきまして、やはり高校などでは教育を多様化して、そして個性能力とか適性能力、そういうものをなるべくそれぞれの人が見出して、自分の適性能力を最高度に上げていくようなカリキュラムにしていこうということが非常に大事だと思います。

このエリートというのをどう定義すべきかというところは非常にむずかしいところでございますが、エリートから生じやすい一つの弊害を申しますと、自分はエリートではかの人を見下すというふうになつては困るわけですが、そうではなくて、むしろ科学者にいたしましてもあるいは専門的な法律家ないしは行政者なども大変高度の専門性を要する時代になつてまいりましたから、あらゆる国民の中からその適性能力において最もふさわしい人を多様化する専門化社会において活用する方向、一言で申しますればそれがエリート養成の新しい方向だと思ひますが、そしてその場に立つ人が非常に権威主義的優越感を持たないようになつていくと、こういうことをお説のとおりそれぞれその国でいろいろ努力をしている点でございますし、また、わが国は、それと、外国でやっているとい

ないとかかわらず相当の努力をいたしていきたいと思います。と、たとえば科学の発展、たとえば核融合というふうなものは、将来のわが国のエネルギー源などを考えますと非常に重要な学問研究の領域でございますが、その領域の学者の方々の御意見によりまして、やはりどうも先進諸国よりおくれいている面が非常にあるようでございまして、でございますから、そういう人々について、それは高校ないし大学でもってそういう人たちの適性能力を大いに活用して、さらに大学院で充実した研究に入っていくという方向をしっかりととめていく。これは今日も相当行われていることですが、なお強化していくということは非常に大事であると思っております。

○中村登美君 大学進学率が四〇%、ますます激しくなる受験競争の勝利者となろうということ、小学生の塾通いが蔓延しております。普通の日だと四時から十時まで、小学生を七時に終わらせて中学生はそれからという平均パターンだそうでございますが、子供たちの心身の健全な発育は親側の期待する学力向上と塾通いの両方という考えはさまたげ無視されていましてというのが現状でございます。電車に乗って家に帰ると午後十一時という中学生もいるそうでございます。子供が遅くなつても親はどうしたんだと聞くことをしなないというふうでございますが、子供にとつて塾はしきの御旗であり、親は安心の材料であり、塾側は一部を除くともうけ主義、そうして学校や教育委員会は無視というのが現在の塾ブームを取り巻く状況のようでございますが、この現状でよいとお思ひでございますか、文部大臣のこれらに対する御意見を伺わせていただきます。

○国務大臣(永井道雄君) よいと思つております。で、でございますから、まずこれは、まあ塾にも二種類あると思ひますが、一つは先生御指摘のいわゆる進学塾的なもの、あと学習塾的なもの、これは補習的なもの、これは少し違ふと思ひますけれども、進学塾的なものは非常にあつたやうな形、これは避けなければならない。そこで、文部省は、

本年度とはにかかはつきり実態をつかまないとはいけませんから、そういう塾がどう分布状態にあって、あるいはその活動内容というものがどういう形で児童、生徒の学校外の生活というものに影響を与えているか、これを「昭和五十一年度児童生徒の学校外活動に関する実態調査」という形で調査をいたしまして、できる限り早く明らかにして、そうして国民的な関心というものを高く持っていくたい。そうして、他方、いづれもこれからの教育課程というものを内容のあるものにしていくという方向で、つまりいまあるものの中で問題のものを非常にばつぱり国民共通の課題とさせて、そういうことをまずこの調査を通してはつきりもつとしっかりと固めていく方向に進みたいと思ひます。

○中村登美君 都立の国分高校で卒業式に日の丸を掲げてほしいという要求が三年生から起こつて、生徒たちが賛否を全員投票で確認したそうでございますが、先生にこのことを頼んだところが、職員会議で前例がないということでこれを退けてしまつて、子供たちの訴えに十分対処することなく、同校の卒業式は前例どおり日の丸を掲げないで行われたというところでございますが、この問題について大臣は御存じかどうか。また、文部省関係の方は御存じだと思ひますが、日の丸を卒業式に掲げたことのない学校にも、私どもには驚くべきことであると思いますが、なおこのような日の丸を掲げてくれなど言う生徒をつくつたことを反省しなればという先生側の意見もあつたということなのですから、どこの国の先生なのかしらと疑いたくなるような気持ちでございます。戦争も国の歴史であり、そのときどきで国民は真剣に生きてきたわけでありまして、一人の日本人として国旗と国歌と民族に誇りを持ち、祖先と父母に感謝し、相互扶助の精神を養うということは当然のことであると存じます。この問題につきましても大臣御存じでございますか。御存じでしたらばその問題についての御意見を、もし御存じなかつ

たら文部省の方でも結構でございますが、御意見を伺わせたいたと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 私は、これは新聞報道で存じておるわけでございます。そこで、これにつきまして東京都教育委員会はとういうふうに対処したかということをお調べしました。三月の都議会では答弁がございました。これはたまたま御指摘のように、日の丸を掲揚したいという生徒の数の方が多かったということでございます。そこで、その答弁は、式場に日の丸を掲揚したいという生徒の希望はそれ自体望ましいものである。したがって、学校としては——それに反対する生徒がいたわけですが、その反対派に対するきめ細かい指導を行うことによつてよりよい卒業式の実現に努めることが望ましかったということをお聞きしました。文部省は、この東京都教育委員会は答えております。文部省は、この東京都教育委員会と同様の見解でございます。卒業式等の儀式におきまして日の丸を掲揚するということは望ましいという指導を従来行っているわけでございます。それから、この場合、東京都教育委員会のように指導が行われるべきであると考えております。

○中村登美君 時間でございますから終わらせていただきます。

○久保直君 私は、質問に先立って、先ほど高橋委員から意見として述べられたような問題について、一般的に考え方の違いです。これについて触れようと思いませんが、重要な二点について大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

一つは、日教組が教育課程の編成やあるいは主任制の問題について教育委員会に対してあるいは文部省に対して協議を求めることが教育行政への介入ではないかといったような意味の御発言がありました。このことについて、私は、従来文部大臣が述べられてきた考え方からするならば、そういう立場に立たないと思うわけであります。特に、教育課程といふことは、教師の教育研究の問題につきましても、日教組の教研集が日光で第一回を開催いたしましたときには、文部大臣がこ

の教研集会に対して祝辞を贈られて、その中で、現場の教師たちの自主的な研究の成果がこのようにして全国的に集められてここで会議が開かれるということは日本の民主教育の夜明けであるという意味の祝辞を贈られております。なお、文部大臣もこの教研集会の意義を評価されておりました。これはこそ、この講師団としても参加されておつたのだと思ふのであります。私は、そういう意味では、これらのことはむしろ奨励されるべきことであつて、このことが教育行政への介入といふやうなことで退けられるべき問題ではなからう、こう考えております。特に、主任制の問題についても、教育委員会と教組との協議は当然あるべきことであるといふ従来大臣が表明されました見解からいたしまして、行政権への介入としてとらえることは間違ひであらう、この点について大臣の見解を一つ伺つておきたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、先ほどの御発言の中で、人事の一般論としてではなくて、具体的に教師が課長になりたいと言つた。そのことについて、教育委員会に対してそんな人事があるかといふことといふ話をしていければ、こういう教師を課長にすればこういう利点があるんだと教育委員会は言つておつたけれども、最後にはそれはつづれた、こういう話があつたのであります。この話をお聞きいたしておきますと、この教育委員会は人事に関する個人の問題を第三者に漏らし、そして第三者の意見を聞きながら教育委員会がこれらの人事をやっているのではないかと思はれる節があります。このようなことは第三者による人事介入である、私もそれはそうに思ふわけでありまして、このようなことがもし現実に行われておるとすれば大変遺憾なことでありまして、文部大臣のこのような県教育委員会の人事に臨む姿勢についても見解をお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 日本教職員組合が教育研究集会を開いたり、あるいは教育課程についていろいろ意見を表明する、そのこと自体が行政に

対する介入であると私は申し上げておりません。そうではないと思ひます。意見を表明していただいて結構でございます。

また、主任につきましても、私は、制度化に初めから断固反対、もうだめだといふので話し合ひをしないのは困りますとは申しましたけれども、話し合ひをすることは結構であるといふふうに申し上げております。

それからいまの三番目の人事の問題でございますが、それは当然教育委員会はその当事者といひまして自分の責任において決定するわけでございしますが、いま御指摘になりました事例は具体的に私は承知いたしております。その事例は具体的に、それがどのようなものであるかということについての判断は差し控えていただきたいと思います。

○久保直君 いや、人事の問題については具体的に承知しておらないと言われたのですが、いま高橋委員の方から具体的に言われておるわけですが、教組の元委員長が課長になりたと言つたといふ、こういう人事があるのかどうか私はよく知りませんが、課長になりたと言つた。そういう昔教育委員会といふいろいろやう合つておつた者が課長になるといふのはおかしいじやないかと言つたら、教育委員会が、いや、こういうのを課長にしておくと組合対策上大変都合がいいのだと言つた。しかし、いろいろあつてこの人事はつづれた、こういうお話であつたのです。こういうやうな教育委員会の人事といふのが行われているとすれば、これは第三者、特に政治家等の教育人事に対する不当な介入といふことになりませんか、いまのような問題があると思はれます。

○国務大臣(永井道雄君) ただいま高橋委員のお話は承つておりましたけれども、私承つておりますときに、高橋委員がそういうふうな政治的に政治家としてお話し合ひになつたのか、あるいはこゝういふ事例があるといふことでほかの方との話し合ひであつたのか、その辺が具体的によくわからなかつたものですから、よく具体的なケースに即

して考えないといけないことであると申ししたわけでございます。教育委員会が人事を行います場合には教育委員会の責任において政治に左右されずに決めることがその当然の責任である、かやうに考えております。

○久保直君 委員の発言に関する問題でありまして、私もこれ以上申し上げませんが、いまのやうな問題はきわめて人事介入とまざらわしい重要な問題でありますから、文部省としては現にこれらの問題については調査をされ、そしてそのやうなことにいつてその見解をきちんとしていただきたい、こう思ひます。

次に、文部大臣にぜひこの際御見解を承りたいと思ひます。これは、先ほど教育界の内部における拝金主義の思想的な考え方をいろいろ言われまして、そのことが教育界の問題を起している原因として指摘がありました。私は、そういうことの背後にある、今日わが国における政治不信の最大の問題として、ロッキード問題が青少年に与えた影響はきわめて深刻なものがあらうと考えております。特に、あなたは、この事件が起きました当初、新聞報道等では三木首相の特使としてアメリカに派遣されるかもしれないとわきされた、三木さんの言つてみれば最も親近のブレンでありましたが、このロッキード問題が青少年に与えた影響、子供たちに深刻に作用している問題等についてこの問題について文部省としてどういふことを望んでおられるのか、端的なお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 私は、ロッキード事件はいまだにその内容が十分に解明されておられませんから、そのロッキード事件といふものが何ものであるかといふことについて判断を急ぐことはよくないと思ひます。ただ、伝えられるやうな問題との関連におきまして、たとえばわが国の政治に非常に金がかかるし、さらにその金の出入れなどが不明朗な面があるのではないかといふことは、実は子供ではなくて、すでに大人のほう

が、いろいろな世論調査を見ると明らかなように、相当の不信感を示しているわけでございます。大人がそうした状況でございますから、私は当然子供にもその影響があるものと考え、これは子供にとって望ましいものと思いません。

そこで、どういたすべきかということでございますが、私は、わが国の教育と政治との関連において基本原則を示しておりますのは教育基本法第八条でございますが、八条二項におきまして教育の中立性ということを言っておりますが、実は一項の方がかなり大事なんです。といひますのは、政治的教養というものを民主的な社会においてはつけることは非常に大事だ。これはそれこそ将来にわたってつばなわが国の政治を築いていきますためには、その八条一項の精神に基づいて、これはいたずらに興奮するということやないことがあつてはならないので、やはり事実上即して現状がどうなっているかを年齢に応じて学習させるということと、それから習慣形成の意味合いにおいてやはりいまの子供の人たちが次第に社会を形成していく、そういう段階に備えまして、子供の時分から自分たちの社会を十分に討議をしながらつくり上げていくというような教育というものが、これまでも強化されるべきであつたと思ひますが、こうした事柄が起つたのを機に一層強めていかなければならないと思つております。

○久保亘君 どうも大臣のお話は一般的な評論としてなされるものですから、私はそうじやなくて、わが国の教育行政の最高責任者の立場にあられるあなたとして、このロッキード問題というのは、その真相がいま明らかになつていないやないかという事は別に、現にこの事件が日本の社会を大きく揺るがしているわけです。そうして、この問題の背景やそれからこの問題の現状などについて絶えず報道され続けているわけです。こういう問題が起きているその責任がわが国の政治にあるということについてはこれは否定できないわけです。そうすると、その問題が現に日本の教育、子供たちに対して深刻な影響を及ぼすつあるということについては否定できない。そういう影響についてあなた方がもつ的確にこの実情をとらえられるということは、今後の学校教育等におけるこの問題に対する対処の仕方というものを文部省がきちんとしていく上に非常に私は重要なことだと思ひます。だから、これが非常に深刻な影響を子供たちの世界に学校教育の現場にもたらしているということについてはお認めになつていられるわけですか。そうして、そのことに対して、やはりこの問題は真相を徹底的に究明すると同時に、その責任を明確にすることによって子供たちへの悪影響を断ち切る、そしてこれらの問題に十分耐えていける子供たちを育てるということについて文部省は現実責任を負つていられるということについてお考えになつていられるかどうか、その点をお聞きしたい。

育、子供たちに対して深刻な影響を及ぼすつあるということについては否定できない。そういう影響についてあなた方がもつ的確にこの実情をとらえられるということは、今後の学校教育等におけるこの問題に対する対処の仕方というものを文部省がきちんとしていく上に非常に私は重要なことだと思ひます。だから、これが非常に深刻な影響を子供たちの世界に学校教育の現場にもたらしているということについてはお認めになつていられるわけですか。そうして、そのことに対して、やはりこの問題は真相を徹底的に究明すると同時に、その責任を明確にすることによって子供たちへの悪影響を断ち切る、そしてこれらの問題に十分耐えていける子供たちを育てるということについて文部省は現実責任を負つていられるということについてお考えになつていられるかどうか、その点をお聞きしたい。

○国務大臣(永井道雄君) 文部省は直接に教育に責任を持つていられるわけでございます。また、私は他方この内閣の閣僚の一人としての責任を持つておりますから、その二つは若干分かれるところがあるかと思ひます。

まず、後者の方について申し上げます、これは総理大臣が真相を究明しなければいけないし、そして責任も明らかにしたいということでございますし、私はそうした立場を堅持しなければならぬと考えております。

次に、文部省の教育の方の問題について申し上げます、これは非常に複雑な事件でございますから、こういう問題の教育というものはわが学校の教育課程で申しますと時事問題というようなカテゴリーに入らぬと思ひますけれども、それをこうしたもの、さつきそこそまだ十分に真相が明らかでない段階ではという表現を用いましたのは、やはり年齢に応じていわば尚早な判断に走つてはいけませんと思ひます。そして、年齢に応じて十分に理解を深めていくような形で指導していかなければならぬ問題であつて、そういう意味合いにおいて、教育の角度からこの種進行している問題をとのよ

うに扱つかうということは、実は小学校、中学はもとよりでございますが、それぞれの段階において非常に慎重を要することと思ひます。

○久保亘君 それでは、時間もありませんから、私はこの問題と関連をしながらぜひこれを具体的ににお答えいただきたいと思ひます。昨年も私立大学の入学寄付金の徴収の実情についてお尋ねし、その対策をお願いいたしました。ところが、私どもが今日いろいろの報道で知りますところでは、私立大学の特に医学部、歯学部等における入学寄付金の徴収額は昨年を上回るものがあると聞いております。この実態についてまずお知らせいただきたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 管理局長から実態をまず御報告させます。

○政府委員(清水成之君) 五十一年度本年度の寄付金の状況につきましては近日中に調査を開始したいということで準備をしておる次第でございます。そので、本年春のことにつきましてはまたその時期に結果がまとまりまして御報告いたしたいと存じます。

そこで、五十年年度のことで御報告をいたしたいと思ひますが、五十年の医学部が二十八学部あるわけでございますが、このうち寄付金を徴収していないものが二大学でございます。それを除きますと二十六大学のうち入学者三千三百二十二人に対して寄付者が二千三百九十九人、七二%の者が寄付をしておる、こういうことに相なつております。寄付金総額といたしまして三百六十億円、それから寄付者一人当たり平均額にいたしますと千五百万円、こういう数字に相なつております。なお、このときの最高が四千万円というのがわずかございます。

それから歯学部でございますが、十五学部ございまして、これは十五学部全部でございますが、入学者数二千六百八人に対して寄付者が二千五百二十三人、九七%が寄付を出しておる。寄付金総額が二百六十四億円でございます。寄付者一人当たり金額が千四百五十五万円、こういう数字に

相なつております。

とりあえず以上御報告申し上げます。

○久保亘君 この五十年年度の医学部、歯学部の寄付金の額というのは、文部省の調べによつても四十九年度をかなり上回つておりますね。

○政府委員(清水成之君) 寄付者一人当たり平均額で比較いたしますと、四十九年度が医学部が千二百六十六万円、それから歯学部が七百八十三万円、これが寄付の平均でございます。

○久保亘君 いや、四十九年度から五十年年度にかけてかなり上回つていられる。しかも、私どもがこの問題を指摘いたしましたのは、五十年年度の入学試験が行われる前でありまして、その前後にその善処方を求めたわけでありまして、しかも五十年年度は四十九年度をはるかに上回る金額が徴収された。ということとは、本年度入学生にもかなりの寄付金が課せられたと考へられるのでありますが、その大まかな実情というものについて、金額ではわかりなくても、五十年年度もなおこの寄付金徴収は引き続き拡大しているというふうな御理解になつていられるかどうか、その点を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(清水成之君) その点が、冒頭にお答えいたしましたように、私も具体的にまだつかんでいないわけでございます。どういう傾向かどうかという点につきましては巷間いろいろ言われておりますが、それからいきますと、やっぱり上がつておる傾向になつておるのではなからうかと思ひますが、本日この席でどういう傾向とつかんでおるというふうな申し上げることは私としては差し控えていただきたい、かように存する次第でございます。

○久保亘君 伝えられるところによれば、寄付金をめぐつて税務当局との間に問題が起きたり、寄付を納めた側のその収入所得をめぐつて税務当局との間に争ひの起つていられる問題もあるやに聞いております。こういうような状態が依然として改められることなく拡大をしている。このことは、文部省はこの問題に対する指導力というのが全く

及ばないのだろうか。それからもう一つ、子供の側に立つてみれば、金を積めば大学に入れる、こういう考え方がはつきり出てくると思うのです。こういうことが望ましいのかどうか。これはどういふふうにして規制ができるのか。これは大臣にお尋ねします。

○国務大臣(永井道雄君) まず第一に、金を積み大学に入れるという考え方は私のとらなないところでございます。そうでない状況にしなければならぬ。

ただ、現実においてこうなっておりますから、そこでどうするかという問題ですが、これはやはりわが国の医歯科大学建設の計画というものが必ずしも十分でなかったということに起因するかと思ひますが、まあ文部省としてこれに対処いたしますためには、第一には私学振興助成の中で特に医歯系大学に対して国庫補助金を配分いたします場合に、他の学科よりは相当の大幅に多い額、これを補助いたしまして医歯系大学の経営の健全化を図る。これが、現在、大体医歯系一人当たりは大学平均一人当たりの十倍になっておりますが、この方向を堅持しなければならぬということでございます。

それからもう一つは、国立で医歯系の大学を強化するという方向を進めてきておりますが、これは最終的な目標を医師の養成については昭和六十年を目標として推計をしているわけでございまして、これをどうしても強化していかなければいけないということ。そして、もう一つは、今後は医歯系の私立の学校の施設というものはこれはもう全力を挙げて私たちは抑制をしなければいけないし、特にその場合に寄付金などに頼るというような形でつくられるというものについては十二分のチェックをしなければならぬ。おっしゃるように、教育の機会均等という立場からも非常に問題のあるものでありますので、これはいま申し上げたような角度で文部省としては一日も早く是正したいと思つてございまして、本年大学入学に伴う各

種納付金の先取りの自粛について文部省は行政指導をされたと思つておりますが、この成果がどの程度あらわれておられるのか、御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) この問題については、昨年度国会で御指摘をいただきました問題でありまして、やはりある大学の授業を受けない者から授業料などを徴収することは好ましくございませう。それで、国会で御審議をいただいた精神というものを尊重いたしまして、昨年の九月一日付で通知を出し、指導いたしました。その結果といしまして、現状では、昭和五十一年四月現在で改善をいたしました大学、短大は、七百校のうち六百七十二校でございます。

○久保亘君 この改善によつて、現実には、大学に合格しました学生、というよりは負担するのは主として父母でありますから、その父母負担が金額にしてどれくらい軽減されたという判断をされておりますか。

○政府委員(清水成之君) 五十一年度のその状況につきましては、これも先ほどの寄付金と同様に近々調査をする準備をいたしておりますが、五十一年度の場合を申し上げますと、入学金が取りっぱなしであったというのが約六十億円でございます。そこで、それから推計いたしますと、それに近い、あるいはそれを若干上回るというような金額が出てくるのではなからうか、かように考える次第でございますが、一面、また中には、入学金を何といひますが、五十一年度上げておるところが出てくるだろうと思ひますので、大学自体の収入から見るとどういふふうになるかと、こういう点はまた今後の調査の結果を見上上で御報告いたしたいと存じます。

○久保亘君 この寄付金の問題にいたしまして、先取りの問題にいたしまして、いづれもこれを文部省が教育的な立場から強く指導されるということになれば、先ほど大臣の御発言にもありましたように、私学助成という実質をもつて指導しなければ、ただ文書の通達だけではなかなかい

かない問題だと思つております。そういう意味では、私学助成が大幅に今後、助成法が二分の一を目標としておりますその目標を目指して拡大されていかなければならぬと考えるのでありますが、現実には私学助成は財政上の理由をもつて大変厳しい制約を受けている。この点について来年度の私学助成の目標をどの辺に置いておられるか、それをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(永井道雄君) 来年度の目標につきましては、ただいま私から明確にたとえばパーセンテージを申し上げることは尚早であると考えております。

○久保亘君 法律が二分の一を目標として決められておるわけですが、であるとすれば、本年度は多分四〇%ぐらいであります。だから、その格差は六〇%もあるわけですが、だから、少なくとも二分の一を目指して今後何年後にはその目標に到達するというものであれば、一応の目標というものがやっぱ文部省になれば、大蔵省の財布のひもかげんということでもやられておつたのじゃ、こういう先ほど問題といたしましたようなことについての文部省の指導というのは現実には功を奏しない、こう考えるのです。だから、予算編成上のそういう問題ではなくて、大臣が少なくとも来年はこの辺まではぜひ私学助成を引き上げたい、二分の一の目標に向かつてこの辺まではいきたいという、そういうあなたの文部大臣としての一つの目標というのがあるだろうと思ふ。それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) これは二分の一以内というところでございまして、そうした目標に到達したいという願望は持っております。願望は持っておりますが、先ほどパーセンテージを申し上げるのは差し控えていただきたいと申しましたのは、現今のやはり財政事情というものを考えて文教行政をやることも決して大蔵省の圧力によつてどうこうということではなく、私も責任を持つてどうしたことについては発言をいたすべきでございますから、願望としてできるだけ多くしたいと

いうことを考えているのですけれども、いまパーセンテージなどについては差し控えていただきたいというところでございまして。

○久保亘君 それじゃ、もう少しまた時期が進みましてからこの問題はお尋ねしたいと思ひます。それでは、次に国立大学の授業料の値上げについては、五十一年度予算の成立がおくれたこととも関連して、少なくとも本年の後期までは見送られると言われておりますが、私は、これを見送ることによつて文教予算に具体的にはね返りが出てくるのか出てこないのか、その点をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文二郎君) 御指摘のとおり、今年度の大学その他国立学校関係の授業料につきましては、暫定予算の関係がございまして、前期においては徴収する額については旧額、後期から改定をするということにいたしましたわけでございまして、これは五十一年度入学者についての特例でございしますが、しかし、同時に考えております育英奨学事業の拡充であるとかその他の措置につきましては、もちろん年度当初から実施をすることにしていくわけでございまして。

問題は、前期の額を旧額にとどめましたので、その関係で約二十七億九千万円の歳入の不足が予想されるわけでございまして。この額は、本年度の国立学校特別会計の歳入予算のうちで、自己財源収入によるもの約一千六百億円の一・七%程度のものでございまして。歳入予算というのは、もともとと歳出予算と違ひまして限度を決めるものではななくて、一応の収入の見積もりを行うものでございまして。したがって、予定に比べましてある程度の変動が生ずることは避けられないところでございまして。この二十七億円につきましても、予算の実行におきまして他の歳入面における収入増、あるいは不用額の発生による歳出減、そういったものも通常予想されるところでございまして、全体としては執行上国立学校の子算に影響はないというふうに考えております。

○久保亘君 じゃ、このことを理由にして大学の

研究費や需要費などにしわ寄せが行われることは絶対にない、こういうふうに理解していいですね。
○政府委員(佐野文一郎君) そういうことは考えておりません。

○久保亘君 それでは、文教予算に直接はね返りがないとすれば、前・後期合算でも五十六億の金額にすぎませんから、この際五十一年度については授業料を年度途中で上げてくるというのものおかしな話でありますから、それで五十一年度は授業料の値上げを見送るということはできないのかどうか、御意見を聞かせたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 国立学校の授業料につきましては四十七年以来据え置き状態になっておりまして、いろいろな情勢を総合的に考えまして五十一年度から額を改定をするということにいたしましたのでございます。本来、授業料の額というものにつきましては、文部省令で国立学校設置法の委任に基づきまして定めるものでございまして、本予算の成立にかかわらずこの改定は事柄としては可能なものではございますけれども、暫定予算ということもございまして、四十七年度の例にならうと前期分は五十一年度入学生についての特例として旧額によるということにいたしましたものでございます。国立学校授業料の改定ということにつきましては諸般の情勢でやはり必要であると考えて実施をいたしましたものでございます。後年度分についても改定を行わないというふうなことは考えておりませんし、また、すでに四月一日付で関係省令の改正をいたしましたのでその改定を実施したところでございますので、御了承いただきたいと思います。

○久保亘君 次に、これは大臣にお聞きしたいのは、最近、教育の施設設備の充実などのために教育債券構想というのが出されておりますが、文部省としてこの教育債券構想を御検討になったことがあるのかどうか。私は、教育債券構想というのが一般財源の不足を教育債に肩がわりをするというふうな形で考えられるとすれば、大変問題だと

思うのであります。その上に、この教育債が目的税的な意味を持って、債券で一定の金額が集められて教育に使われるということになるならば、教育債券を現在の教育行政の機構によって運用することが可能なかどうかですね。これは一般財源として教育債券として発行されたものが大蔵省にそのまま吸い上げられていって、そしてその債券が一般会計の歳入として考えられるということならば、これは教育費に投資するのが惜しいから一般財源の不足を教育債という名前に肩がわりをして債券で徴収する、こういうふうな形になるものであつて大変問題がある、こう思っております。

それからこの教育債券構想が今度は地方自治体及びまると、これはもう紛れもなく父母負担の過重という形で課せられていく。そうすると、この傾向は今度は私立学校等の場合には学校債を発行することによって入学寄付金にかわるものを債券で徴収して卒業段階でその権利放棄をさせる、こういうふうなやり方が生まれてくる可能性があるわけでありまして、この教育債券構想というものは、今日のように財政の非常に危機的な状況の中で出されているということについては私も非常に大きな危惧を抱くわけでありまして、この問題について大臣の御見解を承っておきたい。

○国務大臣(永井道雄君) まず、文部省といましては、これまで教育債券の構想というものを持ってこれを考えてきたというわけではございません。恐らく御指摘の問題は、一部でございまして、新聞に報道されました自由民主党の非課税扱い教育債券発行の構想というのだと思ひます。そういうものでございまして、私たちはまだそういう具体的な構想を聞いておりませんし、また、私たちの方からそういうことを考えておりませんので、そういう段階であると、こういうふうに御了解願いたいと思ひます。

○久保亘君 そうすると、教育債券というものが現実にも具体化してくるという場合に、いま私が申し上げましたような危惧ですね、こういうものが起こり得るということについては大臣はどう

お考えになりますか。

○国務大臣(永井道雄君) 久保委員の先ほどおっしゃいましたいろいろな問題点というものを私はそれなりに了解いたしますけれども、何分にもいま実は具体案というものも聞いていないのですから、それに先回りをいたしましたようなればあつたというふうな見解は持ち合わせていない段階でございまして。

○久保亘君 では、次に、体育局長、お願いしま

す。体育局長にお尋ねしたいのは、社団法人アマチュアボクシング連盟の運営などについて文部省としての程度把握をされておられるのか、それからこのアマチュアボクシング連盟に対して現在国庫補助はどれぐらい出されているのか、御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(安養寺重夫君) 社団法人日本アマチュアボクシング連盟というものが昭和四十六年の一月、文部大臣から設置認可を受けてまして、自來、アマチュアボクシングの活動に従事しておるわけでございまして。現在のところ、四十七都道府県連盟を傘下におさめまして、大学、高校あるいは会社その他民間のクラブというような組織を包み込んでございまして、いろいろとアマチュアボクシングの調査研究、講習会の開催、日本選手権大会その他の競技大会の開催、あるいは現にやっておりますけれども、オリンピック大会への代表参加者の派遣の選考をしておりますが、そういった仕事をやるやっておりますが、審判員だとか指導員の資格の認定なり、安全確保のための普及の事業、あるいは機関誌などの発行、こういうことを多面にわたってやっております。会員の数が約五千名を超える程度になってございまして、現在のその方面の総合的な団体ということで、文部省としましては社団法人としてこの方面の仕事を包括される団体でもございまして、スポーツのアマチュア精神にのっとりいろいろな事業が健全に行われるようにということで一般的な監督をしておる、こういうのが現況でございまして。

○久保亘君 補助金は。

○政府委員(安養寺重夫君) 補助金は、国からは出しておりません。

○久保亘君 そうすると、日体協を経由して国の補助金が行くということになりますか。

○政府委員(安養寺重夫君) 日本体育協会に国からいろいろの補助金を出しますが、その経路を通じてここには補助金は行っておりません。

○久保亘君 そうすると、一切国の援助はいかなる形でもアマチュアボクシング連盟は受けていないと、こういうことですね。それは間違ひありませんか。

○政府委員(安養寺重夫君) 結論的にはさうでございます。

多少御説明いたしますと、まあこういう登録料なり維持費の徴収がございまして、補助金というのがございまして。この団体の受けております補助金は、日本体育協会からも大分来ておりますが、それは日本体育協会が自己財源でいろいろと捻出したものの一部を国際的な行事あるいは国内的な行事に参加するその財源としてもらつておると、あるいは自転車等のあれがございまして、それを日本体育協会がもらひまして、その一部をやはりスポーツ振興事業プロパの経営のためにもらつておると、こういうふうなものがございまして。国の補助金はそういう意味では直接間接行っていないということもございまして。

○久保亘君 わかりました。

きようは時間ありませんから、アマチュアボクシング連盟の運営について、たとえば役員の出の仕方とかそれからその内部のいろいろな問題について意見が関係の方面から出されておるようでありまして、特に、文部省として、体育団体に対する指導などについて従来余り適確でない面があるのじゃないかと、こういうふうに思ひますので、ぜひいろいろ体育団体に対する文部省の認可法人としての権限の内側でできるいろいろな監督や調査などについてお願いをしておきたいと思ひま

す。また、いずれこの問題については具体的に
尋ねたいと思います。

それから最後に大臣にお尋ねしたいのは、この
たび教育白書を出されておるのでありますが、こ
の教育白書についてもう細かい御質問が時間の関
係でできなくなりましたので、私がぜひお聞きし
たいと思っております。点だけを申し上げま
すが、学歴偏重社会の転換が現実に高学歴化によ
つてわが国の社会に起こってきているという見方
されておりますが、この問題については実際には
今日受験地獄がいささかも解消されておらない、
そしてこの受験地獄へ向けての子供たちの競争は
就学前にまで及ぼうとしている、こういうような
状況を考へてまいりますと、学歴偏重主義とい
うのは、いまの教育の課題としてこれを文部省が
高学歴化によって自然にそういう状況が生まれて
きたというとならざるを得ないという状況が生ま
れて、この学歴偏重社会を転換させるために一体
どういふことが必要なのかという具体的な提
言が必要になってきているのではないかと、特
に、この学歴偏重社会が転換することが望ましいと
考へておられる日本の政府、文部省、それから
立大学、こういうようなところにむしろ学歴偏
重主義といふか、悪い意味での官僚主義、こ
ういふものが典型的に存在をしておるとい
ういろいろな人たちが指摘をしておるところで
あります。だから、私は、文部省としてもこの問題
について積極的に取り組んでいくということがこの
白書の中で必要であつたのではないかと思つて
います。そのためには、どうしても現在この白書
の中に数量的に今日わが国の教育界の高学歴化が
どのように進んでしまつた、世界でも二番にな
つたという見方だけではなくて、この裏面にある
もの、塾がどうなつてゐるのか、子供たちの非行
やあるいは学校の競争から脱落をした子供たちの
自殺の問題、この委員会でも指摘がありました、
こういうふうな教育の課題としてこれを取り
上げて当面取り組まなければならぬ問題がこ
の白書の中では見落とされてゐるのではなからう

か、こういう問題について大臣の見解を承りたい
ということが一つであります。

それからもう一つは、この白書から教育の課題
の解決というものを導き出していくとするなら
ば、今日の教育の課題をどうやって解決してい
くかというその道筋について白書はもつと取り上
げるべきではないのか、あるいは白書はその素材
を提供するだけであるというならば、この白書に
次いでその道筋というのはどういう形で今後示さ
れていくのであろうか、この点について大臣のお
考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) ただいま先生の挙げら
れました白書でございますが、力点は確かに一九
六〇年代、昭和三十五年以降の社会的あるいは経
済的な非常な変化の中でわが国の教育の拡大がど
ういふふうになつてゐたかといふことの総括的な
把握といふところに置かれております。ただ、そ
ういふ量的拡大に伴つてこれから質をどうしてい
くかといふことが同時に述べられてゐると思ひま
すが、私は、今回の白書は、そういう点で、量的
拡大より内容の整備充実の段階に入つたといふこ
とを明らかにしてゐるものであるといふ、一番の
要点を申し上げればそういうことであります。た
だ、そういうことを言つても塾のことではないで
はないかと。それは先ほども申し上げましたが、こ
れから本年度ぜひ取り組もうといふことで調査に
入つていくわけでございまして、その点は今回の
白書がカバーできなかった点であります。

それから今後の政策の展開について、白書の姿
からかなり理解される点もあると思ひますが、し
かし、それだけで不十分な点、たとえば学歴社会
を変えていくのには具体的にどういふ方向が必要
であるか、こうしたことは、なお一層、この白書
にもある点がありますが、私は政策の中で明確に
見解を明らかにしていく必要があると考へており
ます。

○委員長(山崎電男君) 午前の会議はこの程度に
とどめ、午後一時二十分再開することとし、暫時
休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(山崎電男君) ただいまから文教委員会
を再開いたします。

教育、文化及び学術に関する調査中、当面の文
教行政に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○鈴木美枝子君 前回、文教委員会三月四日の木
曜日に私が質問いたしました八歳から十四歳まで
の子供の自殺に関して、偏差値を取り上げまして、
業者テストに対してお伺ひいたしました。それに
ついて、永井文部大臣は、徹底的に調べなければ
いけないとおっしゃつていただきました。そのと
おり、その後の新聞紙上、週刊誌を拝見いたし
ますと、積極的に永井文部大臣は指導的にお調べ
になつてゐることを知りました。たとえば四月一
日の「朝日新聞」にも、「学力評価いい直し」とい
う見出しがついておりまして、文部大臣のおつ
しやるのには、「進路指導が偏差値に振り回され
たり、特定の教科だけで算定されるなど問題はある
にしても、業者がやつてゐること。もっとも大
きな問題は現在の受験体制にあるが、進路指導に業
者が入つてくるのは、現行の相対評価にも問題が
あるからだ。」とまで申してくださりました。その
点について、これはすぐ簡単には解決しないと思
ひますが、本当にありがとうございまして。感謝
いたします。それにしても、私はあのときに、偏
差値と業者テストで子供の自殺、もう一つ私は申
し上げたいことがありましたが、これはちやうど
私の考え方と同じものが「朝日新聞」紙上に載つ
ておりましたので、これは全体の記録としても一
度説き及ぼしたいと思ひます。

間週数も多い方がよいように定められてゐる。
この規定によると授業は年間二百四十日以上
(アメリカ平均百八十日、フランス百八十一日
八十五日、ソ連二百日)。各教科(道徳を含む)
の授業は三十五週以上となつてゐる。つまり二
百四十日の授業をおこなうには、日曜、休日を
計算に入れると週六日制で四十二週となる。年
間五十二週として四十二週学校で授業をしてい
るのだから、休みは十週となる。だから夏休み、
冬休みとも西欧にくらべて短い。授業時間まで
明治以来、政府がきめてきた。

学校における「時間」とは何だろうか。それは、
無限な時間とも永遠回帰の円環性の時間とも
縁がない。「遊び」のような自由な創造的飛躍の
時間とも関係ない。生物のリズムによる時間
でもない。学校の時間は、終着駅(学習目標)
に時間割り通り直線的(レール上)にはこぼれ
る時間である。清水義弘東大教授は「鉄道文明
と学校文明とは似ている」といふ。だとすれば
近代日本の「時間の合理化」は、学校と鉄道に
よつておこなわれ、それが工業や企業組織、さ
らに官僚制組織の時間による生産性向上の基盤
になつてきたといへる。

速度崇拜である。学校の試験は、ある一定の時
間内で優秀さが競われる。時間外は失格だから、
頭の回転の早いものが勝ち、じっくり考え、考える
プロセスを大切にすることは落後者になる。最近
は、テストの答案をだす順番で点数をつけると
いふ。つまり最初に答案をだした子は減点され
ないが、二番目にだすと一点、三番目は二点と
順々に減点されていき、最後の四十番目にだし
た子は、答案の内容にかかわらずマイナスイス三
十九点となる。速度崇拜もここまでいきつくと、
子どもは創造性をふみにじることになる。従つ
てすばやい条件反射が至上価値となる。

日本の学校が世界有数のつめこみ主義と授業
日数の多さ、「勤勉」といふ価値を重んずるのは
単に近代工業社会の反映だけだろうか。こ
私も全くこのことに対して同感なんです。で、こ

の裏づけに現に行われている偏差値に対して私は申し上げて、そして八歳から十四歳の子どもの首つり自殺がふえてきたということを申し上げておきました。文部大臣に、私は、すぐ解決できると思いませんが、現にこうやっていただいていることに感謝しながら、解決をしていただきたいと私は願っております。

で、文部大臣、重ねてお伺いしておきますが、偏差値と業者テストに対してどういうふうに進めているかということをお報告願いたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 鈴木委員に御指摘いただきました問題は非常に重要であるというふうに考えまして、たしか三月の初め、四日とおっしゃいました。そこで、三月十五日に関東地区等九都県市の教育委員会の進路指導担当主事にまず事情聴取をいたしました。これは関東だけです。そこで、その結果、大都市地域の問題であるということとが明らかでしたので、さらに四月十四日に東京都、大阪府、愛知県等の教育委員会の指導部長会議をいたしました。そして意見交換をいたしました。それから四月下旬に今度は大都市にとどまらずに全国的な概況を把握するために、業者テストが学校にどのように入っているか、また生徒が参加しているか、そういうテストの結果どういう資料が得られてそれを利用していか等につきまして各都道府県の教育委員会に指導と対策も含めて調査を依頼いたしました。これは全国でございます。

そして、この結果、概況、全体的状況というものはつかめるわけでございますが、いま御指摘にもなりましたように、それが一人一人の子供にどういう影響を与えているかというところで、本年度予算をお願いしておりますので、本年度の調査なんです、その中に偏差値問題も含めることにいたしました。調査をやっていくと考えてございます。

以上は調査ですが、こういうことで、大都市だけでなく全国の実情が正確に把握できますわけ

すので、その結果、非常に問題がある地域——鈴木委員は東京のことをおっしゃいましたが、そのほかにもいろいろな場所があり得ますので、問題のある地域につきまして、各教育委員会が地域の実情に応じてどういう適切な対策をとるべきであるかという結論を出していただくようにして、そういう形で教育委員会に文部省が指導をしていく、そういう順で進んでいくと考えてございます。

○鈴木美枝子君 ありがとうございます。どうぞ、いい解決に持っていくっていただきたいと思

で、第二の質問に移らしていただきたいと思

ます。これは、基本的な人権の尊重と絶対平和主義の原理に立つ日本国憲法の精神にのっとりて義務教育の中で平和について教科書の中または教育上どういう教育をしていられるのか、これは文部大臣に一度伺っておきたいと思

○国務大臣(永井道雄君) そもそも教育基本法の一条に、わが国の教育は平和的な国家及び社会の形成者を養成しなければいけないということがござ

います。教育基本法だけではなく、憲法それ自体が平和の原則というものを非常に強く強調していることも、言うまでもないわけでござ

問題についてはいろいろな角度からの取り上げ方がござ

○鈴木美枝子君 私は、最近、「国民時事百科」という百科辞典中でいま申し上げました平和問題の

ところを見ましたら、家永先生の裁判での平和、九条の問題についての教科書判定の問題が出てお

に書かれておりました。これは灘尾文部大臣当時の言葉がそのまま載っております。愛国精神を育

成する、これはいろんなところでこのごろ聞かれることと

まろキード問題はアメリカから言われたことと

とでござ

和四十九年には「朝日新聞」にその写真を持って

これは昭和四十九年の写真ではござ

で、「朝日新聞」に厚生省の人が載せるなというこ

です。この写真を見るのができたのは昭和四十九

トビヤス・ムーニヤさんという人が、戦争中に現

のそのものに対してお参りしたい。ところが、四

ござ

いまはアメリカ領だということはおわかりになっていると思います。

それで、少し具体的に言えば、いまだのぐらい遺骨が残っているか。それも必要なことでございますから、議事録に記録のために申し上げなさいなと思います。サイパンでの戦死者は四万五千人おりました。海軍陸戦隊、陸軍、そうして案内したトビヤス・ムーニヤさんと同じような一般の現地人は二万人以上おりました。戦死者は半分ぐらいおりました。だから、案内の人も同じ気持ちでその人たちが案内してこの写真の場所を見せたということはあたりまえのことだと思います。

そうして、十回この人が行った経過を申し上げます。第一回は昭和三十一年でした。それは単身です。一人で行きまして費用は十万円かかりました。第二回は四十一年に行きまして、そのときは三人で行きました。費用は十二万円になりました。そして第三回は四年置いて昭和四十六年、生き残りの人四十人誘い合わすことができた。四十七年は四十人。そして第五回目四十八年、これは四十八年は二回行った。四十九年も二回行った。四十八年は経済成長で少し金が多かった。二回行ったんだということです。そうして去年五十年はやはり二回行くことができたけれども、なかなか経済的にも続かなくなってきた。この三十九年から五十年の経過ですね、きのう厚生省の方に聞いてみました。聞いてみましたら、昭和二十八年の平和条約から遺骨収集をすることができた。ところが、その時期にはこの人たちは行けなかったんです。昭和二十八年はまだ戦後で金もなく行くことができなかった。だから、この人たちは昭和三十一年から行ったというところに記録の事実があります。そうして昭和二十八年から厚生省の人は行けるようになったと言いますが、やはり二十八年は発表しただけなんです。その後四年間の経過は、だれも行っておきません。この生き残りの人たちが行ける時期から記録されておりますから、この人たちが中心に自費で行っている

んだと思ひます。厚生省の方にその費用、予算の点についても聞いてみました。それはなぜ聞いたかといふと、「朝日新聞」に出してはいけないうのが四十九年、そうして五十年にこの写真を撮ってきた。その時期にNHKではニュースとして発表になった。この写真は十一月ですね。や同時の時期です。十一月に遺骨収集は中止になったと発表になったのです。私はそこでNHKという日本全国ネットの中で発表するということが非常に計画的だと思ふのです。発表しておいて、大ぜいの国民の方たちには中止になったと。内容がわからないんですね、ただ中止じや。だから、その遺族の、戦後からずうっと思ひ詰めてい

るこの人たちがNHKを見ましたときに、お上という言葉があるかもしれせん。政府の方たちを。この遺族の人たちは、厚生省と思ふか、いや、政府と思ふでしょうね、NHKを見た人は。厚生省はNHKのニュースで遺骨収集中止を発表しておいて、そして国民の見ていない場所です。算を出した。国民には知らせないで、行けなくなつたと思はれる。そして予算は今年出ている。ときには陳情する人もあるでしょう。しかし、ああお上が発表しただけという昔式の思ひ方、それからNHKが持っているところの全国ネットを利用してつまり中止を宣伝している。戦後から遺骨収集のため自費で出かけて行っていた遺族をだます結果を生み出す。戦死者の骨はサイパンを初めいまだにある。

愛国精神といふものについて、一体どういふのが愛国精神なのか、私はこの点について教育の問題として文部大臣からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) ただいまのNHKと厚生省の関係につきましては、私、もう一つ十分理解しない点がございますので、大変恐縮ですが、先生にその問題点を御指摘願ひたいと思ひます。が、その前に愛国心と平和ということについて申し上げますならば、ただいま御指摘になりましたように、第二次大戦中は非常に多数の人々が、いまのサイパンにとどまらず、戦争によって命を

失つたわけでございます。しかも、実は日本人だけでなく、サイパンの例がそうでございますが、日本人以外の人もお命を失つた。そこで、愛国といふことを言ひますのは、やはりそういう過去の戦争という経験によって命を失つた方たちのことも本当に考えて、二度と戦争といふものは繰り返すまいと、そういう国として自分たちの日本をつくり上げていこうといふのが、私は、今日そうしてまた今後のあるべき愛国心であると、かように考えているわけでございますが、いまのNHKの点につきましては、ちょっともう少し御説明をいただいた上で考えを申し上げたいと思ひます。

○鈴木美枝子君 NHKのニュースも私はそのとき見ていたわけですが、NHKだけの説明をするといふことができない。説明はこの事実の問題です。事実の問題があるのに、NHKは勝手に遺骨収集中止とニュースを発表するのでしょうか。厚生省の方、庶務課長さん、答弁ください。

○説明員(柴義康君) お答えいたします。

戦死者の遺骨収集につきましては、昭和二十七年、平和条約発効以後政府が年次計画を立てて実施してまいつたわけでございますが、昭和四十八年からは第三次計画といふのを立てまして、主要戦域を対象にいたしまして、相手国の事情が許す限り全戦域をカバーするという計画で実施してまいつたわけでございます。特に昭和五十年年度におきましてはこの第三次計画が三年計画でございまして、この最終年度であるということから、特にその派遣団を大規模なものにして実施いたしました。昭和五十年年度は終戦三十周年でもあるということと一応遺骨収集は昭和五十年年度をものといたしたという計画で実施したわけでございます。したがって、そのめどにしたいといふ話がNHKの方で打ち切りといふふうな放送されたものではございません。NHKの放送を存じないものでございまして、打ち切りといふ発表をした覚えはございません。しかしながら、相手国の事情によりましては入城が認められないといったような地域

もございまして、あるいは季節的な事情から計画中に入城ができなかったというような地域があるわけでございます。したがって、厚生省といひましては、今後はそういった地域を重点的に補完的な遺骨収集を実施するという計画でござい

ます。

それで、ただいま先生からお話のございましたサイパン島につきましては、これは約五万名の方々が玉砕されたといふきわめて特殊な地域でございまして、したがって、昭和二十八年から九回にわたって政府派遣団が収集に参つておるわけでございまして、なかなか完全な収集は行われないうことで本年度も計画をいたしておるところでございます。

○鈴木美枝子君 今度は十三日に行くんですよ。今回行く人たちに對してもぎりぎりまで許可がおりなかつた。ですから、政務次官にこの写真を見せて、やつと行くことができた。十三日といつたらあと二、三日ですよ。いま厚生省の答弁では五万人と言つたけれど、四万五千人です。もう少しよく調べた方がいいですね。そして、いまだ茶毘に付すことさえできなかった。茶毘して知つていますか。焼くことができなかったのです。それは厚生省がなかなか許可をおろさなかつたから。五十年年度だけじゃないですよ、戦後から四十九年度まで。やつと二千人遺骨を五年間にわたつて茶毘に付したといふのです。

そして、いま残っているのは御存じですか。いま残っているのがどのぐらいますか、サイパンだけで結構です。

○説明員(柴義康君) 民間の方々が海外に参りまして遺骨収集をするという問題につきましては、私も全くと関係ないといふわけではございません。サイパンもアメリカの関係でございまして、政府派遣団が参ります場合もあらかじめ外務省を通してアメリカ政府の許可を得るというふうな状態でございます。それで、現在信託統治政府の方の方針をいたしまして、サイパン島におきましては、遺骨収集及び持ち出しは政府派遣団に限

るといふ方針のようでございますので、したがって、民間の方々が入ります場合にはいろいろな注文、条件が課せられておるようでございますが、その問題は全くわれわれとしては関与のできないような状態でございます。

○鈴木美枝子君　きのう、電話と、テニヤン市長より手紙が来て、テニヤン市長代理からなんでしょう。いろいろございますが、日本政府の慰霊のことに付いて厚生省から日本領事館に慰霊碑のことを言ってきたらすぐによれるというふうに言ってきたんです。いま私が質問したのは、サイパンで残っている遺骨、この残っていることはまた続けていくということへのことがございますから、それを質問したんです。

いまよくわからないと言ふなら教えてあげます。茶毘に付した後残った遺骨が一萬五千六百六十七遺骨でございます。そして、現地の方と一緒にして二萬七千三百三十三の遺骨が残っております。この私のところへ陳情した方のお言葉によれば、ことは三十三回思ひだそうでございます。仏教の言葉でございます。そして、調査しているからといってお骨のある場所に入れない。厚生省のあなたはごらんになった方がいと思います。現地の人が案内して四、五人でシャベルでもってぼろぼろ土を掘っているわけ。だから十年以上もかかるんです。三十年もかかったんです。厚生省のあなたはアメリカになったサイパンだからなかなか許可が大変だと言いますけれど、アメリカという国はキリスト教を基本にした国ですから、人の死についてはそんなあなたの考えているような考え方はございません。たとえばそれが共産圏であっても、生きている人間の愛というものが死んだ人に対しても同質な感情であるということとをひとつ一度心深く考えておいた方がいいんじゃないですか。そのことが愛国精神という言葉を使うことになるんですよ。死んだ人は死んだ人でほうっておいて、そして愛国精神などということ市場に売る辞典の中に書き込むこと自体が私はだめだと思ふんです。それこそ戦争につながる教

育と言葉だと思ふのですよ。遺族の方たちの話を聞きましたら、こうです。遺族じゃなくても、もう骨の顔はわからないんです、体もわかりません。ただ、自分たちの遺骨を探るところは、そこに水筒が戦後もそのままあるとか、そういうところで写真にあるように掘っているのです。そして、全部のお骨が自分の親兄弟と思わなかったらなかなか掘れないと言いました。一萬幾体が全部自分の兄弟だと言っていました。自分の親や兄弟だと思わなきゃ、十年間も通っていきけるわけはないって言いました。だから、厚生省のあなたがやはり日本人の兄弟だと思ふべきですよ。このころは盛んに民族という言葉を文教科でも使います。だけど、自分の兄弟だと思ふ親と思つて一萬幾体の残っている遺骨を拾おうとしているその方たちと同じ気持ちがあればこそ愛国という言葉が使えるんですよ。そのことを厚生省の方たち、いや、たちと言っちゃいけないかもしれないんですが、もしお知りにならないとしたら、そのことをよくお考えにならないければいけないと思ふのです。そのこと自体が、永井先生、先ほど私は一つの字引きから例を引きましたけれど、教育の中で愛国というようになことを文部大臣のお言葉から聞きたいところでございますね。

○国務大臣(永井道雄君)　私、先ほどからよく承っております。鈴木委員のお考えになつていく点を理解し、全く同感でございます。戦争から月日を経ますと、やはり人間は忘却しがちでございます。失いますが、しかし、その戦争のために命を失いました人はこの東京にもございますけれども、はるか故国を離れた南海あるいは大陸その他において亡くなられて、しかも長い年月にわたつてその遺骨も国に帰らないというところは、われわれ同じ民族に属している人間として非常に残念なことだと思ひます。私は、今後ともそういう事柄については、やはり戦争体験というものは本心に今後平和をつくっていく上では貴重なことでございまして、教育の上でもそうした意味で命を失われた方々の経験というものがむだにならない、そ

のことが若い世代に伝わりまして、そうしてもちろんその遺骨の一日も早くわが国に帰ってくることを望ましいのでございますが、若い世代というもののが日本人の戦争体験というものを踏まえまして、今度は本心に平和を何とくして確保していく国になっていくように、そういう教育が行われなければならぬと思つております。

○鈴木美枝子君　私も永井文部大臣と同じような気持ちでいま遺骨問題をやっております。その遺族の中の方の例で言ひまして、遺骨を茶毘に付して日本に持つてきた。厚生省の方は、骨を持つて帰りたいと相談すると、いけないと言ふ。それはだれの骨かわからないから、こういうのが口実でございます。捜すときは、三十年もたつておりますから、すべて自分の兄弟のつもりで捜しているんですよ。そして、一回だけ、五十年の十二月です。さつき写真をごらんになった年です。厚生省はほんの骨の一部分をくれたわけです。自分のお墓へ入れたと言ふんです。そして、それが五十年の十二月ですから、第二次戦争以後初めて少しかだけお骨をもらつてお墓へ入れた。そこにもやはり厚生省の方の目的があると私は思ふのです。いまはその目的についてはもう時間がございませぬから言ひませぬ。

遺骨収集の予算そのことについて、ことしの予算をどういふふうにお使いになりますか、そのことをお聞きして私は遺族の方に御報告したいと思ひます。

○説明員(柴義康君)　本年度の遺骨収集の予算でございますが、一億三千七百万円ほど用意してございまして、サイパン島の方は本年は二回実施したいというふうにご考へておるわけでございまして。そのほか予算上で計画いたしておりますのは、インドのインパール地域、それからビルマ、それからソロモン諸島といったような地域を予定しておるわけでございまして。

○鈴木美枝子君　それは慰霊碑を建てるためですか。

○説明員(柴義康君)　ただいまは遺骨収集の予算でございます。

○鈴木美枝子君　それでは、私が遺族から聞いてるところによりますと、長い間費用を自分で出していた人たちに今後ちゃんとしてあげていただきたいと思ひます。そして、いまお目にかけました写真のとき、遺骨収集代表の生き残つた方が悼辞を読んだわけでございます。この悼辞は長過ぎますのでその一部を読ましていただきます。これは遺骨に向かつて読んだのです。こういうふう書いてあります。

追悼文
本日茲に祖国日本より御遺族及び元軍人の生還者九十有余名サイパン、テニヤン島に参りました。

すぐる激戦に於て護国の神々となられし皆様方の慰霊碑の前に再度やつて参りました。そしてお話しを致す事が出来る事になりました。あれから三十有余年の歳月も夢の如く過ぎ去りしも皆様方の御骨はまだ／＼至る所に雨露をうけ乍ら或いはうづもれて居られる事を思うと断腸の思いが致しなりませぬ。

日本政府も皆様方のお骨を収集は致して居られますが私達の微力ではいかんともしがたくちとして進まず申訳なき一言につきます。

祖国は今や経済的にも精神面に於ても誠にゆとりよに耐えない程国民は物心両面に落ち一向に目覚めようとはして居りませぬ。

皆様方の崇高なる御心を真から受け継ぐ事も忘れ去られ唯々物欲あるのみです。誠に申訳ない世相となつてしまつて居ります。

此の上は御英霊のお力により祖国の一億国民真から目覚めるように天災地変でもたらせて下さらねば目覚める事は出来ませぬ。

こい願わくば有形無形のお姿になつて叱咤喝わらんことを願うものであります。

本日より十八日迄サイパン、テニヤン島に於て皆様方を探し求めて山中を歩きますので夢枕に立たれて呼んで下さい。

御遺族様のなかには御英霊にお会い致し心いく

まで語りたのですが此の地に参る事もかなわず御法名を托されて碑前にお祭り致して御慰霊申し上げます。御照覧下さい。

最後に私達一同が無事に目的が達成されんことを幾重にもお願い申し上げ追悼の言葉と致しします。

生き残りの会長が天災地変で日本をしかつてくれと英霊に向かつて言っているのですね。

愛国精神という売り方と同時にずいぶん違うところがあるのです。私は何かふと感じるんです。政府の考えは、遺骨はほつとけば自然にどうかなるんじゃないかという三十年があつたのじゃないか。それで、表向きは国防の精神で、そして歌い文句が愛国心、そういうふうなことが国民の見えない裏側にあつて、こんなことでは真の教育とは言えないと思います。そのことも文部大臣はよくよくお考えくださいまして、全く世界じゅうにこんな国はないと私は思います。私もいろんな国の遺族の方や墓地を見ました。あるいは共産圏のそういう日本人墓地にも行きましたし、そして自由主義の国の墓地にも行ったことがございますが、日本のような考え方は、世界じゅうにこういう国はない、愛国心を教育の中へ押し込める国はないんじゃないか。そのことを変えていくことが非常に重要なんじゃないか。そして、これはただ単に遺族の問題ではなくて、子供の教育の問題を絡めての問題だと私は思っております。

○松永忠二君 ちよつと関連。

せつかく鈴木さんがおやりになつたんで、ちよつと私が聞いていてわからないことと、それから私も実は援護局で調べたことがございます。五十年に三年で一応めどをつけたというところで、厚生省ではこれで打ち切りじゃないと言っているわけけれども、めどをつけるということが一般に知られたので、これでもう遺骨収集はやらぬのじゃないかということで非常に影響を受けたようです。したがって、治安がまだ十分でないところへ戦友を置いてきたような人たちがそこへ調査に行かないということの話があつたというので、私も厚生省の援護課の人に尋ねてみると、そういうことは厚生省としては考えていない。ただし、一応それを一つのめどにしたいというところは考えているというお話で、いまあなたがおっしゃつたように、誤解されている面が非常にあるということが一つ。

もう一つは、私のときは、西ニューギニアあたりの、マライですか、向こうの政府自身がなかなかそれを認めてくれない。それからまた、入つても非常に治安が不備でどうも心配になるというそういう地域でなかなかできない。だから、そこにめどがつけば決してそれを拒否するものではないというお話もわかつたんです。いまの何かお話を聞いていてはちよつと不思議に思うのは、サイパンはそういうふうなアメリカが協力をして、とにかく日本の遺骨収集に協力して、遺骨収集団を入れるわけなんです。そこで、この民間の人たちが集めたものがこんななところになつていて、どういふわけなんだろう、恐らく、十数年も通つていてこの人たちは、自分たちの収集の方が遺骨が集まるんだという気持ちがあつて、自分らでやりたいと思つていふのじゃないかと思うのです。したがって、いまお話を聞いてみると、今年二回やると言うんだが、その中にやはりこの人たちを入れ込む努力、それからまた、予算的な面でもそんなにたくさん行けぬとすれば、一部を負担してもらつて一部を国が出してやるということ、こういう人たちの気持ちを満足させてやらなきゃいかぬと思うのだけれども、一体そういうことはできないものなのか。政府の派遣するところの遺骨以外にあらゆるところにやつぱりこういうふうな遺骨があつて、それを民間の人たちが行つてくやつていて、そして、これだけのものが集まつていふとすれば、それを知つていふとすれば、その処置を政府がなぜ早くやらぬのだろうか。これらの疑問について、せつかく時間をかけてやつてくれたので、私も聞いてみて少しわからないので、簡単にお答えを願つてわかつていただきたい。

○説明員(兼義康君) 私の説明が若干舌足らずでございましたので誤解をいただいたと思うのでございまして、四十八年から実施いたしておりますところの第三次計画によりましては、初めて、民間の方々の、遺族の方々の、それから戦友の方、それから学生で青年遺骨収集団というものををつくつておられます、そういう方々の御協力をいただいて実施するという方法で行つていふわけでございまして、そして、それに対しては国といたしましては三分の二の補助をいたしております。

それで、五十年で一応めどを立てたというものは、ただいま先生がおっしゃいましたように、国によりまして非常に入域を厳しく制限するようになつてまいつていふような状況と、それからやはり三十年たちますと地表遺骨というものはほとんど風化してございまして、あとは埋葬遺骨を現地の住民の方々からの情報でもって掘り起こして持ち帰るといふのがほとんどの形態でございまして。そこで、一緒に参りました戦友の方々の情報も勘案しながら、そういう方々も十分に納得の上で、その地域についてはほぼ概したものと認めようというふうな、政府の役人だけが一方的にその言の相談の上で、そのような方法で戦域の収骨をやつてまいつておるわけでございまして。

それからサイパンの遺骨でございまして、これは現地の政府の方で、民間の方々が現地の人の情報に基づきまして収骨された遺骨は警察の方に届けてほしいというふうなことで、それで政府の派遣団が参りますまでの間、警察の方で、先ほど写真であつたと思いますが、あそこに一時保管をして、そして政府の派遣団が参りましてその収骨いたしましたものと一緒に茶毘に付して持ち帰るといふような方法をとつておるわけでございまして。

○鈴木美枝子君 私は事実を遺族の人たちからお聞きしているのですから、真実のことです。お聞きして、いまここに写真にこれだけ入つていたとあなたおっしゃいましたけれども、三十年でずからね、三十年間。これは入れたり出したりして茶

毘に付すのなかなかできなかったら、お骨が入つていふのはなくなつたからまた拾つて入れ、その経過が三十年間です。第二次戦争後から三十年間です。厚生省の人が二人ぐらいついて行つてどうだったかということも聞いております。いままでの問題はいままでの問題として、今後、予算が出たのですから、ちゃんと解決するようになつていふことが厚生省と――私は教育の問題で言つていふんですから、それは重要な教育の問題だといふふうな思ふので、文部大臣に答弁をお願いしたいと思ひます。

○中村登美君 関連。

いまの鈴木先生のあれでございましてけれども、どうも許可を出した時期とかそういうこと等については詳しくわかりませんが、実は私の亡くなりまして主人がサイパンの方へ何回も自分で遺骨収集に行つておりました。遺族ではございせんが、御遺族の方などを連れて三回か行つております。

そして、慰霊塔も建てたり、集めた遺骨を茶毘に付してその慰霊塔の中へ納めたりしてございまして、現地の人が何回か、こちらから行つてお世話になつた人たちが今度は日本を見たいといふふうなことがあつて、村長さんやら酋長さんやら各界の代表を十二人か、いろいろ旅費の面や何かも心配をしてあげて主人が生前にお招きしたことがございまして。それで日本全体を見てあげて、総理からテレビなどをもらつて、大変喜んで帰つていった経緯もございまして。そういう関係で、私のお部屋がいまでも中心になつて学生の遺骨収集団が毎年出ております。それから私の秘書なども、去年の夏はサイパンの方へ遺骨収集に行つております。そういう経過を存じておりますだけに、いまの鈴木先生の陳情なすつた方の御趣旨といふか、何かどこか行き違ひがあるのじやなからうかといふように私は伺つたものでございまして、いままでもそういう民間を含めて遺骨収集団は行つております。昨年は遺骨収集費として厚生省の方も大変、本年度の倍以上の予算をつけられておつたように思ふのですが、非常に進められてき

ておりましただけにちょっと奇異に感じましたので、一言申し上げさせていただきました。

○鈴木美枝子君 一カ月前に政務次官のところへこの遺骨のある写真で陳情に行きました。政務次官は、そのときに、三日前にサイパンへ行つたが、ここに骨がたくさんあることは全然知らなかった、ほんの少しお骨をお参りして帰ってきた。この写真を見てすごく驚いて、早速にそれを申し伝えて、現地へ行つた厚生省の方にこの問題について注意をなさいました。私にもそういうふうなことの体験はなかったとおっしゃいました。こういうふうに警察の倉庫に入っていて、それが長い間置いてある。遺族は年に二回ですから、一年に二回行くまでお骨は回転し回転し入っているということで、たまりますね、三十年間ものことですから。サイパンの警察にあるのは知らなかったともうすっかり驚いてすぐに言ってくださいました、厚生省の人に。自分が三日前に行ったときには、ほんの少し遺骨を出して、丁重に厚生省の人もしてくれたと言うんです。政務次官や自民党の方たちが行けば丁重に遺骨を扱うのですね。でも遺族の人たちは行けなかったのがやっとまた再び行けるようになったのが十三日でございます。ですから、そういう二通りの方法があるんでしょうか。さつきNHKのは厚生省は知らない。そうすると、NHKは勝手に報道するんでしょうか。それは重要なことだと思いますね、NHKが勝手にするとなつたら。

○説明員(柴義康君) 少なくともNHKの報道に關しましては私どもは全く存じません。また、そのような発表もしたこともございません。したがって、想像でございますが、先ほど申し上げましたように、一応五十年度をめにするという話はしてございましたものですから、あるいはそれをそのように報道なさつたのかもしれないが、厚生省といたしましてはちよつとその点は何れとも申し上げられないのでございます。

○鈴木美枝子君 私は教育の問題として申し上げましたので、永井文部大臣、教育の問題に絡めて

よろしく御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(永井道雄君) 私は、鈴木委員の御発言を承り、また中村委員からもそのことの御経験についてお言葉がございましたので、それを踏まえて申し上げますと、やはり戦争によって命を失われた方々、その御遺骨がそのままに放置されているというようなありさまの中で、仮にでも日本人は日本人として民族の連帯性を持って国を受ずるというようなことを言えば、確かに観念論になるわけですから、そういうことがあつてはならないわけでございます。厚生省の説明を聞いておりますと、厚生省もまたこれまでそういう考えで努力をしてきているように承っておりますので、私も文部省におります者として、は、教育の面において、やはり生ける者も死せる者も、特に戦争によって命を失つたような方々はいわば大事なもの、民族の一員である。そこで、その方々の遺骨、そして霊というものを本当に慰めるという気持ちが必要ならば観念的な民族主義になりますから、そういうものをなくすように、そして本当にお互い苦しんだ人というものをむしろ尊重するという考え方に立つて今後教育をいたさなければならぬと考へております。

○鈴木美枝子君　いまの御答弁のような平和的な教科書を制作してください。

○白木義一郎君 私は、質問に入ります前に、はさほどから行われております当委員会の質疑並びに御答弁を伺いながら、教育のいかに大事であるかということをしみじみ考えつつ、若干考えを述べてみたいと思います。

ある識者が、青少年というものは人類に欠くべからざる水のようなものである、ところが、この水が往々にして人畜に被害を及ぼし、あるいは家屋、田畑等を押し流す悲惨な水にもなる、こういうことを聞いたことがございますけれども、まことにそれとおりだと思います。それで、青少年の教育に際しましては、この水のような青少年をどう世界平和のために生かす切っていくかということが大事ではないか。これはどなたも異論のない

ことだろうと思います。

そこで私が実はいまから三十年前にはやはりこのような清浄な水であつたわけです。ところが、そのきれいな水であつた私が、いつの間にか愛国精神のもとに教育を受けまして、勝つて来るぞと勇ましく、長い剣をつつて戦場にわが日本帝國を死守するために勇んで出かけた過去が思い出がございいます。幸いにして生き残つて現在元氣でおるわけでございますが、戦争が終つてからしみじみ考えたことは、これは愛国精神のもとにすっかり洗脳されてしまつた。しかも、私と同期の戦友は一人もその後帰つてこない。私がやらんとしたことは殺し屋である。危ないところで私は殺し屋の一員になるところでございましたけれども、これはどこに問題があるのか、その後いろいろと教えられ、あるいは勉強して、その結論としては、人間を最も大切にしていくという考え方、この世の中で人間ほど大切なものはないという考え方の欠如から一切の悲惨な不幸が起きてくる、こういう考えに帰着いたしまして、必然的に二度と世界をまたわれわれの社会、日本を戦争に巻き込んでほならない、どんなことがあつても二度と戦争をしてはならない、そういう人生観で来たわけでございます。したがひまして、この教育という問題は、清浄なるべき人類になくってはならない水である青少年をどう生かし切っていくかという教育、何を教へ、どう育てていくかということに深い洞察を持つていかなければならない、そういう考えのもとに若干の質問をしたいと思ひます。

そこで、文部大臣はこの七日の閣議に「わが国の教育水準」と題する五十年度の教育白書を報告なさいました。これは五年ぶりに提出された今回回の白書でございますが、その今回発表されました白書は、大臣としてどこに特徴を認められるのか、また、どこに文部大臣として力点を置かれているのか、最初に御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 教育白書はいろいろな面にわたっておりませんが、幾つかの要点を申し上げますと、まず第一は、昭和三十五年以降、一九

六〇年以降、経済社会の変化が非常に急速であつたわけでございますが、それ以降、わが国の学校教育というものは目覚ましく拡張いたしました。したがひまして、幼稚園から大学までを含めますと、学習している人口がおおよそ二千五百万人、そして教えております人が百五十六万人と記憶いたしておりますが、そういう規模になつたという、これはいゝば統計的な角度からわが国の学校教育の全体的な鳥瞰図をつくり上げることが一つでございます。

しかし、第二点といたしましては、そうした量的な拡大というものが遂げられます過程において質的にいろいろな問題を生じておりますから、その質的な面でどういふような変化が生まれつつあり、また今後生まれてくる傾向にあるかということとを指摘いたしているわけでございます。

具体的に申しますと、小中高のカリキュラムにつきまして、大変な経済成長の中で一種の情報の急成長のようなことがございまして、その結果、カリキュラムが非常に立て込んで、一種の過密化現象が起こった。そこでたくさん勉強いたしますが、不消化になるというところでございますから、これは私が大臣就任以前からの重要課題でございますが、教育課程全体を見直しまして、そしていまより精進して消化できる教育というものにしていくということでございます。

さらに、もう一つの質としましては、大学人というものも急速に拡大いたしました。その内容について国公私のやはり格差がございます。それから、そうしたものをどういうふうにして是正していくべきか、またしつとあるか。さらに、高等教育というものを大学だけでとらえるのではなく、もう少し広い角度から、いわゆる専修学校、放送大学等も含めまして考えていくということ。

それからその次に質の第三点といたしましては、従来は大体学校教育だけを教育というふうにとらえやすかったわけですが、ここ過去十数年のうちに起こりました重要な変化は、学校以外のいろいろな教育、これが非常に盛んになり

ましたので、その点に着目いたしまして、教育というものを学校と社会とのかかり合いにおいてとらえていく。

大要、以上のような点が要点であると考えております。

○白木義一郎君 今回の教育白書の内容は、過去五年間にわたるわが国の教育大国への成長ぶりをまざまざと見せつけられておりますが、この白書は量的な面について詳細に焦点を合わせて触れておりますが、その陰にある、いま触れられなかった戦争、あるいは詰め込み、落ちこぼれといったような質の問題にこの白書が触れられていない。その理由についてちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) いまの詰め込み、落ちこぼれの問題でございますが、触れていないというのではなく、やはり教育課程というものの新しい見直しをやりまして、そして新しい精選した、そしていわば一貫した方向というものを小中高でつくっていくというのを報告いたしておりますのは、詰め込みをやったりというふうに変えていくか、それから現状詰め込みの中でいわゆる落ちこぼれの問題がございまして、実はそういう角度から教育課程の問題を取り上げているわけでございます。

○白木義一郎君 さらに、白書の中で、わが国の学校教育における今後の課題が要約されておりますが、その中で第一として、初等中等教育に対して基本的な教育内容のあり方を検討することが重要であると記されておりますが、その具体的な内容、文部当局が今後どのように基本的な教育内容のあり方を進めていくかということについて御説明をいたしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) ただいまの、今後の課題の一つに小中高教育というものを充実していくということがございますが、それが実は教育課程審議会で御審議を願っておりますゆりのある教育の実現ということでございます。教育課程審議会が昨年の十月に教育課程の基準の改善に関する

基本方向という中間まとめを出していただいたわけでございますが、その考え方の要点を申し上げますと、まず、年間の総授業時数につきましてもっといまいちも授業の運営にゆとりが持てるようにするということが一つでございます。それからそれぞれの学校がもつと、いまいちも創意を生かした教育活動をする時間がある程度確保できるようにする。こういうふうなゆとりを持たせまして、また、学校が創意を生かすようにするというためには、当然、現行からもっと削減した方向で教育課程というものを検討する。教育課程審議会でお考えいただいている中心点はそういうことでござい

ますが、さらに、ごく最近高村会長が審議経過を御報告になりましたが、要点だけ申し上げますと、これは三点にわたっておりますが、第一には、各教科すべて総授業時数をゆとりのあるものにするために削減するということが、二番目には、かといって、すべての教科を自動的に一律に削減するのではなくて、やはり国語、算数・数学、体育、これは重んじていく方向でございます。削減はいたしますが、むしろ総授業時数に占める比率は高めるようにする。三番目には、授業時数の削減によつて生じます余裕時間というものは、これはもちろん休憩とか学校給食などがございしますが、そのほかに、各学校が創意工夫をこらしまして、例を挙げますと、授業と授業の間の業間体操、あるいは体力づくりのための活動とか体験学習、そういうふうなものを授業でできない活動を自主的にまた自由に行うようにする。大体、方向として教育課程審議会からいまお示しいただいているのは以上のようなことでございまして、

○白木義一郎君 いま大臣の御説明によりまして、今後はゆとりのある教育の実現、まあそういうようなことの具体的なあらわれとして小・中学校の授業時間数を一割減らすと初めて具体的な方針を打ち出されたわけですが、それに先立ちまして、この三月に教育課程審議会が中学校の体育時間削減を打ち出したと、このように新聞に報道されております。このことは大きな波紋を呼びま

して、現場の教師また父兄からも時代に逆行するものではないかという大きな声が上がっておりますが、いま大臣から説明があった一割削減と、しかも国語、数学、体育はさらに総枠の中で重んじていくという点については私は大賛成でございますが、つい先ごろはこの審議会ですという父兄からも非難を受けるようなことが審議されていく。片方では、最近ではいま述べられたように一割削減をしていく、こういうようなことが何らか父兄並びに子供の立場から釈然としないものが無言のうちに伝わっていくのじゃないかというように思いますので心配します。今後の当局の方針をもう一度明確にお示し願いたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) ただいまの御質問の点は非常に重要であると思っておりますので、少し詳しく説明させていただきますと思っております。

実は、教育課程審議会の御方針というものが変わって会長がお示しになったのではなく、会長も一貫して体育重視の立場でございます。私もそうでございますので、非常に会長の重要な考え方というものをとりわけ尊重いたさなければならぬと考えているわけでございますが、ではなぜこう少し混乱したふうに伝わったかというところを申し上げておきますと、次のようなことでございます。

つまり、保健体育につきましては、中学段階で少し授業時間数が減ることは事実なんです。そうすると、そこだけを取り上げますと、体育重視になるのではないかと、いふふうにはとられたわけでございます。それはそうではなくて、体育だけでなくすべての学科の実時間数を減らしていくという方向になりますために、体育も中学段階でいわゆる授業時間は減るということでございしますが、体育が教科の中で持っておりますパーセンテージ——比率、これは前よりもふえるのです。ほかの学科は実は減っていくものがあるのです。が、体育は時間削減の中でも比率がふえるということが第一点。

うな問題を授業だけでやるのはどうかと思うというお考えが教育課程審議会にもありまして、そこで、先ほどもちょっと触れましたが、いわゆる授業と授業の間の業間体操というふうなものもやりまして、それから特に授業以外のクラブ活動というところで体育を充実したものにしていく。したがって、体育というものがにかかわるのは、授業のときは当然体育専門の先生でございまして、授業のときも、全校的に体育というものは取り組んでいく、そういうことで強化しようというのが教育課程審議会においても一貫したお立場であつたというふうな理解いたしておりますが、たまたまその授業時間のところだけ取り上げられたものから、何かいかに軽視するのではないかと、いふふうに見られたわけでございます。少し広く、いろいろ業間体操とかクラブ活動とかを含めて強化しようという、そういうふうな考えでございます。

○白木義一郎君 この白書について、大臣は、小さな改造を積み重ねてゆがみを修復することが先決であると、改革はその後という姿勢を貫いていらつしやいます。また、その一環として、いま御説明があつたと思ひますが、文部省として優先的にゆがみの修復を目指すことは大変結構なことでありまして、大臣のお立場でなかなか何かわないとおっしゃっていただけないので、大臣が白書を通してこれから小さな改造、ゆがみを修復していくかなければならぬとおっしゃっている見解の内容です。具体的にはひとつお述べいただきたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 実は、それは非常に多岐にわたつていくわけでございますが、一例を申し上げますと次のようなことでございまして、わが国の高等教育の中で私学が占めております比率が、学生数で申しましておおよそ八割ですけれども、しかし、実は私学の財政状況が非常に悪いということは周知の事実でございます。そこで、そういう財政状況はなかなか一挙に解決できない。これはそれそれ単年度で予算請求をいたしましてそして予算配分していくわけですが、その配

分の過程におきまして、やはり私学というのはそれぞれ特色があるわけでございますから、その特色というものを十分に生かすように、また経営内容の点につきまして非常に工夫をしておられるところは一層強化をしていくようにということを考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、よく定員と実員というのを申し上げますが、学校によりましては実員が定員の十倍になっているところもあるのでございます。そういったところ、なかなか教育というものできませんから、われわれはそういう十倍のようなどころには補助をしない、もう少し経営努力をして比率が適正なところ、本年度の予算配分では五倍以上のところは御遠慮願うということにしたいわけです。

他方、私学が特色を持つということはどういうことであるかという、たとえば身体障害者の方、これを積極的に受け入れて教育をやっている私学がございます。国立もやるべきなのでございますけれども、積極的にやっていまする私学がいろいろありますが、たとえば日本福祉大学がそうでありまして、そういうところに特別な助成をするとか、あるいは夜学でございますが、夜学も国立よりもむしろ私学が非常に力を入れておられるところがありますので、そういうところに特別補助、合計いたしますと十七億円でございまして決して多い額ではない。しかし、本年度からそれを始めましたので、そういう形で、少し根拠が必要というのはそういう意味でございまして、毎年経営内容というものが一層強化されますように、また私学のそれぞれが特色を持っていますように、また私学の税金による支持というものが強まってくる。これを三年なり四年続けてまいりますという、私は現段階では信じられないぐらい私学の姿に相当な変化が起こるものと思っておりますが、私が具体的なことを少しづつ改造しながらと言っております意味はそういうことでございます。

○白木義一郎君 それで、現段階では、体育科目の授業も課外スポーツも不十分であると私は痛感

しております。一方、文部省の学習指導要領には、「健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、体育に関する指導については、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする。特に、体育の向上については、保健体育科の時間はもちろんで、特別活動においても、じゅうぶん指導するように配慮しなければならぬ。」このように指導要領に出ておりますが、このように規定している以上、子供たちの健康や体づくりさらに真剣に取り組んでいかねければならないと思っております。その点について若干大臣から今後の方針が説明をされたわけでございますが、さらにゆとりのある教育及び生徒にとつて楽しい学校生活を実現するためには、現在の体育クラブ活動のあり方、先生と生徒間で好ましい形となつて運行されているかどうかということが大変問題だらうと思ひます。もちろん御存じのことと思ひますが、先生は何か大切かということ、学生、生徒に好まれることが一番大切なことである、また、児童、子供たちにとつては先生を好きになることが一番大切なことである。そこからあらゆる教育の効果が上がっていくのじゃないか。その点についてまた後で触れたいと思ひますが、現況はその先生と学生、生徒の間が不信感が強くなつてきている、これが非常に問題でございまして、それを多少でも除去するためにはこのクラブ活動というものが非常に重要になつてくると思ひます。先ほど、体育の問題については、時間の間、休み時間にそれを織り込むと。これも当然なさねばならないことだと思ひますが、このクラブ活動、教育の一環としてクラブ活動を授業と同等にみなしていらっしゃるかどうか。授業中の体育の時間は非常に少ない。また、クラブを指導する先生に對しても、放課後でもこれを行つてもらいたい。ところが、果たして放課後のクラブ活動については文部省は校務として認めていらっしゃるかどうか。これは私も当然校務として認めていくべきである。で、現在は週一時間だけクラブ活動の時間を正規の授業時間に繰り入れていられると、さら

に今後は休み時間にも体育向上のために使つていくというようなお話がありましたけれども、いま申し上げたようなことから、放課後のクラブ活動に對して文部省が先生の当然校務として認めていくかどうか、現在までは認めていないように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○政府委員(安養寺重夫君) 小学校、中学校、高等学校ともいふれども同じですが、中学校を多少例にとりまして申し上げます。

現在、保健体育という教科の授業がございまして、クラブ活動というものが学校の行います正規の教育活動ということになつておるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。文芸的な活動に従事するとか、生産的な活動に従事するとか、体育活動に時間を割くというように内容が分かれてございまして、いまお話しにございしたように、中学校の場合は一週間に一時間はこういうような時間を設ける必要があるということ、学年や学級の所属を離れまして、それぞれ共通の興味や関心がある者がクラブということに所属をいたしましてそういうような学校の教育活動を先生方の指導のもとにやつておるというようなのが実態でございまして。

なお、こういった子供もどれかのクラブ活動を週最低一時間はやるということのほかに、いまお話しにございしたように、体育の活動だけをやる、俗に在来からの申し上げ方で申しますと部活動ということでございますが、いろいろサッカーをやるとか、野球をやるとか、そういう部活動がございまして。これは、先ほど申しましたクラブ活動のほかに、今度はそういうものをやるという子供が先生方の指導を受けて實際やつておるといふものでございまして、これにつきましてはそれに従事する間は先生方の校務というぐあいにわれわれとしては取り扱つておるわけでございます。

○白木義一郎君 このクラブ活動にも、授業時間

に繰り入れたクラブ活動と放課後のクラブ活動とあるわけですね。その放課後のクラブ活動も含めて先生の立場に立てば校務としてはつきりと認めてあげなければならぬ、そういうことでお尋ねをしたのですが、その規定の授業時間以外のクラブ活動も校務として文部省は認めていらっしゃるかどうか、もう一度ひとつお願いしたいと思ひます。

○政府委員(安養寺重夫君) いまお話しのように、全部が一斉に時間をかけてやる以外に、部活動というように体育に限つての教育活動も先生にとりましては校務に従事するということになるわけでございます。

○白木義一郎君 私がこのクラブ活動に關して質問をしている理由は、昨年の夏の運動部の練習中に生徒が倒れて死亡したのを機会に部活動を中止をさせていた大阪の堺市立の金岡中学の例があるわけですね。この事件につきまして大臣はどのような報告を受けていらつしやるか。

○國務大臣(永井道雄君) 金岡中学校の事件でございまして、私が理解いたしておりますところでは、昭和五十年七月二十八日、部活動中に事故が起きました。本年に入りましてすなわち昭和五十年二月三日に父兄から訴訟が提起されたものでございまして。このため学校といたしましては部活動を中止をいたしました。ただ、その後金岡中学校では堺市の教育委員会の指導を受けるとともに、PTAのお考え、あるいは生徒の要望というものを考慮いたしまして検討を続けてきたわけでございます。その結果、部活動の位置づけにつきまして学校内で幸いに共通理解を得ることができるといふようになりましたので、それに伴つてクラブ顧問の教員というものを決定いたしました。そして、公園施設の計画的な使用につきましては市の了解も得られましたので、五月一日から部活動を全面的に再開することができた、かように報告を受けております。

○白木義一郎君 この金岡中学の事件は、いまの中学校において課外スポーツも安心してまた満足に行われぬ状況象徴していると思ひます。で、

に今後は休み時間にも体育向上のために使つていくというようなお話がありましたけれども、いま申し上げたようなことから、放課後のクラブ活動に對して文部省が先生の当然校務として認めていくかどうか、現在までは認めていないように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○政府委員(安養寺重夫君) 小学校、中学校、高等学校ともいふれども同じですが、中学校を多少例にとりまして申し上げます。

現在、保健体育という教科の授業がございまして、クラブ活動というものが学校の行います正規の教育活動ということになつておるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。

したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。

したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。

したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。

したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。したがって、それに従事する先生の勤務は校務ということになるわけでございます。

文部省がこれにどう対処していくかと注目していたところが、この三月に、先ほど御説明がありましたけれども、体育時間を減らすというようなことが流れてきた、大変心配していたわけですが、その後、いま文部省の方は放課後のクラブ活動も校務とみなすと、こういうのはつきりした御返事をいただいたわけですが、先生の方の立場になりますと、今度は手当という問題が出てまいりますが、その点の関係はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○政府委員(諸沢正道君) 学校の先生の勤務時間外の手当というものはつきましては、御承知のように、その勤務の態様の特殊性からいたしまして教職調整額というものが本俸の四割相当についておりまして、この四割というのは本俸並みというところの退職手当その他の計算の基礎となるわけですが、この四割というのは、個々の超過勤務につきまして一つ一つこれを計算して超過勤務手当を支払うわけで、勤務時間の内外を包括してこの特別調整額でこれをお支払いすると、こういうことがつこうになっておりますので、通常の場合、放課後あるいは若干の勤務時間を超過してクラブ活動を指導するというような場合はこの特別調整額をもってカバーすると、こういうたてまえになっておるわけでございます。ただ、現実には、たとえば日曜日に生徒を連れて遠いところへ対外試合の遠征に行くと、こういうようなこともございます。そこで、そういうような場合につきましては、これは特殊勤務手当のうちに教員業務特別手当というのを設けまして、そのような場合には現在泊を伴う場合、つまり泊まりがけで行く場合に一回につき千二百円という手当を支給しておるわけでございますが、泊まりがけでなくても、たとえば土曜の午後とか日曜日に相当長時間にわたって部あるいはクラブのスポーツ指導をするというような場合もございまして、そういう場合に手当を出せるようにしたいということで、これは先般人事院の勧告がございました第三次教員給与改善の具体的中身の一つとして今後手当支給の範囲

を拡大していくというようなことで処理してまいりたい、かように考えております。

○白木義一郎君 大臣のお考えで今後ますます児童、生徒の体育向上のために力を入れていかれる。そうしますと、当然そのクラブ活動、放課後あるいは対外試合、あるいは夏休みの間のクラブ活動というふうなことから、先ほど伺いました不慮の事故というものが残念ながら過去にも起きておりますし、これから起きないというわけにはまいたらないと思います。

そこで、それに対する万全の補償体制を整備をしておかなければならないと思いますが、いま話に出ました金岡中学では、いろいろの補償体制を完備した、そして再びクラブ活動が開始された、子供たちも生き生きとしてまた活動を始めた、こういうことでございしますが、その補償体制について文部省としてどのようなお考えで今後進めていかれるか。

○政府委員(安養寺重夫君) 日ごろ健康であるということが大前提でございまして、そういうためには、日本の体育というものは保健教育を含めるといふような意味合いで幅広くやっておるわけでございますし、最近身体検査の諸規定等もいろいろに現状に沿うように整備をしつつあるわけでございます。

端的にいまお話しした災害に対する補償という分野に限定してまいりますと、制度が幾つかございまして、一つは、日本学校安全会というのが特殊法で設けられておりまして、ここに加入していただくというところで、これは一種の共済による災害の給付をするという制度でございまして、年々この内容を充実してまいり努力をしておるわけでございます。

それからいま一つは、市もしくは町村会の方で損害賠償保険というものを一括実施をされることに昨年度なりまして、その制度で市町村が公の責任をお互いカバーし合うというように形で、共済制度と若干趣を異にいたしますが、相当額の補償の制度を実施に移しておるわけでございます。ちな

みに、金岡中学校におきましても、いろいろ善後措置、部活動再開の条件整備ということに関連をいたしまして、たまたまそういう制度に堺市が加入したわけでございますので、それに入るというようなことも実施しておるようでございます。

それからそれ以外に、任意にスポーツを愛好する人たちが個人もしくは団体でスポーツ安全協会の損害保険に加入するというふうな互助制度ができております。これもいろいろと文部省もその内容の改善等につきまして御相談に応じて御指導申し上げているというふうなことでございます。

以上のような国家賠償の関係法令以外にもこういう制度がございまして、不幸にして事故がございました際にはその損害を治療することに迅速であるようにというふうなことを考えておるわけでございます。しかし、何を申ししてもこれは日ごろ健康におるということとを前提に身体活動をやってもらうということが最大の眼目でございまして、そういうためには、お話しのように、いろいろと体育の授業を正規にやる、クラブ活動、部活動を十分満足にけるような状態の上で行うということが大切だろうと努力をいたしておるわけでございます。

○白木義一郎君 いま御説明のあった点につきましては、これは金岡中学でクラブ活動を中止して、それから当局、学校あるいは教育委員会、父兄等がしばしば意見を交換して、そしてそういう補償体制を講じて、一応不幸にして最悪の場合は七百万円まで補償ができる、そういうことで、新聞の見出し等では「日本一安心校に」というような見出しで報道されているわけですが、これは御承知のとおり不慮の事故に対していつも学校側が裁判の立場から敗訴で終る傾向が強かったために、児童の補償というところとあわせて防御的な措置も講じられ、一応はこれでこの学校のクラブ活動は活発に進められているわけですが、その点さらに十分な措置を講じてクラブ活動の効果を上げていかなければならないと思うわけでございます。

次にお伺いするのは、校庭の開放でございます。もう申すまでもなく、都市部では次々と子供の遊び場がなくなりますし、また地域住民の憩いの場も少なくなっていく現状であります。そこで、全国的に校庭を開放する、あるいは市民のコミュニティの場にしていって、あるいは遊び場を失った子供たちの遊び場として開放してもらいたい、すべきであるというふうなことが進められております。その点について文部省のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) 子供に限らず、国民が全般的に日常生活の中でスポーツ活動をいたしていくことは、非常に強い願望であるばかりでなく、重要なことと考えております。ところが、その場合に施設が不十分であるというところでございまして、文部省では従来から方針をいたしまして学校の体育施設というものは学校教育に支障のない範囲で地域の住民、子供も含めまして、そういう方々のスポーツ活動に供するよう、学校体育施設開放事業というものを奨励いたしてきていますところでございます。

昭和五十年度の社会体育実態調査というものを文部省が行いましたが、これによりまして、その時点におきましては、公立の小学、中学、高校につきまして、屋外運動場が七三・七％、それから体育館では六七・八％というところまで学校体育施設が地域住民に開放されてきているということがわかりました。しかし、さらにスポーツ活動に対する要望というものが強いわけでございますから、文部省は学校体育施設開放事業に関する予算措置というものを充実いたしましてさらに開放事業というものを促進したいという考えで、市町村教育委員会の御協力が必要でありますから、その御協力を得て、今後一層学校における体育施設の開放というものによって国民のスポーツ活動の発展に役立ちたいという方針で臨んでいるわけでございます。

○白木義一郎君 そこで、開放の効果の上がつてい一例を見ますと、現在、大阪市の教育委員会

が、遊び場の少ない子供たちや施設不足に悩む青少年のために学校施設の開放を進めております。この発想は、学校開放を地域住民の体力づくりの核にしようという考えに基づいているわけですが、学校施設の利用法は地元の住民及び各種団体の人々で自主的に決められ、近く地域住民による開放運営委員会が設立されることです。この新しい学校開放のあり方が期待され、今年度は大阪市内で新たに約百校が学校開放に踏み切る予定だといわれております。積極的な試みと言えますが、地域に開かれた学校という形で将来も文部省としてはさらに温かい前向きな応援の手を差し伸べるべきだと思います。ところが、学校側ではこの開放についてはまだまだ非常に慎重で、開放中の管理責任が不明確になる、また施設内で喫煙などとする使用者のマナーが悪いからだめだとか、あるいは生徒のクラブ活動と時間がかち合うなどのため、なかなか進行しないところも全国的にあるように伺っております。さらに、学生、生徒のクラブ活動と重複するという面については、ナイター設備等の問題も真剣に考えられておりますので、さらに充実した予算措置を講じなければ、なかなかこのような前向きな問題も進んでいかないのではないかと、こころの心配で申し上げたわけでありました。そこで、日本の予算に占める文部省の予算、また英米の予算と比べますと大変低い予算措置、このように思うわけでございます。いずれにいたしましても、最も基本的な問題である教育に関するところでございますから、予算措置も今後世界的に見劣りのないようにしていかなければならないと思います。その点について大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 私が理解いたしておりますところは、わが国の教育費の問題でございしますが、中央教育審議会が昭和四十六年度に出しました報告書に予算の国際比較がございしますが、一人当たり所得との関連で見ますと、わが国の場合、小中義務教育機関に対する投資というのはいわゆる先進諸国に劣っていないわけでございます。劣っておりますのは、現在私学の充実のためなどに非常に力を注いでおります高等教育のところ、これは確かにたとえ具体例を申しますとイギリスあたりに比較いたしますと非常に劣っておりますから、今後予算を編成していきます過程で、いまも次第にその動いてきておりますが、バランスのとれた形でやはりわが国の教育全体を見渡して充実を図らなければならないと考えております。また、御指摘の体育施設というふうなものの、学校に限らず公共的なそういう施設でございしますが、これも欧米のすべての国と思いませんが、進んでいるところと比べますと、かなりおくれがあるわけでございしますが、先般発表いたしました公共的な体育施設の伸びは、昭和四十六年以降を見ますと、約二倍に相なりました。でありますから大丈夫というわけではないのでございしますが、最近ようやくこれは国に限らず公共的なものすべてを含めてございしますが伸びてまいりました。そういうことで、この方向を助長していくことが大事であると考えて、五十一年度予算につきましても学校体育施設につきましても五十年年度予算より大分伸びまして、単価あるいは場所、その双方につきまして、数をふやし、また単価を上げるといふ方向で予算の充実を図る。必要でございしましたら数字を申し上げますが、そういう方向で努力をいたしてまいりたいと考えてございし、これが今後の方向になることを願っているわけでございします。

○白木義一郎君 そこで、体育の向上、子供たちの体育づくりと相対して試験地獄、試験戦争、こういう問題が出てくるわけでございしますが、この点ですね、現況のままとなかなか実問題、現実問題として子供たちが伸び伸びと一生涯の基礎となる体力を養うという問題は考えられなくなる。その点について、試験制度ですね、私たちの子供のころと比べますと、全く同情に値する現況だと思えます。その点もそろそろ、まあ白書に示されておりますように教育大綱としての成長ぶりが認められるわけですが、さらにそれからい

る申し上げたようなひずみが生じているわけですが、この試験制度と体育の向上という問題についてどのようにお考えになつてゐるのか。あるいは文部省としてどういふ方向へこれを推し進めていこうとお考えになつてゐるのか、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 経済企画庁の国民生活白書に関連をいたしまして国民の生活時間調査という報告も出しましたが、それを見ますと、確かにわが国の子供は非常に忙しいのです。体育もやらなければいけない、それから勉強もしなければいけない、テレビを見なければいけない。テレビが三時間ぐらになつております。そこで、二十四時間しかありませんから、十分によく寝て、そして勉強もきちんとやつて、そうして体もつくる。テレビの時間が減らせたら非常に望ましいという気持ちいたしますが、これはそれぞれの御家庭でもずいぶん御苦労の点と思ひます。やはりさしあたって非常に競合いたしておりますのは、塾通いに時間をとられて、そうしてまたスポーツをやらなさいいけないということでありまして、私どもが考えておりますのは、少し時間がかかりますが、これは長期戦でやはりわが国の現在の受験体制を緩和する。これは教育課程審議会もその方向、あるいは大学共通テストもその方向でございします。それからまた大学もいろいろ助成その他によりまして格差も次第になくすという方向に進んできておりますから、でき得る限りそうした政策を互いに運動させながら魅力のある学校、特に高校につきましてそういうものをつくり上げていくことによつて現在の受験体制を緩和する、そして緩和いたしますれば、その分だけいわば安心してスポーツができるということになりますから、そういう形で二つの政策というものを並行させていくほかはない。しかし、そういうことを言ひまして、実は、そういう生活時間の調査、あるいは今度文部省でやります子供の学校外における生活の調査をやりますと、一体どういふ結果が出てまいりますか。これはかなり個別的ないろいろ違ふ事

情のところもあると思ひますけれども、やはり大都市地域などではなかなか学校外の時間が忙しいというのが実情でございしようが、こうしたことは一つの今後の重要な教育指導の課題ともいたしまして、私たちは教育指導というものを強化しながら子供にゆとりのある時間を一日も早くつくつて、そしてゆとりがあるから怠けるというのではなくて、むしろ積極的に勉強し、積極的に体をつくるという状況をつくり上げなければならぬといふと考えております。

○白木義一郎君 そこで、まだまだたくさんありますが、いままでは子供たちに目を向けた問題でございしますが、さらに何を教えるか、どう育てていくかという問題は今度はこちらにあるわけですが、そこで、先ほど久保委員からも発言がございましたけれども、現在のロッキード問題が非常に不信と不安を国民に与えてゐる。子供たちまでもその大きな影響がある。このことは大臣も認めになつていらっしゃる。さらに、このロッキード問題は、政府高官あるいは大企業トップレベルの問題が国民の話題のたねになつております。この教育問題、子供たちばかりに目を向けておりますと、大人の方が非常に困つたことばかりしているわけですが、また、主任制の問題では、文部省と先生が紛争し対立を起してゐる。子供たちは非常に困つた思いをする。これは明白です。また、最近の報道のように、内申書を学校の先生が業者に手渡ししているということが明らかにされております。これは先生の問題です。企業のトップレベルあるいは政府高官というものは日本の指導者クラスでございします。また、あるところでは、先生が生徒に暴行を加えている。あるいは三重県の小学校では、子供たちが相談してそして宿題をしてこなかった仲間を制裁を加える相談をした。それを担任の先生が承知しながら見逃して暴行事件が起きているというふうな方の教育をしなければならぬのが大臣の責任じゃないかと思ひます。そこで、そう言つちやなんです、従来の日本

の文部行政といいますが、文部大臣は、どちらかと言うと、日教組対策に強力な積極性を持った方が文部大臣に就任されている。ところが、あなたは、議員でもない、しかも三木内閣に登用された非常に国民から見ますと期待の持てる方である。その一つのあらわれとして、先日各文化面のリーダーを集められてこれからいろいろと文化面の教育にも乗り出そうというようなことも非常に興味と関心をもって迎えられているわけです。まだ日が浅いものですから、その実効はまだまだ時間をかきなければならぬと思いますが、教育の責任者である文部大臣としては、要するに政党間の紛争、あるいは政府内の党利党略等に左右されずに、むしろその辺をリードしていく考え、これをお持ちにならないと、あなたもユニークな三木内閣の人材登用の文部大臣としての期待から外れてしまふのではないかと。私たち議員というのはもう御承知のとおり本音とたまえがあまりまてなかなか微妙な問題がありますけれども、あなたは、議員でもない、しかも一国の日本の将来を左右する大事な文部大臣としての責任ある立場に立っていらっしゃるわけです。先ほど残念に思ったのは、三木内閣の一閣僚である。これはまあそれとそれでごさいます、しかし、文部大臣としてそれだけに終わったのでは、大臣病者と何ら変わりがなくなってしまう。ここでロッキード問題等を通して日本のトップレベルがこういう状態であつては、いかに文部省が文部行政、子供たちの将来に對してよき環境づくりに努力したとしても、先ほど最初に申しました人類に必要であるべき、清らかな水は皆濁つてしまふ、こういうことを最も心配をする一人でごさいます、私があなたに期待するものは、いまこそ政府はこのロッキード問題を国民の前に明らかに納得させるような解決をすべきである。文部大臣として、教育の最高責任者として、政府あるいは三木内閣に百年の展望の上からはつきりとした意見をお述べになるべきじゃないかと思ひますが、就任当時の希望あるいは抱負を持って就任された大臣の偽らざるお考えを

お聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。
○國務大臣(永井道雄君) ロッキード問題というのは深刻な問題でございまして、私は、その真相が究明されまして、そして責任というものが明らかにされるべきであるというふうに考えております。總理大臣もそういう考えで臨んでおられますから、私も閣員の一としてその考えというものを實現していただくように要望いたしている次第でございまして。

ただ、ここで申し上げておきたいことは、私は、教育というものは、いろいろそういう政治の厄介な問題というものがあつて中において、でき得る限り静かに、そして固めながらやっていくということが非常に大事なことではないかと考えております。

なぜそうであるかということの二、三の例を申し上げますと、たとえば幕末におきまして吉田松陰が松下村塾を営んでおりましたところ、久坂玄瑞といひますが、ともかく教育というやうなものをぐずぐずやっていると、吉田松陰は、非常に志の高い人であつたわけですが、君はまだ自分自身というものを十分に充実する力がない、それをむしろ固めていくことが大事であるということを言われたといふ、そういう教育があります。また、明治の初期には、江戸が戦火に包まれました中で、慶應義塾で福沢諭吉が教えておりましたときに、それは政治にいろいろなことがあるが、この塾で勉強している若者は、江戸がたとえどのように騒がしくなろうとも、ここで學問を続けていけばここから将来の日本が興えることは間違いない、慶應義塾という限られた日本は安泰であるといふやうに言われたといふ故事がございまして。

私は、もちろん閣員としてロッキード問題の解決というものにも責任を分担いたしておりますが、事態がきわめて混乱した時期でございまして、私に、私にいたしましては、ただいま二つの故事を引きましたが、わが国にさうな伝統もありま

すので、その伝統というものに踏まえまして、政治の混乱した時代の中にあるだけに、教育というものをめくりまして混乱はなく、そして着々と民族の将来を築いていくという沈着なる行政というものを進めるために、微力でございますがお役に立ちたいと考えておるわけでございまして。

○白木義一郎君 二つの故事はよく存じておりますが、それから起きたのが大東亜戦争です。さらに、戦後、いま最も話題になつてゐるロッキード問題はそういったやうな中から生まれてきた。いゝゆる十分な教育を受けた、あるいは環境に恵まれた、しかも素質の豊かなリーダー格が、いま日本全体に大きな不信と不安を与えている。この問題をないがしろにして、当然教育行政はさらに推し進めていかなければなりませんけれども、そういう点、ひとつ真剣に、まあできれば解散、選挙にかかわらず、永井文部大臣はがまんを重ねて、そのうち識見をあらわしていただきたいのですが、そういうことも含んで今後御健闘をお願いしたいと思ひます。

終ります。
○委員長(山崎重男君) 速記をとめてください。
(速記中止)

○委員長(山崎重男君) 速記を起こしてください。
○内田善利君 初めに、私も少し小中学校の授業時間数改善についての基本的な考え方について、一、二問お聞きしたいと思ひますが、まず、休憩、学校給食等の時間を十分取るようにするなど、日課が全体的にゆとりあるものにするということなんです、全体的にゆとりあるものにするということは非常に結構なことなんです、社会環境等を考えますと、いま受験一本の教育になつておりまして、そういうゆとりある時間数を取つたがために受験勉強の時間に振り当てられるやうなことに、なかねないという心配をするわけですが、この点はどのやうにお考えなのか。

それからもう一つは、基準として示す授業時間のほかに、学校の創意に基づく教育活動の時間が

できるだけ計画化されるやうにすること、こつなつておりますが、学校の創意に基づく教育活動の時間というのは文部省はノータッチなのか、学校にもう全面的に委せるのか、この辺をお聞きしたいと思ひます。

それから最後には、各教科等の授業時間数については、小中学校一貫的に見て原則的にはそれぞれ現行より削減する。先ほど、国語、数学、体育については若干増加するということが、原則的にはそれぞれ現行より削減するということになつてまいりますと、各教科ごとのエゴといひますか、今日までこの問題については教育課程審議会でも問題になつておるやうですけれども、この点具体的にはどのやうに削減されていくのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) 三点でございまして、思ひますが、ゆとりがでますという試験勉強に利用されてしまふのではないかと。これはやはり何と言ひましても、そこは私は子供たちが学校に在る限りにおきましてはこれからの教育指導のやり方は非常に大事だと考えております。この教育課程審議会の案はこの年末までに最終的な考えとして固まるわけでございまして、教育指導のあり方をどういふやうにしていくか、そこで、校長、教頭にとどまらず、全校の先生方が自分の担当する子供たちに対してそのゆとりある時間というところをどういふやうに工夫して使っていくかという、その問題を私どもとしても教育課程審議会の御意見を承りながら考えていきたいと思つております。

それから二番目に申された各学校の裁量時間は文部省との関連でどうなるか、これは初中局長の方からお答え申し上げます。
それから三番目の授業時間数の問題でございまして、誤解のないやうに申し上げておきたいのは、高村会長が示しになりましたのは全体的に減らすわけでございまして、その場合、国語、算数、体育というのはいや減らすのです。減りますが、比率がふえるわけでございまして、でございませ

ら、その点、誤解をいただかないように念を押さ
していただきます。

なお、その全体の比率、それぞれの学科がどう
なっているのかというのはまだ検討段階でござい
ますが、高村会長は検討段階で先ほど申し上げた
ようなところまでお示しになっておりますので、
それ以外の点はまだ教育課程審議会においてそれ
ぞれの学科のパーセンテージあるいは比率とい
うものを御検討になっていくものと理解をいたして
おります。

○政府委員(諸沢正道君) 学校の自由裁量の時間
というものを教育課程審議会ではいまだどうい
うに検討をしておるかという点でございませう
けれども、現在、小学校の子供の学校におきま
す時間というのは、小学校の一年生で二十五年間、二年
生で二十七時間、三年生で二十八時間というふう
に逐次ふえまして、四年以降は三十一時間から三
十二時間、中学生になりますと三十二時間ないし
三十三時間、こういうことになっておるわけで
ございまして、それが現在の学習指導要領の基準で
は全部国の定めた各教科、特別活動等の時間に割
り振られておるわけでございしますが、今回の改正
では、それを全部国が基準として決めてしま
うのではなくて、教科、教科外の活動等、基準として
は先ほど大臣がお話し申し上げましたように、一
割ぐらい減らした時間にしたらどうかという方向
で検討しておるようになっております。

ただ、そうしました場合に、現在の子供を取り
巻く環境その他を考えた場合に、子供はやは
り現在と同じぐらいの時間は学校に置いた方が
いいだろう、こういう前提で考えるわけでござ
いまして、そうしますと、その基準にない時間とい
うのは要するに学校においてこれを最も適切に使
うということが考えられなければならないわけで
ありまして、先ほどお話しができました給食など
にいたしまして、現在は大体昼休みというのは一
時間当たっておるわけでございますが、実際に給
食の準備をし、子供が食事をし、後を片づけま
すと、四十五分から五十分ぐらいかかってしま
う。

すると、本当に昼休みとして子供が遊びあるいは
先生が休息するという時間も十分とれないとい
うようなことで、学校の状況その他を考慮して
の時間を延ばすというののも一つの方法であり
ましょうし、あるいは、今度の指導要領の改定に
あたりましては、たとえば子供に体験的学習とい
う意味でみずから体を動かし手足を動かして動
作を体験させるというようなことの必要性と、それ
を実際に学校に取り入れることを恐らく提案する
ようになるであらう。といたしますと、そういう
ようなことをどういう形でやるかというの、これ
はその地域の事情なり、あるいは学校の教員構成
、施設設備の状況等を考えまして学校が自分の学
校の子供に最も適切な方法をとるのがよろしい、こ
ういうわけになるわけでありますので、そういう
点は学校の裁量に任せるといふようなことで、全
般的に基準に決められたとおりだけでなしに、そ
れにプラスアルファすることによってそれぞれの
地域なり子供の実態に即した教育が創行的に行
われるようにしたい、こういうふうな意図のもと
に考えられておるように私は聞いておるわけで
ございします。

○内田善利君 ひとつ学校現場で戸惑いがな
いようにしていただきたいと思ひます。と申しま
すのは、クラブ活動を正規の授業時間数に入れ
てやるということになったときに、時間割りの方
できとやりますと、グラウンドの使用、体育館
の使用、あるいは文化クラブをやるとか、いろ
いろ割り当てができませんけれども、一斉にク
ラブ活動となりまして、グラウンドが狭い、体
育のクラブ活動をしようと思つてもできない、そ
ういう非常に戸惑いが多いわけですね。具体的
に現場ではそういう戸惑いが起きていると思
ひますので、たくさんまだ聞きたい問題があ
りますけれども、きょうはほかの面で質問し
たいと思つておりますので、ほかの方に移
っていきたいと思ひます。

和二十六年の学習指導要領では年間四十時間
となつていたのが、昭和三十三年になりま
す。と教育課程審議会の答申を受けて小学校
四年生で年間二十時間、五、六年生で十
時間と削減になって、昭和四十三年の改定
で現在十時間となつてしまつたわけですが、
この小中学校の特に小学校ですが、ローマ
字教育が現在のようになつてしまつた理由
はどこにあるのか、原因をお教えいた
だきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 衰退という
言葉がございまして、ローマ字教育の時間
が減つてまいりました。その国語教育の中
でローマ字が占める重要性について従来に
比べますと、その比重というものは減つて
くる方向であつたのではないかと
いうに理解をいたしております。

○内田善利君 そうじゃなくして、情報化
すればするほどローマ字が必要になつてき
て非常に国内では混乱が起つてきた歴史
があるわけですね。その中で、小学校教
育の十時間、昭和二十九年で
きたわけですが、この十時間も、昭和二十
九年で、最後の結論がほつて、内閣訓令
が出たわけですが、その内閣訓令に従つて
小学校では訓令式を使つておるわけ
ですね。ところが、中学校に
使つておる、こういう混乱が起つて
いるわけですが、この点はどう
いうふうにお考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) 私が答へるの
が適當かどうかわかりませんが、た
だいまのお尋ねの中で中学校にな
るとへボン式であるというお話が
ございまして、学校教育におきま
しては小学校について指導要領に
規定があるだけでございまして、
小学校については訓令式を基本と
するといふことではございませ
ん。

○内田善利君 文部省ではそう言
われますけれども、実際はへボン
式を使つておるわけですね。訓
令式は全然使つておりませ
んね。和英辞典をこ

んなれば、全部ローマ字はへボン式です。

○政府委員(安嶋彌君) 一般にそうい
う傾向があることはこれは否めないわけ
でございますが、御承知のとおり、訓令式
の中に一表、二表という二つの表がござ
いまして、第一表は従来の訓令式でござ
いまして、第二表はいわゆる標準式と申
しますが、へボン式が基本になつてお
りまして、そういうものの使用も認め
るということではございませ
ん。一般の出版物でありますとか、あ
るいは地名、氏名の表示などにつ
きましては、標準式とい
いますか、へボン式が用いられたと
ころが、これが実態でござい
ますが、ただ学校教育における方針、方
向といたしましては、ただいま申
上げましたように、小学校の指導要
領に訓令式によるという記載
があるだけでございまして、中
学校はどうだとか、高等学校は
どうだとか、そういう方針は示
されてないわけでござい
ます。もつぱら実際の
問題でございします。

○内田善利君 実際の問題だと思
ひますけれども、そういうことから
内閣訓令はいろいろ歴史的に問題
があつたわけですね。昭和二十
九年に訓令式とするという内閣訓
令が出たわけですね。この訓令はど
ういうふうに出てくるかという
と、各官庁あてになつておるわけ
ですね。だから、各官庁はこの訓令
に基づいて守らなければならない
と思つておるわけですが、それに
従つて小学校の教育指導要領
では小学校四年生で訓令式とす
ると、こうされたのだらうと思
ひますが、ところが、中学校はも
ちろんのこと、大学あるいは各
官庁へボン式を使つておると、こ
ういふことではいかうかとい
ふ問題です。

○政府委員(安嶋彌君) 二十九年
の内閣訓令でございまして、こ
れは御指摘のように「各官庁に
おいて、ローマ字で国語を書き
表す場合には、このつづり方によ
るとともに」ということでは
ございませぬ。したが
いまして、各官庁はこれによ
るといふことではございませ
ぬ。この基準自体の内容とい
ふことは、ただいま申し上げ
ましたように、第

一表のほかは第二表という許容があるわけでございます。ですから、第二表が用いられておりまして、この内閣告示に反しているというには必ずしもならないわけでございます。さらに、官庁以外の場合につきまして「広く各方面に、この使用を勧めて」ということがございます。ですから、各官庁以外につきましてはこの内閣告示の使用を勧奨すると、こういうことになっておるわけでございます。もちろん、強制をするということではございません。したがって、現実の姿は非常にばらばらであるということでございます。

○内田善利君 確かに、第二項に「国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第二表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない」と、こうなつておるわけですね。そうなつておりますから違反にはならないと思いますが、だんだん情報化社会に入つてきてコンピュータ等が使われるようになれば、ヘボン式でもいいし、訓令式でもいいと思いますが、コンピュータに入れる場合は訓令式の方がずっと安くて、そういうふうな字数の方からも言えるわけですが、このように訓令がなされたにもかかわらず、各官庁は守っていない。小学校では訓令式、そして中学校以上になるとそういうったヘボン式等が行われていると、こういうことで文部省としてはいいのかどうかという問題ですね。小学校にはこうして訓令式をさせておられますと、あとは社会の問題だと、そういうことでもいいのか。私は、辞書、和英辞典等はヘボン式となつておりますが、訓令式も使つていいような方向へ持つていかなくさやならないのじゃないかと、こう思うのですけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げましたように、訓令式が基本でありますけれども、第二表の許容があるということでございますから、強いてそちらに向けていくということは必ずしも適当ではないのじゃないかと思ひます。

(委員長退席、理事有田一寿君着席)
ただ、学校教育、特に小学校教育の場合における

ローマ字教育は、先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、国語教育の一環ということでございます。国語教育の一環ということでございます。国語の構造でございますとか、あるいは音の構造でございますとか、そういうものを子供たちに理解させるためにはやはりこの第一表によることが適當である、こういう考え方が基本になつておると思ひます。ただ、和英辞典などの場合は、これは中学校に入つて英語を学んだ後に使用するのが通常でございますから、その場合はつまり第一表でございますから、その場合はつづり方についても実際の支障はないわけでございまして、およそそういうものにつきましては訓令式でなければならぬとすることはやはり必ずしも適當ではないのではないかと、こういうふうに考えます。

○内田善利君 内閣訓令が出たにもかかわらず、しかも各官庁に対して出されたにもかかわらず、それが守られていないというのは、尊重されてないといひますか、これはどういうことなんでしょう。

○政府委員(安嶋彌君) 各官庁におきましてローマ字で文書をつくるということはこれはまずないわけでございます。ローマ字を用います場合には、これは固有の地名、人名等が中心でございますが、そういう場合には、その使用の實際の便宜等を考へまして、第二表と申しますか、ヘボン式を用いることもあるわけでございまして、それを必ず訓令式と申しますか、第一表に準拠しなければならぬと、こうきめつけることも必ずしも適當でない面があるというふうな考えです。

(理事有田一寿君退席、委員長着席)

○内田善利君 通産省お見えになつておりますか。——通産省にお伺ひしますが、日本のJISに相当するISOですね、国際標準化機構の方で国際的に標準化しようということが行われておるようですけれども、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(帆足万里君) ただいま御質問のござい

ましたとおり、ISO——国際標準化機構におきましては、その中のTC——テクニカルコミッティ、技術委員会の第46というところにおきまして、日本語をローマ字で記載する方法を一九六二年以来研究いたしております。TC46の中にサブコミッティの二番目というSC2というのがございますのでそこで研究しておりますが、一九六二年以来昨年までアメリカが幹事国となりましてこれの検討を行つてきました。いろいろ経過はございますが、一九七〇年以來日本はこれのPメンバー、主要メンバーでございますが、正式メンバーと申しますかPメンバーはオプザベーションメンバー、このほかにメンバーはオブザベーションメンバー、これはもう参加するだけというメンバーがございまして、その正式のPメンバーになつております。

一九七一年にリスボンで会議がございました。きですにこのISOにおいてアメリカが幹事国といたしまして提案されましたのはヘボン式を主体といたしましたローマニゼーションのドラフト——案でございます。これに對しまして日本はISOのメンバーとしては日本工業標準調査会というのがなつております。この本件に関する国内対策委員会におきまして、日本はすでに訓令式というのがあるから賛成したしかねるというところで賛成いたしておりません。その後一九七二年にも一度会議がございまして、このときにはたまたま日本は出席してなかつたわけでございまして、そのときにアメリカがやはり主になりまして、先ほど審議未了になつておりましたドラフトをドラフトといたしまして正式に取り上げるといふことが決定いたしました。一九七五年昨年その採否を各国に求めてまいりました。日本はもちろん先ほどから申しましたように、昭和二十九年十二月九日付の内閣告示第一号がございまして、当然これに従つてもらいたいということで、ヘボン式のものに對してはアメリカのドラフトに對しましては反對という意思表示をいたしますと同時に、これよりもむしろ訓令に従つた訓令式を、訓

令式と申しますか、内閣告示に従つたものを採用するようにしてもらいたいということを申し述べました。さらに、さしあたりこれは七月二十三日が採決の期日でございますから、これを延期するようにという申し出をいたしました。その結果として各国の回答結果はわかつておりますが、これらの中には大体約半分が賛成というふうな形が出ておりました。しかし、これにつきましては、ISOの規約の中に、数の上での投票結果のみならず、主題に——この場合にはローマニゼーションでございますが、主題に実質的な関心を持つPメンバーの意見にも注意を払うべきである。この場合、日本はまさに実質的な関心を持つ、非常に絶對的な関心を持つておる国でございます。この国がそれじゃ困ると言つておる場合には相當高い尊重されるべき意見だということになりまして、もう一度検討しようということになりまして、今月五月の四日、五日、七日とブラッセルで同じTC46及びSC2の会議が行われております。日本からは、この問題に對する国内対策専門委員会、これはISOのそれぞれのTC、SCに對應して国内対策専門委員会が組織されておるわけでございまして、このTC46、SC2に對する国内対策専門委員会の委員長大塚明郎氏が出席されまして、いままでのドラフトを一応撤回して、内閣告示第一号に基づくドラフトをドラフトとして検討してくれということをお願いしておられるはずでございます。ただいまのところ、そこまでわかつております。

それから申しおくれましたが、本SC2の幹事国は、昨までは先ほどから申しておりますようにアメリカでございましたが、今年からフランスにかわりました。

以上でございます。

○内田善利君 昨日の「サンケイ新聞」によりまして、パリ発の情報が入つておりますが、それによりまして、訓令式に統一の方向に向かうと、そういうふうな新聞に出ておりますが、「ヘボン式と同居の日本も右へ做へ」ということで、今後日本

側と相談し、訓令式を考慮した表記の原案をつくることに決まったと、こういうことなんです。こういう情報はまだ入っておりませんか。

○説明員(帆足万里君) まだそういう情報は受けておりません。

ただ、訓令式といいますが、内閣告示第一号に沿ったものにしていただきたいということは、われわれのかねてからの主張でございます。その意味においては、訓令式というよりも、内閣告示第一号に沿ったものにするというよりはかねて申しておりますので、その告示に従うように主張され、恐らくそうだったのではなからうかと類推いたしております。

○内田善利君 時間があるまいのでこれで終わりますが、ともあれ文部省としては小学校では訓令式というふうになっておりまして、ところが、中学校になりましてへボン式になり、また社会も国鉄の表示板とかその他各省庁がへボン式を使っているわけですが、国鉄全部そうすね。これは私は占領時代の名残だと思ふのです。それがこうして昭和二十九年に内閣訓令が出たわけですから、まず各官庁が守ることが先決問題だと思ふのです。そして、この訓令によりまず各官庁が守れば、小学校のそういった教育も何も矛盾が起これてこないわけですが、小学校四年生のときだけ訓令式で、あとは全部へボン式というのは非常に不統一でありますし、混乱が起これると思ふのです。私も最初は最初からへボン式を習いましたからそう感じませんでしたけれども、小学校で訓令式を学んでいたら混乱が起これたのじゃないかと、そう思いますが、そういったことで、まず官庁に対して出された訓令が第二項でほとんど守られていないということが私は問題じゃないかと、そう思います。それと、小学校四年生のローマ字教育と、中学校に入ってから、また大学に入ってから問題点、こういう点を、非常にむずかしい面があるかと思ひますが、情報化社会に入っていきますといふこれは統一しなければならぬのじゃないかと思ひますが、いろいろ学問的

な問題、学者間の論争等もあるように聞いておりますけれども、やはりローマ字教育としてそのつづり方の表記の仕方のある程度の統一をするか、あるいは両方使つていいというふうにするか、しなければ、小学校のときだけ訓令式ということでは問題じゃないかと、そう思ふのですけれども、最後に大臣の所見をお尋ねして終わりたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のとおり、官庁におけるローマ字使用の実態につきましては、これは私どもの方でも調査をいたしたいと思ひます。実態に基づきましてさらに検討したいというふうに考えます。

○国務大臣(永井道雄君) 内田委員の御指摘になりましたように、昭和二十九年の告示もございまして、当然訓令式を尊重していくべきと思ひますが、いろいろの問題をはらんでいるので、ただいま文化庁長官が調査という方向で考えるということでありまして、これは確かに混乱を生じると厄介な問題でもございまして、内田委員御指摘のように重要な問題でございまして、調査に基づいて混乱を生じない方向で今後この問題に対処してまいりたいと思ひます。

○小巻敏雄君 私は、この委員会ですべて教科書に関係する問題について大臣初め文部省に対して質問をいたします。

いまだで学力の問題について親がこんなに悩んでいるという時期は余りなかったのじゃないかと思ふのです。やっぱり、その点は、教育の熱心さという点もありますが、安心して学校教育に全面的に寄りかかっているに違いないということも大きな原因になつていないかと思ふわけですね。そういう点から考えましても、幾つかの学力をつけていくためには要素があると思ふのですが、教科書というのは非常に教育内容にかかわる大きな要素であると思ひます。特に、具体的な教材を体系として配列をして学ばせきことを整理した図書、教科書を全く離れた授業というものは具体的に頭に浮かべにくいぐらゐこれは大きな役割りを

持つ。いわばその点では子供の学力を左右して学校教育の成否を分けていく上で非常に重大なかわりを持つものだ、こういうふうに思ふわけでありまして。そういう教科書が、先ほど白木さんから人間形成の過程で戦争中に受けた軍国主義教育の話もございましてけれども、学問が、一つは公正を欠く偏った内容で教科書が編成されるというふうな問題、あるいは真理とか真実とかいうものと離れてそうして偏ったことが記述されているというふうになれば、これは子供の思考を混乱させて学力低下を招く要因になるというふうなことも言える問題だらうと思ひます。この点で、こういう重要な教科書、今日の憲法のもとに教育基本法のもとに、教科書をつくる者もそれからこれを使う者も、国民の意向を反映させて民主的にそして科学的な真実を含むりつぱなものをつくつていかなければならぬというふうに思ふわけですが、その点について大臣の見解をまず伺つて、そうして質問したいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 教科書は教科書で教えるか教科書を教えるかというふうな言葉がございまして、やはり教科書で教えるというぐらゐ教員に自主性があるということが望ましいと私も考えております。しかし、その場合にも、やはり教科書で教えるわけでございますから、教科書というものが教育上持つていける重要性につきましては、先生御指摘のとおり、きわめて重要であると考えております。そしてまた、教科書の内容というものは、偏せず党せず学問的また教育的見地から見まして妥当なものであるというようにすることが教科書というものの性格上きわめて重要であると考えております。

○小巻敏雄君 六年前にこの参議院の文教委員会ではわが党の小笠原議員の方から小学校社会科の教科書の内容について指摘したことがあるわけですね。企業が公害防止の勢力を統括して、町は緑の美しい町に生まれ変わりましたというふうな記事ですね。これは山口県のものか宇都宮の記事だったと思ふのですけれども、この問題について真実なり

現実と全く適合していないというふうなことも申し上げて、これは問題があるということになり、その翌年の正月、学習指導要領の中でこれにかかわる部分が改定をされて、そして教科書にも反映をしたというふうなことがあつたというふうな記憶をしておるわけでございますが、あの時点での学習指導要領はどういうふうに変えられたのか、簡潔に説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(猪俣正道君) ただいま御指摘の点は、昭和四十六年の時点におきまして、ちょうどその前年の昭和四十五年に公害対策基本法の一部を改正する法律が制定されたというふうなこともあり、公害の問題がきわめて社会生活にとつて大事な問題になつてきたわけでありまして、それに対応いたしまして学習指導要領においてもこの問題を適切に取り扱う必要という見地から、小中高等学校の学習指導要領につきまして、小学校について申し上げますならば、小学校五年の社会の学習におきまして、産業などによる各種の公害から国民の健康や生活環境を守ることがきわめて大切であることを具体的に事例によつて理解するとともに、地域開発とか、自然や文化財の保護に関連した問題などを取り上げ、計画的な解決が重要であることを考えさせられた、こういうふうなことを入れたわけでありまして。また、中学校につきましても、社会の公民的分野における内容として「日本経済の現状と課題」というところがございまして、ここにございまして同じく公害の防止、国民の健康の保護や生活環境の保全というふうなことを関連づけて学習せしめるようにしたい。それから高等学校におきましても、社会のうちの「政治・経済」の教科において、「国民生活の向上と福祉の実現」というくだりの公害と国民生活ということに、公害についての認識とその防除等について学習をせしめる、こういうふうな内容の改正をしたわけでございます。

○小巻敏雄君 この学習指導要領の改正、具体的には小学校の指導書社会編のところを見てみると、ここで初めて「この際、公害に関連した学習

では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等による各種の公害の事例のなかから適切なものを取り上げ、て防止のためには「事業者、国、地方公共団体がそれぞれ積極的な対策を進める必要がある」とこれらのことを「気づかせる」ようにするというような記述が指導書の中にあらわれておる。その前はどうかしていたかという点、「ただ注意しなければならぬのは、産業公害の問題を扱うといっても、たとえば企業を悪者として糾弾させることが目的ではない」とそれから「自然美や文化財の保護のどちらが優先すべきか」という単純な結論を出させるのが目的でもないということである」というような点に重点が置かれて、いまのようなことの記述はなかったわけです。さらに、新しく是正の際に削除された部分にあっては、学習指導要領に力を入れておいた部分は、どう書いてあったかといふと、「こうした学習を展開しながら、ことさらに結論を、いわゆる政治の貧困、政治の不在という方向へ持っていく」とする教師がいれば、学習指導要領の趣旨を正しく理解し、正しく実現しているとはいえないのである」というようなことが書いてあるところが削除されるというような状況になったのがあつたときの改定であつた。

実際に、教科書でも、そのことに従つて、ここに小学校の社会科の五年の教科書のコピーがあるわけですが、宇部市の記述であれば、「大学の先生や市役所の人が、ばい煙が出て木が枯れるので公害に強い木を植えてきたりして、日本一の緑のまちといわれるほどになっています。」という記述が、「緑のまちになりました。」しかし、工場で石油の使用量がふえるとともに、こんどは、あつちやさんガスの害が大きくなってきました。」という程度の記述に変えられているわけです。いわば、以前の指導では、この変更されたような部分を書くとき、調査官にA意見とかB意見とかいうのをつけられて、大体A意見などがついたらほとんど日の目を見ない。その部分を書くのか、教科書ぐるみで心中するのかわからないところを持つていられるような状態がこれには是正をされたという一つの例だと思つておられます。

こういう状況で、国民の声が生かされた一つの例だと思つておられます。最近教科書について二、三の新聞がとりわけ公害などにかかわる教科書記述に対する検定の過程で問題を報道しておるわけです。四月二十六日の「東京新聞」、同日の「京都新聞」はこれを大きく報道しております。そこでは、その問題を提起した教科書出版の出版社に働く人たちの組合のつくった教科書レポートから資料を得てこの新聞記事が記載されておるものであり、文部省の課長の発言もなかなか威勢よく掲載されておるという問題もあるわけですが、この点について、ひとつここに書かれておるような問題についてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 初中局長からお答えを申し上げます。

○政府委員(諸沢正道君) 新聞に出ました小学校五年の社会の公害に関する部分の記述につきまして、原稿はこれこれであつたがこういう理由で修正を指示されたというその指摘でございますが、まず、この五年の社会科の教科書につきましては、いま申しましたような指摘は原稿審査の段階でありました問題でございます。御承知のように、教科書の検定はさらにその後もう二度審査をいたしまして最終判定に至るわけでございますが、これらの教科書は現在まだ最終判定に至っておりませんので、具体的にどの会社のどの記述といたうことを明確には申し上げられないわけでございますが、新聞に載りました点に即しまして、そういうことであればその理由はこういうことではなからうかというふうにお答えを申し上げます。

一つは、ストックホルムでありました人間環境宣言の中には、世界じゅうの人々が公害について無関心でいるならば、人々の生活や自然に対して取り返しのつかない害が及ぶことであらうという意味のことが強く述べられておると、この記述に宣言自体の評価には疑問があると、つまり人間環境宣言それ自体の評価には疑問があるということと修正を指示したように書かれておるわけでございますが、もしそういう点でありますならば、この人間環境宣言を載せました教科書はこの一種類に実とはとまらないわけでありまして、また、記述どおりに検定を現段階では通りそうな状態にあるものもあるわけでありまして、しからば問題として取り上げられたのはどういふ点かといひますと、ある教科書ではこの人間環境宣言の前文のうち第三という項目を教科書として小学校の五年の子供にわかりいように書き直しましたと、こう言つておるわけでありまして、担当調査官が見ましたところでは、この環境宣言それ自体と、わかりやすく書き直したと言われる原稿とでは、どうもその趣旨が違つておるのではないか。だから、わかりやすく書き直すにしても、もうちょっと宣言とおりの趣旨のものに書き直さなければいけません。B意見をつけたわけでありまして、そこにその教科書の原稿ではもう一カ所同じ人間環境宣言の同じ部分をどうも引いてある。しかも、その引き方が、子供にわかりやすくということでありまして、その表現が違つておるという点で、どうも教科書としては子供を対象にする場合にそのようなことは混乱をしますし、さらにまた、一定の分量の中で取り扱う事項でございますから、同じことを二度扱うというのは重複するじやないかと、こういうようなことで、これは重複の部分は何とかほかのものと有効な教材に変えたらどうかという点でA意見をつけたという点でございまして、人間環境宣言それ自体にその評価に疑問があるという点で、これは検定の段階で相手方にも言つていないと、こういうことでございまして、

述に宣言自体の評価には疑問があると、つまり人間環境宣言それ自体の評価には疑問があるということと修正を指示したように書かれておるわけでございますが、もしそういう点でありますならば、この人間環境宣言を載せました教科書はこの一種類に実とはとまらないわけでありまして、また、記述どおりに検定を現段階では通りそうな状態にあるものもあるわけでありまして、しからば問題として取り上げられたのはどういふ点かといひますと、ある教科書ではこの人間環境宣言の前文のうち第三という項目を教科書として小学校の五年の子供にわかりいように書き直しましたと、こう言つておるわけでありまして、担当調査官が見ましたところでは、この環境宣言それ自体と、わかりやすく書き直したと言われる原稿とでは、どうもその趣旨が違つておるのではないか。だから、わかりやすく書き直すにしても、もうちょっと宣言とおりの趣旨のものに書き直さなければいけません。B意見をつけたわけでありまして、そこにその教科書の原稿ではもう一カ所同じ人間環境宣言の同じ部分をどうも引いてある。しかも、その引き方が、子供にわかりやすくということでありまして、その表現が違つておるという点で、どうも教科書としては子供を対象にする場合にそのようなことは混乱をしますし、さらにまた、一定の分量の中で取り扱う事項でございますから、同じことを二度扱うというのは重複するじやないかと、こういうようなことで、これは重複の部分は何とかほかのものと有効な教材に変えたらどうかという点でA意見をつけたという点でございまして、人間環境宣言それ自体にその評価に疑問があるという点で、これは検定の段階で相手方にも言つていないと、こういうことでございまして、

○小巻敏雄君 いや、簡潔にやつてくださいます。○政府委員(諸沢正道君) 全部申し上げるのはな

んですから簡単に申し上げますが、たとえば、PCBとか、DDTとか、BHCとか、カドミウムとか、水銀とか、こういうような物質の恐ろしさというの、親から子へ、子から孫へ受け継がれて人間の体の中に残るというような記述、これを修正指示をしたわけでありまして、これは聞きま

すところでは、現在の医学の研究では、親から胎児等にそういう物質が体内から伝わるということはあるわけでございますが、さらにその子の次の三代にわたつて有害物質が体の中で受け継がれていったという点については科学的にもまだ証明されていないので、やはり断定的な表現は避けた方がいいだろう、こういう趣旨でございます。

また、公害に反対する人々についての記述において、公害反対の運動をする人々というように写真、さし絵を載せておるわけでございますが、これも写真そのものは、どうも会社の企業家とそれから組合の人が相対峙して、しかも組合側の人直接手を大きく上げて相手方を何か激しく糾弾しているような写真、そこでその写真の説明が公害反対の運動をする人々というふうになっておるから、説明としてはちよつと公害反対の運動をする人々というのとは適当でないのではないか、もしそういう説明をしたいというのであれば、そこにあります写真なりさし絵をもつと適切なものに変えたらどうか、こういうような意見を言つておるわけでございます。

それからまた、同じ公害の問題につきましても、公害において被害を受けた方々、こういう人について公害の恐ろしさ、その実際の被害のありさま等を記述しておるわけでありまして、それはそれとしてよろしいわけでありまして、同時に、今日の公害の問題は、やはり地方団体なり国なり、あるいは企業の当事者なり、それぞれが努力をし、また努力をすべきものでありますから、そういう記述も同じように書いて取り扱うべきではなからうかと、こういうような指示をしておるところもございまして……

○小巻敏雄君 いや、そのぐらいでいいです。

○政府委員(諸沢正道君) 大体そういうようなことで、御指摘のような新聞に書かれましたような理由でこの検定の過程でそれを削除せよとかあるいは訂正せよということを言つたわけではないのであります、全体的に見まして教科書として適切かどうかという観点から必要な指示をしたと、こういうことでございます。

○小巻敬雄君 おおよそここに挙げられておるような幾つかの事実について釈明をいただいたわけでありませうけれども、これらのポイントについて、読み取り方はいろいろあるかもしれません、そういう指示がなされたということは、ほぼこの記事がないことを書いておるものじゃないということとを御説明になっておると思うのです。私はこの問題についてここで深入することはできないと思うのです。あの白表紙の教科書というものの前後の關係を読むこともなく、その部分だけについて、しかも検定を受けようとする出版社にだけ知らされたものであつて、これについて十分に検討するという状況にない問題ですから。しかし、私

特に環境宣言の問題については、新聞の取材は環境庁の方にも及んでおりますので、環境庁の方からの見解を聞いておきたいと思いますが、課長が見えていてでしょう。

○説明員（名本公洲君）
お答之申し上げます。

一九七二年のストックホルムにおきまして採択されました人間環境宣言、このときは当時の大石長官が御出席になったわけでございまして、前文が七項目、本文が二十六項目に及ぶ膨大な宣言でございましたが、これにつきましては、当時の大石環境庁長官が日本国主席代表といたしまして全面的にこれを支持するという基調演説もなさっておるわけでございまして、このものそれ自体、環境宣言そのものに対する評価は、日本国政府といたしましてはこれを支持いたしておるわけでございますので、この宣言自体に対する評価そのものに疑義はないわけでございます。

○小巻敏雄君 実はこの教科書検定は、具体的でないいろいろなチェックは審査員が多数に上つて行われるでしょうけれども、この中で大きな力を發揮されるのは調査官である。調査官の問題については従来からも国会でもいろいろ追及もしてきたところでありますが、引き続いてさまざまなかきまえない振る舞いが耳に入ってくるわけでありま

一つは、所という調査官は、一月の「神社新報」という神社関係の新聞に、五日だったかと思いますが、天皇元首論を肩書ききで書かれているわけですね。元首とか日本の主権にかかわる問題というのは憲法事項であつて、教科書の非常に重要な柱の問題である。こういうことについて、NHKの報道が偏向であるから天皇元首論の立場で一撃を加えておいたというようなことを前提にして、そうして文章が記述をされておる。こういうことを公然と行っていくという人が、みんなの目に見えないところでほとんど反論の余地も保証されないような姿の中で教科書検定を實行していくわけでありますから、穩健中正という選定基準がある、それですけれども、こういううきまえない行動、行爲というのはこれはどういうものであらうか、これについてひとつお伺いをしておく必要があると思うのです。

さらに、もう一つ続いて、これは昨年の十一月

五日から七日にかけて行われた文部省の高校教育課程研究発表、そういう会合の場所でもって、これまた文部省の指揮監督下にある教科書調査官が助言をしておるのでありますけれども、これが教科書の調査官であるのかということを疑わせるような助言内容になっております。これは私どもの方に参加者から手紙が寄せられておるのでありますが、驚くべき内容である。最終日になってそれまでの討議というものは一切踏まえることもなく椎名良吉という調査官があらわれて、教材に新聞などマスコミを皆さんはよく使われているようですが、これほど当てにならないものはない、新聞記事には偏見がある——永井先生もとは偏見記事をつくられたのかもわかりませんが、そういうことを申しまして、たとえば多くの新聞はサイゴン解放と報道したが、これが偏向だというわけですね。解放ではなく、陥落と言うべきだ。マスコミは出かせぎを大きく取り上げているが、これも偏向である。出かせぎの人は気の毒だが、商社の海外出張員や遠洋漁業の乗組員についても言えると思う。一方的に取り上げるのは誤りで、これを教材として取り扱うのは正しい教育でない、こういうことを助言しておるわけであります。さすがにこの手紙をよこした人は、海外商社員と出かせぎを同じだと言うばかりがこの世界にあるでしようかというふうに言っておりますけれども、どっちの常識が国民を正しく育てる常識であるのか、私は伺いたいものだと思うわけであります。こういうような人が、しかもこういう高圧的な態度の人が、指導主事を含む教師に対して、文部省の縁をはみ、指導をしておるのであります。これは、さすがに終わった後でこれについて数人が発言を求めたといいますが、主催者は意見は後日中等課へ直接寄せよと言って部会を打ち切ったというふうにいわれております。

こういふふうな状況、一連の状態を見ますと、公害問題についても、出版労連の指摘というのは正しいのではないかというふうに考えるのが、これが自然な流れであろうと思います。この話につ

いては、斎藤弘文部省教科調査官がこれを確認しておられるということでもありますし、こういう状況について、一体、野放図にさせておいていいのかという問題がありますので、大臣にひとつ御見解を伺っておきたいと思う。

○国務大臣(永井道雄君) 初中局長から詳細な事実関係を……。

○政府委員(齋沢正道君) 所調査官と権名調査官の両名についての御指摘でございますが、まず、所調査官の「天皇は君首か否か」という見出しの「神社新報」に出しました論説の問題でございしますが、この「神社新報」というのは、そもそも神社新報社という商業新聞でございまして、これに寄稿を求められて出したのでございますが、その内容とするところは、たまたまNHKのテレビ放送の番組で磯村解説員が天皇の御訪米の成果を伝えまして、アメリカで陛下が非常に歓迎を受けられたのは、まさにアメリカの国民が天皇を君主でもなく、元首でもなく、日本国の象徴であると考えられたからこのような歓迎を受けられたのだと思いますという、これは磯村さんの個人的見解という前置きがあつたところでございますが、そう述べられたのに対して、所調査官は、天皇を君主と見るか元首と見るか、君主の性格があるか元首の性格があるかということにつきましては、今日においても学者の間にこれを君主ないしは元首の性格というものをどうとらえるかということにあつて、日本の天皇も君主でありあるいは元首であるという意見も相当あるわけであるから、個人的見解とはいっても、公共的な解説、ニュースで断定的に天皇は君主でも元首でもないと言われるのはちょっと行き過ぎではないか、こういうことを前段で述べられ、また、そのことは、日本の歴史を見ました場合に、日本の天皇制というものがシナにおける易姓革命なりあるいはその他の国に比べるとおける外国からの侵略者による王制の樹立と……。

○小巻敏雄君 内容は私も読んでいますから、逐一解説してもらわなくてもわかつているのです。

○政府委員(諸沢正道君) そういう歴史を踏まえて

て考えた場合に、日本の天皇制における天皇といふのは、政治上の実権はないけれども、これはやはり君主と見るべきだ。この後半の歴史の解説の部分は、まさにこの調査官は日本史の専門家でございまして、所調査官のいわば自分の専門的見解、こういうことであらうと思うわけでありま

す。そこで、ただ、この論説、論攷は、いま申しました「神社新報」に寄稿したわけでありまして、調査官の原稿においては肩書き等は一切ついていなかったものであります。「神社新報」の方でこの人はどういふ人だということを紹介する意味で文部省教科書調査官という肩書きをつけてあった、こういうことでございまして、もちろん教科書調査官としての立場における言動は十分慎重でなければならぬわけでありまして、調査官といえども専門研究者の面を持つわけでありまして、そういう意味において自己の専門的見解を述べる自由というものは当然あつてしかるべきやなからうかと思つてあります。この人の原稿を読みまして、現在の天皇の性格づけにつきましても、これはわれわれの立場において日本の天皇はどういふ性格の方かということを示し上げる立場ではないわけでありまして、従来の国会答弁等を見ましても、内閣委員会等で政府関係者が天皇は君主の性格を持ち、かつまた元首の性格も持つのだということを答弁しておられます。そういうことを考えますならば、所調査官の前段の説もうなずけるところであり、後段の考え方も歴史学者として一つの見解であるということで、私はこのような考え方をあえて責める必要はないのではないか、こういうふうに見えるわけでございます。

なお、椎名調査官の発言でございまして、これは先ほど御指摘がありましたように、高等学校の社会科の先生の研究会での発言でございまして、もう少し説明させていただきますと、この研究会は文部省が主催いたしましたので、その場合、文部省側としては、小学校、中学校、高等学校各

科に教科調査官というのがございまして、これは教科書調査官と違つて、教科のあり方、指導の方法等について現場の先生なり県の指導主事等に指導助言をする立場の方でございまして、そういう方がこの研究会の助言者なりまとめ役になつておるわけでありまして、教科書調査官はもちろんそこへ出て指導する立場にあるのではないのであります。ただ、教科書調査官は現場で使います教科書を検定するという仕事を担当するわけでありまして、機会があればできるだけ現場の空気を知り、先生方の考えも知るといふことが大事だ、こういう意味で、事情が許せばそういうところへ一参加者として参加をしていろいろ研究することは大いにやりますといふふうに私も言つておるわけでありまして、椎名調査官は教科書調査官としてそういう立場でこの会に参加をしたわけでありまして、たまたまそのグループの討論の材料が、新聞等に流された各種の社会問題等を教材として取り扱う場合にはどういふふうにするべきかということが一つのテーマであつたように聞かれました。この問題は刻々移行行く世界情勢の中での出来事でございますから、評価の定まることもむずかしく、したがつて取り扱ひ方にも慎重を要する、そういう意味でいまのサイゴンの問題もこれをある新聞は陥落と言ひ、ある新聞は解放と言ひ、これはどういふ表現を使つたらよいのであらうかといふようないわば提案をしたわけでありまして、ここで断りしておきたいのは、調査官としてはそういう意味で実際に現場の教育においてはそういう時事問題をどういふふうに取り扱つたらいいかという提案と、しかし現実には教科書の検定はどうなつておるかといふことはこれは全く別

の次元の問題でございまして、具体的に昨年の春サイゴンが陥落した後における教科書の扱いにつきましては、各教科書会社から、こういう場合には社会情勢の変化によつて部分的に訂正を必要とする場合は便宜教科書の内容の正誤扱いということとでやることに私どもはなつておるわけでございます。その記述を書き改めて持つてきたわけ

でありまして、各社の記述を見ますと、いずれもベトナムにも平和が訪れましたとか、あるいはベトナム戦争は終りましたといふような表現を使つておるわけでありまして、それはいずれも各教科書発行会社の自発的な記述変更をそのまま尊重してやつておるわけでありまして、これを見ましても、別に文部省において教科書検定においていま陥落と言ふかあるいは解放と言ふのかといふようなことを具体的検定の中でどうしろと言つてゐることはないことは、御理解いただけるのではないかと申すわけでございます。また、そういう意味で……

○小巻敏雄君 簡単に。

○政府委員(諸沢正道君) いまの出かぜの問題にいたしまして、要するに、出かぜの問題といふのは新聞紙上等で詳細にいろいろ報道されておりますけれども、椎名発言は、こういう問題については、客観的な資料に基づいて冷静にこの事実関係を教へながら子供に考えさせるというやうなことが必要であらうという指摘であります。それから公害の問題にいたしまして、同じ公害といつても不可避的に避けられない問題、あるいはわれわれの努力によつて相当改善される問題と、程度の差はありましようけれども、そういう問題があるといふやうなこともやはり一つの問題の課題ではなからうかといふやうな提案をしたといふふうに出ておるわけでありまして、公害の問題などにつきましても、先ほど来御指摘がありましたように、現実の教科書におきましてはまたそれなりに適切な検定をいたしておるわけでございます。一方面的に理由なくして記述の変更を求めるといふやうなことはやつていないわけでございます。

以上でございます。

○小巻敏雄君 初中局長の考えでは、公害もやむを得ないものと人間の怠慢から来るものとがあるなどといふことを述べて、新聞を当てにするなどといふふうに指導するのが客観的なことだといふふうには擁護されておるようでありまして、非

常に問題だと思ひます。特に私はここで、いつても出てくるのですけれども、文部大臣の指導監督下にある調査官が、しかも文部省主催の集會に出席するものが、民間人と同じ取り扱ひとしてこの場合にだけ擁護される、これで一体よろしいのかといふこと。こういうふうになつていくなら、もう穏健中正などという基準はなくなつてしまつてしまつてあります。私人として旧憲法を礼賛しようが、原爆の二発や三発落ちててもいふやうなことを言おうが、それはだれも見人のいふやうな検定を公正にやつておられますといふあなたの信用しやうにも材料のない擁護の言葉が残るだけでありま

す。私は、こういうふうな具体内容、新聞、テレビがもう偏向としてしんぼうできないやうなやうな右翼的心情と私はあえて申し上げますけれども、こういう人をよりよくつて調査官に据えて、そしてこれを言を左右にして、さらにここでは学問の自由だとか言論の自由という民間人同様に取扱いしようといふやうなあり方ですね、これは文部省の姿勢にかかわつてくると思つてあります。

私は、ここで再度、いま全国の耳目の集中しておる教科書検定の年でありまして、ことは、進行中でありまして、この時期の文部省の姿勢として大臣からこの件にも触れて見解を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) 要点だけ申し上げたいと思ひますが、まず、所調査官との関連で一番大事な点は、教科書において新憲法では主権在民、そして天皇は象徴であるといふやうに旧憲法との対比において書いてきているといふことであります。そして、そういう教科書が用いられてゐる。したがつて、これが文部省が教科書調査に当たつてとつてきた態度であり、またその点は明確に申し上げておかねばならないと思ひます。

その場合に、天皇が君主であるか元首であるかといふことを教科書の中で書いて議論をするといふのは、これは大学の教授の中にそういう議論はあるでしょうが、教科書としては妥当でないと思ひます。ただ、教科書調査官といふのは専門的領

域を持って勉強をするわけですから、この論文はそういう意味合いにおいて教科書検定に当たって小中高生を考えてやつていくのと全く違う立場で表明されているものと理解いたします。

次に公害、出かせぎ等の問題の中で、公害時間とりますけれども、公害を申し上げますと、公害もこれは自然現象であるというようなことでではなくて、公害はやはりどういうふうにして発生してくるかという、科学技術の成果というふうなものを人間が上手に使わなかったといういわば人為的な錯誤によって生じてきているということ、たとえば高等学校指導要領、社会、公害と国民生活というところに書いてあるわけでございまして、この点は私は画然としてそれに基づいて教科書の調査は行ってまいっておりますし、これを變へることは全くないと思います。椎名氏という人が発言したのは、私の理解いたしますところで、教科書は、ですからそれで非常にはつきりし

ているのですが、にもかかわらず公害がどうやって起こってくるかということについてあれこれいろいろな議論がある、そういう議論の中に引用されている違うような議論もあるがということで、教科書を教えるというより教科書で教えるというのでしょうか、つまり反対意見というものがあればどういふふうに考えるかという意味における発言であるとして理解しているわけでございます。

したかいますして、教科書を検定していく場合の基本的な立場は、所、椎名両氏の発言を一貫して申し上げたいことは、新憲法における天皇の地位、それからまた公書等の問題につきましては、指導要領に示している方針に基づいて調査を行つておりますし、また行わなければならない、私は、かように考えます。

○小巻敏雄君　どうも、大臣がきつぱりとういう考え方を持っておられるのか、どうしてもいまの答弁からつかみ取るとはむずかしかったと思ひうのですけれども、調査官という立場ですね、調査官が公正であるべき立場からして肩書きをつけたままで天皇元首論を業界紙であるとはいえない

いうものに記述をするというのは、私はわきまのない、慎みのない行為だと思ふし、引き続いてこういうことが繰り返して行かれてはならないことだと思ふのですけれども、それについてひとつきっぱりとした、よろしいとか、遺憾なことだともいいの、か、答えをしてもらいたいと思いますし、それからさらに、どつちかといえば、各県の教育委員会の中心的な人々を集めた指導主事の多いところできても抗議の声が上がって、そうしてそこで聞きただそうとする問題の上がったような話では一向差し支えないことで、まあ今後もそういうことが引き続いて起こったとてこれは文部省というものはどう言うことではないという答弁になつておるわけですね。そういうことでよろしいのか、私は再度文部大臣にその点を明確にしたい、ただきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 明確にいたしておきたいことは、まず教科書調査の基本的原則というものがありますから、その原則というものが揺らぐようなことがあつてはいけません。二番目には、しかし教科書調査官はいろいろな勉強していかなければいけませんから、これは当然勉強していただくことは望ましい。ただ、その勉強する過程においては、勉強というのは一つの考え方を絶対視する

のじやなくて、いろいろなものを参酌いたしますでしようから、違う考えが出るわけですが、そういう場合に教科書調査官が調査をする立場ではななくて研究者の立場ということが一層明らかであればよかったわけですが、これは別に調査官が希望してあれを書いたわけではない。本当はむしろ研究の立場からということが明記されていればなお

わかりやすかったと考えます。

それからその次の高校の指導の会でございますが、これは私の理解するところでは、いま申し上げましたように、教科書は教科書で、ベトナムにつきましてもここに幾つか用例を持っておりますが、出かせぎにつきましても、公害ですか、これ

はまさにきちんとした調査のやり方がなければいけ
ない。それをどういうふうに教えていくかとい
う場合には、教科書の考え方というものを尊重し
たしますけれども、違う考え方も出てくるという
ことが討議されたものと理解しているわけであり
まして、さようなものであるならば、私はむしろ
教科書の討議というか、多角的な立場というもの
を考えながら教えていくという意味においてその
点が明確であれば妥当であるというふうに考えま
す。

○小巻雄雄君 文部大臣としては、かようなことは今後も容認していくし、繰り返されて差し支へがないと、こういうふう聞いていいわけですか。

○國務大臣(永井道雄君) 私が申し上げているのは、教科書検定の立場というものは非常に明確でなければならぬ、それがあいまいであるとよろしくないということでございます。したがって、いまの後の二つの事例につきましては、そう

いうものと違ふ活動として行われた。なお、そういう点が一層はつきり今後もしていくように、つまり、教科書検定の方の活動と、それから研究者としての活動というものがだれの目で見ても明らかになるようにこれはわれわれとしても努力をしていくべきものであると思いますが、そういう研究をやっていただかないという、調査官としてのこれからの仕事をやっていただく上にもやっぱ

り不適切な面がある。しかし、その区別は明確にしなければならないと思います。

○小巻敏雄君 調査官から離れて私人として行われたというふうにはつきり認定することもできなかったという点にも聞こえるわけですが、どうなんですか、そこは。これは私人として行った行動であるのか、調査官としてであるのかですね。

これははっきりしないということなんですか。夙分しろとか何とか言っているんじゃないやありませんかね。

○国務大臣(永井道雄君) わかつております。私が聞いておりますところでは、私人としてこの論文は書かれているようでございますが、しかし、

確かに御指摘のように、教科書調査官という肩書きがついていますから、私が申し上げているのは、そういう意味において仮に誤解が出てきますと遺憾でありますから、しかし同時に研究は非常に大事でありますから、今後そういう点は非常に配慮をいたしまして進めていきたいと考えております。

○小巻雄雄君 時間が過ぎておりますが、こういう調査官が密室の中で検定を行っていくということに今日の教科書検定に対する国民の不安がある、そのことをどうしても強く指摘しておかなければならないわけがあります。

こういう状況の中で特に一つこれは防衛庁の方
 にお伺いをしておきたいのですけれども、これは
 「東京新聞」その他が報じておったわけですが、
 教科書について国防意識のための記述を増加さ
 せるように教科書調査を行い、文部省に申し入れ
 を行うというような記事がありました、その件に
 ついて防衛庁、いかがですか。

○説明員(森山武君) 小中高校の社会科教科書の防衛問題の記述ぶりにつきまして、防衛庁として特に調査し、検討する作業をいたしております。しかしながら、防衛庁の付属機関でわが国の防衛問題に関する調査研究を行うこととされております防衛研究所というところがございます。その防衛研究所におきましては、従来からたと

ば各種世論調査の分析等、国防意識に関する調査研究を実施しておりまして、その一環といたしまして社会科学教科書の中で防衛問題がどのように記述されているかということにつきましてその防衛研究所の担当者が本年一月ごろだったかと思いますが整理したものがございます。報道はそのことだと思います。これは、ただいまも御説明しませう

たように、国防意識に関する調査研究の一環としてやられておるのでございまして、新聞記事によるように特に文部省に対して学習指導要領等の真正について特別に申し入れるというふうなことは考えておりませんし、その準備もしておりません。

○小巻敏雄君 新聞では、文部省に申し入れを行

ります。なぜかなれば、文部省といたしましては、従来から、児童、生徒が社会の実際的な行動の場に参加することは適切でないという考えでございまして、そうした立場で教育委員会を指導してまいりてございまして。

○小巻敏雄君 それでは、その点について必ず下まで周知徹底するように万全を期されたい、そういうことを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(山崎重男君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後五時十七分散会

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願(第三二二号)(第三六七号)

一、大学の学費値上げ抑制等に関する請願(第三九六号)

一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願(第四三三号)

一、義務教育諸学校並びに幼稚園の建設に必要な事業費の超過負担解消に関する請願(第五一〇号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五六号)(第五六七号)(第五六八号)

第三六七号 昭和五十一年二月二十日受理
希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願

請願者 東京都足立区扇三ノ二四ノ九ノ二
〇二 久保田八重外五百名
紹介議員 高橋 普富君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第三九六号 昭和五十一年二月二十三日受理
大学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常磐七ノ二二ノ七
峰岸健二外十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第四三三号 昭和五十一年二月二十四日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願

請願者 京都市伏見区醍醐外山街道町七ノ六
妹尾俊介外九百九十五名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第五一〇号 昭和五十一年二月二十五日受理
義務教育諸学校並びに幼稚園の建設に必要な事業費の超過負担解消に関する請願

請願者 大阪府高槻市淀ノ原町三ノ一
真枝芳雄外七百五十名
紹介議員 白木義一郎君
一、義務教育諸学校(小・中学校)の建設に必要な事業費(用地取得費及び建築費)の超過負担を解消し、国庫負担率を大幅に引き上げること。

二、幼稚園の建設に必要な事業費の超過負担を解消し、国庫・補助及び府の補助を大幅に増やすこと。
理由

高槻市のような人口急増都市では、交通機関や水道等の整備、幼稚園、小・中学校の建設等当然必要な事業が年々増大し、これが、市の財政を大きく圧迫している。なかでも、これらの事業に伴う超過負担は膨大なものになっている。

第五三八号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大分県別府市野口中町一六ノ八
木村邦男外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五三九号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込四ノ一四ノ二〇
山口正博外二千名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五四〇号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中千種区内山町一ノ八四
若林正忠外二千九百九十名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五五一号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 長野県上田市緑が丘三ノ四ノ一四
日向大吉外九百九十九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五五二号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十一通)

請願者 大阪府茨木市柏川二ノ二九ノ二二
徳永寛外一万九百九十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五五三号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市瀬野川町中野八五〇ノ二五
堀拓造外九百九十九名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五五四号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県高田郡高宮町佐々部六一五
山岡誠治外九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五五五号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三十八通)

請願者 広島市宇品御幸五ノ六ノ一八
中土井健次外三万九千四百九十九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五五六号 昭和五十一年二月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 岡山市益野町二八三ノ九 伍賀政
郷外五百十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第

八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一

第五九七号 昭和五十一年二月二十七日受理

100

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 東京都豊島区目白二ノ九ノ二 西村五郎外三千七名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県市焼山町一四三ノ一二二 三浦康公外三万九千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二一〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ一ノ一〇 駿台学園高等学校内 生田目光世外三千三百九十五名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二二〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県安芸郡府中町二四九 幾田文枝外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二三〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県福山市本郷町一、二五一ノ五 大重承一郎外九百九十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二四〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県西脇市板波町一〇八ノ二 松原忠義外二千九百九十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二五〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 広島県大竹市白石一ノ七ノ一七 吉川秀夫外二千九百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二六〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願(四通)

請願者 新潟県上越市北本町三ノ三ノ八 高原市郎外七千九百九十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二七〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県呉市本通六ノ七ノ三九 中村志満外九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二八〇号 昭和五十一年二月二十八日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 岡山県浅口市里庄町里見一、四六八ノ一 上原寛外一万四千六百六十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二八五〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(四通)

請願者 静岡県焼津市焼津一ノ一四ノ一 岡村庄三外三千九百九十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二八六〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(四通)

請願者 新潟県新発田市島湯四九九 伊藤幸子外五千三百九十四名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二八七〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(七通)

請願者 千葉県柏市豊四季台四ノ一ノ八三 千葉崇樹外四万四千四百六十六名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二八八〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(五通)

請願者 長崎市向町八七ノ一三 山道教男外四千九百九十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二八九〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(十三通)

請願者 熊本市下南部町五一七ノ二 清瀬紀重外一万四千三百三十三名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二九一〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市庚午北四ノ三ノ二七 大信照夫外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二九三〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 栃木県下都賀郡大平町富田五の二 田村武外九千九百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二九四〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中区大須二ノ九ノ五 村雅勇外四千四百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二九五〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大阪府八尾市高安町北六の九一 伊東明子外一万九千九百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二九六〇号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大阪府高槻市西面北二ノ五一五

佐伯正外 一万九千九百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六九七号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県呉市和庄一ノ五ノ二二 谷川智外 一万三千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六九八号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市庚午北一ノ一ノ五 河本和美外 一万九千九百九十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六九九号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町石井城下五八六 半田輝彦外 一万九千九百九十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県尾道市久保一ノ一ノ二二 村上正徳外 一万九千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇一号 昭和五十一年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市住吉町一ノ九ノ二〇一 角田裕壮外 一万九千九百九十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇二号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 大阪府和泉市松尾寺町一、三八一 奥村清治外 一万九千九百九十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇三号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市高井田西五ノ一〇 芳村次雄外 一万九千九百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇四号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県尾道市美ノ郷町三成一、七六三 古川秀夫外 一万九千九百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇五号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市祇園町西山本三の二 向井徳市外 一万九千九百九十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇六号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市田方二ノ一、六七三ノ二 斎藤幸康外 二万七千二百十名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇七号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市江波栄町一〇ノ二二 久保鉄彦外 一万九千九百九十九名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇八号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 熊本市新大江二ノ二六ノ二三 山本昭輔外 一万九千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇九号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市沼田町阿戸三、〇二五 和田一彦外 一万九千九百九十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七一〇号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 大阪府高槻市淀の原町五七ノ四 高田恵子外 一万九千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七一一号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県山県郡芸北町溝口一、〇九七 中上みどり外 一万九千九百九十九名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七一二号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市戸坂栄東町一三ノ七 田中政一外 一万九千九百九十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七一三号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県三原市中之町二、七四四ノ一三 的場敏外 一万九千九百九十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七一四号 昭和五十一年三月一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市東雲本町一丁目 平井宏外 一万九千九百九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七二九号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 宮城県仙台市八木山本町一ノ二三 武藤尚子外 九千二百五十名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七三〇号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二十通)

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、一八二
松本行進外二万九千九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七五八号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(五通)

請願者 新潟県上越市栄町三ノ三八太陽荘
内 佐藤あけみ外一万二千五百二十九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七五九号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三三通)

請願者 広島県尾道市西久保町一九ノ二八
小川雄司外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七六〇号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二十七通)

請願者 京都市伏見区城通六一五 小嶋陽
子外二万五千六百九十七名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七六一号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十二通)

請願者 大阪府寝屋川市初町一ノ一〇 金
子道子外一万九百九十九名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七六二号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二十二通)

請願者 山形市鉄砲町一ノ七ノ六 斎藤勤
太郎外二万三千四百七十七名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七六三号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三三通)

請願者 兵庫県伊丹市桜ヶ丘八ノ二ノ七
石塚秀夫外二千九百九十九名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七六九号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 栃木県上野原郡足尾町赤沢一ノ
一〇 松島辰男外九千九百九十九
名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七七〇号 昭和五十一年三月二日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 名古屋市中区瑞穂区上坂町二ノ一一
成田みゆき外四千四百九十九名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七七七号 昭和五十一年三月三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 広島市安古市町上安二、〇七四
後藤光行外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八〇九号 昭和五十一年三月三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市宮原町二ノ九一四
ノ一八一 田村貞男外九千九百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八一一号 昭和五十一年三月三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十通)

請願者 神奈川県大和市鶴間二ノ六ノ二
渡辺洋外九千九百九十九名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五二号 昭和五十一年三月三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二十八通)

請願者 広島県福山市多治米町三三九・上
田頼太外二万七千五百五十三名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八五八号 昭和五十一年三月三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三十一通)

請願者 新潟県長岡市今里更町二五ノ三〇
中山誠人外三万九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八六二号 昭和五十一年三月四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 神奈川県大和市草柳一ノ一七ノ二
沖正史外三千名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八六三号 昭和五十一年三月四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市大庄中通二ノ三四
黒田正一外二千九百九十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八六四号 昭和五十一年三月四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中区瑞穂区仁所町一ノ二
藤田恒男外四千四百九十九名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九一六号 昭和五十一年三月四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(五通)

請願者 茨城県勝田市大字稲田一、二七五
安田雅弘外四千九百九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九一七号 昭和五十一年三月四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 広島市三滝町二ノ一〇 中木勇
外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九一八号 昭和五十一年三月四日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市紙園町長東一、三九八ノ六

西原光義外九百九十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九四〇号 昭和五十一年三月四日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 東京都大田区池上六ノ二四ノ三

伊藤貞男外六千二百六十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九四一号 昭和五十一年三月四日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三七七通)

請願者 広島市土橋町六ノ二七 森山幸雄

外二万五千五百五十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五八二号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北四ノ一

五ノ一三 坂井エミ外三十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八三号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平一四ノ九

ノ四〇五 小林美知子外四十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北四ノ一

五ノ一二 白川栄一外三十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八四号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、一六〇

大野直子外三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八五号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市新栄町五ノ二三

梅沢兼吉外六十四名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八六号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町二〇ノ三一

馬場芳子外五十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八七号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平一四ノ九

ノ四〇五 小林美知子外四十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八八号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸二メ四ノ二

二 加藤春千代外四十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五八九号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北四ノ二

ノ三五 三橋キヨ子外五十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九〇号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜之郷九〇ノ一

一四七 中西弘樹外二十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九一号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川三六〇ノ一

三 西山晴彦外三十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九二号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市芥沢八七九ノ二

海野豊洲外二十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九三号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸三ノ五ノ八〇

齊藤リカ外三十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九四号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸一ノ二ノ三三

佐藤正行外三十六名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九五号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北二ノ五

ノ九 西薫外七十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五九六号 昭和五十一年二月二十七日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北二ノ五

ノ九 西薫外七十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

請願者 神奈川県茅ヶ崎市堤二七八四ノ三 齊藤玉男外四十四名
紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六四五号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市甘沼九八三ノ二 七 田中倫生外三十四名
紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六四六号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸三ノ二ノ七 脇田トキ外三十四名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六四七号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、一五六 渋谷功外三十四名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六四八号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、七三二 多田正博外三十九名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六四九号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、七二五 齋木恒夫外四十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六五〇号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市甘沼九八三ノ三 五 有井泰外二百二十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六五一号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市甘沼一、〇六九 ノ一五 橋本進外三十四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六五二号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、七三二 多田貴理枝外二十九名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六五三号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市藤沢一、〇五八 村田弘道外三十四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六五四号 昭和五十一年二月二十八日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市甘沼二一〇ノ一 一七 秋山昌子外三十九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六六七号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北五ノ三 ノ二一 安宅サツキ外四十四名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六六八号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町一四ノ二 八 岸陽子外四十四名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六六九号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町一四ノ二 五 小池孝吉外四十九名
紹介議員 対馬 孝且君

請願者 神奈川県茅ヶ崎市甘沼一、〇六九 ノ二三 馬瀬綾子外五十四名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七〇号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町一七ノ五 角田鎌外四十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七一号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市十間坂一ノ六ノ一〇 石田須美子外五十九名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七二号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市十間坂一ノ五ノ三八 丸目瑞夫外四十四名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七三号 昭和五十一年三月一日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町一四ノ二 五 小池孝吉外四十九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七四号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南六ノ六ノ三九 本郷秀人外三十二名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七五号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市平和町二ノ三七 村瀬省三外二十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七六号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市白浜町三ノ二〇ノ三〇四 木下忠外五十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七七号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市平和町二ノ三七 村瀬哲夫外四十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七八号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北三ノ一ノ一〇 木村有紀外三十九名

紹介議員 戸田 武君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六七九号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市松ヶ丘一ノ四ノ五一 中村等外二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六八〇号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町五ノ二七 児島正隆外三十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六八一号 昭和五十一年三月一日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町五ノ二四 加藤泰志外三十四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三二号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市松浪一ノ五ノ一二 中丸ツネ外二十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三三二号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂西海岸二ノ一〇ノ三〇九 佐藤トモ子外三十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三三三号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町六ノ三七 小平隆雄外三十四名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三四号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平一ノ二ノ三〇八 柏木加代子外三十四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三五号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三六号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市西久保一、五四 小林博外三十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三七号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一九九 湯川典子外二十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三八号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町四ノ二二 斎藤タツ外四十四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七三九号 昭和五十一年三月二日受理

公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、二二四 綿引愛子外二十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四〇号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町九ノ一
三 沼井武外二十九名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四一号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北二ノ四
ノ二〇 熊沢紀子外二十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四二号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町六ノ四
林田貫二外二十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四三号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南三ノ二
ノ一七 林茂外三十四名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四四号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、五六三
今岡久幸外三十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四五号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川一、四二三
松田基外三十四名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四六号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市今宿八六六 戸
村昇外四十九名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四七号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平四ノ四ノ
二〇二 田辺かつ子外二十九名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四八号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜竹三ノ八ノ七
四 伊東清治外三十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七四九号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市元町一〇ノ三五
吉田貴美子外三十四名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七五〇号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜竹三ノ八ノ一
八 北村嘉嗣外三十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七五一号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜竹四ノ九ノ一
水落光一外三十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七五二号 昭和五十一年三月二日受理
公立普通高校増設への国庫補助制度新設等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町六ノ三
河野裕外十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第六〇〇号 昭和五十一年二月二十七日受理
希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願

請願者 東京都足立区花畑一八〇ノ四ノ二
〇四足立区高校増設推進協議会内
松室越子外五百名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第七二四号 昭和五十一年三月二日受理
希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願

請願者 東京都足立区中央本町一ノ三ノ九
足立区高校増設推進協議会内
草木清外五百名

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第八六一号 昭和五十一年三月四日受理
希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願

請願者 東京都中野区江原一ノ二三ノ一
難波忠勝外二百名

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第九六三号 昭和五十一年三月四日受理
希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願

請願者 東京都足立区六町八三六ノ九
山田英男外五百名

紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第六一三号 昭和五十一年二月二十七日受理

四

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九六七号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区中台二ノ二七ノ一二

伊東光子外五名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九六八号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区赤羽二ノ三四ノ一 杉

戸由美子外五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九六九号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区梅田六ノ一六ノ九

久道上子外三名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七〇号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区西保木間四ノ一二二

ノ四〇八 染谷久外四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七一号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区東和ノ一八ノ六

斎藤哲夫外五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七二号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県春日部市藤塚二、三〇〇ノ

六 大倉多恵子外四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七三号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮二ノ一ノ一八

小川喜代外四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七四号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮二ノ一ノ一二

降旗恵子外五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七五号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬四ノ二〇ノ一六

榎本博外五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七六号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市小和田二〇五

桂林和子外五名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七七号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ一二七

平田紀子外四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七八号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都調布市染地三ノ一ノ七四ノ

八ノ一四ノ二一〇 高山佛三郎外

四名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九七九号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県越谷市七左町一ノ一九〇

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八〇号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都国分寺市東元町一ノ二二ノ

二八 横瀬太助外四名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八一号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平三ノ一〇ノ三

ノ二〇一 梅原かず美外四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八二号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都国分寺市西元町二ノ一六ノ

七 弘中毅外三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八三号 昭和五十一年三月五日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都江東区大島八ノ一二ノ二四

佐藤正広外五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八四号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区関町一ノ一四四 東
海林慶子外四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八五号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都葛飾区東新小岩三ノ一ノ五
長名節子外六名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八六号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川越市霞ヶ関北五ノ三ノ一
清水春男外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八七号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ二六ノ三
山本慶子外七名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八八号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ六ノ一〇
松久保泰助外五名

紹介議員 田中寿美子君

請願者 東京都足立区千住一ノ一六 石井
芳雄外五名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九八九号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県流出市前ヶ崎七四七ノ四
勝野良臣外五名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九九〇号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都江東区清澄三ノ五ノ一〇
田中治仁外五名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九九一号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都品川区小山台二ノ五 山根
光外五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九九二号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ六ノ一〇
松久保泰助外五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九九三号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区外神田一ノ一ノ五
ノ五〇一 倉田真知子外四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九九四号 昭和五十一年三月五日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都豊島区上池袋一ノ一ノ二七
栗山恵子外五名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一〇八号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ二ノ一五
阿部和子外五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一〇九号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩五ノ七ノ三
朝長昌子外四名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一一〇号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都墨田区千歳三ノ七ノ八 染
谷昌枝外五名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一一一号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都江戸川区西小岩五ノ六ノ二
柳沢藤江外六名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二二号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区水川台四ノ九ノ一三
中里美佐子外五名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二三号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都八王子市市川町三、五一三
ノ一五 門脇年子外五名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二四号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ六ノ一〇
松久保泰助外五名

紹介議員 田中寿美子君

請願者 東京都八王子市散田東町七五六
渡辺みち子外四名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一一五号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都日野市三沢七二〇 河村令
子外五名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一一六号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都日野市石田三三五 和田い
さを外六名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一一七号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都町田市高ヶ坂八〇五ノ八
木全恒外七名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一一八号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 川崎市多摩区菅二、四六六 山口
末吉外五名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一九九号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都中野区弥生町五ノ一八ノ五
小池伸彦外八名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二〇号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南一ノ一〇
ノ一〇 杉村寿美子外四名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二一号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都多摩市諏訪二ノ二ノ一三
山本成男外六名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二二号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井一ノ一二七
三田村恒子外六名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二三号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都品川区南大井五ノ一一ノ一
三 小河原ナホミ外七名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二四号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 神奈川県大和市南林間七ノ八ノ二
〇 宮台宏外四名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二五号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都台東区上野桜木二ノ七ノ九
倉田りう子外五名
紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二六号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都千代田区九段北一ノ一〇ノ
一 柳忠男外四名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二七号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都府中市本宿町三ノ三二 江
連彩外五名
紹介議員 森 勝治君

請願者 東京都目黒区中町二ノ二三ノ八
山下由美子外四名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二八号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都練馬区田柄二ノ一九ノ三四
中村晃子外四名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一二二九号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都港区高輪二ノ一三ノB二〇
七 柳角蔵外五名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都港区高輪四ノ一ノ一九 松
浦道子外四名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一三三一号 昭和五十一年三月六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願
請願者 東京都府中市本宿町三ノ三二 江
連彩外五名
紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二二号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都中野区東中野五ノ二七ノ二
二 矢内仁美外五名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一三三三号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷五ノ八ノ六
堀部優子外三名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一三四四号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城三ノ九ノ一〇
河野勇雄外三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一三五五号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区南荻窪四ノ二二ノ五
井上肇外三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二三六号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 神奈川県逗子市小坪一ノ二五ノ三
九 西健外三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二三七号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ一七ノ
一二 山崎久枝外四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一一二三八号 昭和五十一年三月六日受理

学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都新宿区南横町七〇ノ七 寺
島英雄外三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第九九六号 昭和五十一年三月五日受理

大幅な私学助成等に関する請願（二六六通）

請願者 奈良市西笹針町四三 徳田健外三
万七十二名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一〇三七号 昭和五十一年三月五日受理

大幅な私学助成等に関する請願（三三三通）

請願者 広島市富士見町六ノ一四 増岡卓
三外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一〇八三三号 昭和五十一年三月六日受理

大幅な私学助成等に関する請願（六二二通）

請願者 広島県山県郡豊平町宇西宗 上田
晩外六万九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一〇八四四号 昭和五十一年三月六日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 愛知県一宮市大和町北高井一、四
九九 横井弘之外二千九百九十二名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一〇六六号 昭和五十一年三月六日受理

大幅な私学助成等に関する請願（三三三通）

請願者 広島市瀬野川町畑賀九八三 大崎
スミエ外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一〇七七号 昭和五十一年三月六日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 茨城県日立市南高野町三〇七 金
子裕外九千八百九十七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

第一一六四四号 昭和五十一年三月八日受理

大幅な私学助成等に関する請願（二二二通）

請願者 愛知県瀬戸市上陣屋町四 加藤才
一外千八百三十一名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一七一七号 昭和五十一年三月九日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 千葉県柏市中央一ノ一〇ノ一八ノ
三〇四 十倉襄外八百四十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一七五五号 昭和五十一年三月九日受理

大幅な私学助成等に関する請願（十通）

請願者 北海道函館市千代台町一一ノ二
伊藤喜代外一万八百二十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一七七七号 昭和五十一年三月九日受理

大幅な私学助成等に関する請願（二二二通）

請願者 愛知県稲沢市陸田町二、九一八
野々部博外四千九百五十一名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

第一一七八八号 昭和五十一年三月九日受理

大幅な私学助成等に関する請願（二二二通）

請願者 愛知県稲沢市陸田町二、九一八
野々部博外四千九百五十一名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

請願者 広島県安芸郡音戸町大字音戸七、九七〇 丸沢久外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三二一号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市瀬野川町中野 宮原安通外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三二三号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(十四通)
請願者 千葉県柏市豊四季台一ノ一ノ一六ノ五〇八 金子圭佑外一万三千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三三五号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 広島市舟入町六ノ一〇 鍋島光祥外千九百九十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三三六号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 広島市小町一ノ一一 北山雅一外千九百九十九名

第二三三七号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(一通)
請願者 広島市戸坂楼上町二ノ一五ノ四〇四 中村金二外千九百九十九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三三八号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡五日市町石内四、五九八ノ二 今田市夫外九百九十九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三三九号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(一通)
請願者 広島県高田郡高宮町大字羽佐竹森川大壮外千九百九十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三四〇号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(六通)
請願者 広島市観音新町二ノ一 鈴木靖外四千九百九十九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三四一号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 広島県呉市広町小坪三 新田シン子外千九百九十九名

第二三四二号 昭和五十一年三月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 愛知県豊田市の駒場町東六二 神谷清典外四千七十九名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三四一号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 広島県東広島市西条町森近八三〇ノ一 梶山基昭外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三四二号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 名古屋市中南区中割町三ノ一二九恒川雄一外四千五百四十三名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三四六号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(七通)
請願者 千葉県寒川町一ノ五四 桜井清外六千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三四七号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 広島県福山市北吉津町一四六ノ六 野田清人外二千九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三四八号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市草津南四ノ一ノ一五 杉山重男外九百九十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三四九号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市上磯町四ノ三 熱海康子外九百九十九名

紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三五〇号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市磯町一〇ノ一〇 矢野昭美外九百九十九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三五一号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県呉市上長迫町七ノ五 杉原博和外九百九十九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三五二号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市千田町二ノ四ノ三〇 高本

英機外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三五三三号 昭和五十一年三月十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市草津梅が台一ノ八 田中六

一外九百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第二項の規定による年金の額の改定

の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間の年数から二十年を控除した年数以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の二(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の

八第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第一項同条第二項の規定の適用を受ける年金については、同条第二項又は第四項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算

額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百四十号又は昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十一年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二十の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が五十五万円に満たないものについては、その改定額を五十五万円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が五十五万円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を五十五万円に改定する。

第四条の五の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年六月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)
第四条の六 昭和五十一年六月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の八又は第二条の八の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金について

は、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十八条の五、法律第二百四十号附則第十五項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三十二条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合(これらの規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定が適用されることとなる場合を含む。)には、その額から新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているも

のに係る年金 五十五万円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円
三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三万七千五百円
2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。

第七条中「第三条の七」を「第三条の八」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の三第六項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第五条の三第一項」を「第六条の三

第一項」に改め、同条を第六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定)

第六条の四 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号)同条第三項の規定の適用を受ける年金にあつては、同項の規定により読み替えられた同条第一項第二号又は同条第四項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の四第一項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の四第一項第二号」とあるのは「第六条の四第三項第二号」と、「第六条の四第一項」とあるのは「第六条の四第三項」と読み替へるものとする。

5 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第六条の四第一項」とあるのは「第六条の四第五項において読み替へられた同条第一項」と、「第三項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第四項中「第六条の四第三項」とあるのは「第六条の四第五項において読み替へられた同条第三項」と読み替へるものとする。

6 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。こ

除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

の場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の四第一項から第五項まで」と読み替えるものとする。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五条の二第五項中「第五条の二第一項を」第六条の二第二項に改め、同条を第六条の二とし、第五条第二項第一号中「昭和三十三年法律第百二十八号」を削り、同条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算)

第五条 第一条の八又は前条第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、国家公務員共済組合法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で

定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千元

2 第一条の八又は前条第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない場合において、その妻が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

別表第二の九の次に次の一表を加える。
別表第二の十(第三条の八関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から 八八、二〇〇円まで	四二、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	四二、四〇〇円
一一五、〇〇〇円	四八、九〇〇円
一二九、六〇〇円	五四三、〇〇〇円
一五〇、〇〇〇円	六二八、五〇〇円

別表第四中「第五条の三」を「第六条の三」に改める。

別表第五中「第五条の三」を「第六条の三」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六(第一条の八、第二条の八、第六条の四関係)

金額	区分	率	金額
六五二、〇〇〇円未満		一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八未満		一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上一、〇二二、四三九円未満		一・一〇三	五、一〇〇円
一、〇二二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満		一・〇六一	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三三八、五七一円未満		一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三三八、五七一円以上		一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	第二級	第三級
五二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
五四、〇〇〇円未満	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上
	五八、〇〇〇円未満	六二、〇〇〇円未満

に、「第四級を」第三級に、

第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満

「第五級を」第四級に、「第六級を」第五級に、「第七級を」第六級に、「第八級を」第七級に、「第九級を」第八級に、「第十級を」第九級に、「第十一級を」第十級に、「第十二級を」第十一級に、「第十三級を」第十二級に、「第十四級を」第十三級に、「第十五級を」第十四級に、「第十六級を」第十五級に、「第十七級を」第十六級に、「第十八級を」第十七級に、「第十九級を」第十八級に、「第二十級を」第十九級に、「第二十一級を」第二十級に、「第二十二級を」第二十一級に、「第二十三級を」第二十二級に、「第二十四級を」第二十三級に、「第二十五級を」第二十四級に、「第二十六級を」第二十五級に、「第二十七級を」第二十六級に、「第二十八級を」第二十七級に、「第二十九級を」第二十八級に、「第三十級を」第二十九級に、「第三十一級を」第三十級に、「第三十二級を」第三十一級に、「第三十三級を」第三十二級に、「第三十四級を」第三十三級に、

「第三十五級 三二〇、〇〇〇円 三〇五、〇〇〇円以上」を

第三十四級	三一〇、〇〇〇円
第三十五級	三二〇、〇〇〇円
第三十六級	三三〇、〇〇〇円
第三十七級	三四〇、〇〇〇円

三〇五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円未満
三二五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
三三五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
三三五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満

に改める。

第二十四条中「給付額」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 退職給付、廃疾給付又は遺族給付の給付額に五十円未満の端数があるとき又はその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上五十円未満の端数があるとき又はその全額が五十円以上五十円未満であるときはこれを百円に切り上げるものとする。

第二十五条の表第四十一條第一項の項中「第八十一條第三項」の下に「第九十二條の二第二項」を加え、同表第八十條第二項第一号の項の次に次のように加える。

第八十一條第一項第二号	第四号及び第五号	第六号
第二十五條の表第八十一條第二項の項中「三年」を「一年六月」に改め、同表第八十七條第一項の項の次に次のように加える。		
第八十八條第三号	同条第四号及び第五号	同条第六号

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「三百七十二万円」を「四百八万円」に、「九十分の一に三十分の一」を「九十分の一に三十分の一(その超える年数が五年を超える場合におけるその五年を超える部分の年数については、三十分の一)に改め、同項第二号中「三・七八五」を「四・一九〇」に、「一万五千円」を「一万六千八百円」に改める。

附則第九項中「第七十六條の二」を「第七十六條の二第一項」に改める。

附則第十五項中「第三十三條」を「第三十二條の三」に改める。

附則第十七項中「新法」を「新法」に改め、「附則第八項の規定」の下に「及び前項各号に掲げる

務員共済組合法第九十二條の二の規定」を加える。

第六條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四條及び第六條の規定 昭和五十一年八月一日

二 第二條中私立学校教職員共済組合法第二十五條の表の改正規定、第三條中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の改正規定及び第五條の規定 昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第...号)の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(標準給付に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月から標準給付が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給付の月額が六万円以下である者(給与月額が五万九千円以上である者を除く。)(又は三十一万円である者(給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。)(の同月から同年九月までの標準給付は、当該標準給付の月額を基礎となつた給与月額をこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)(第二十二條第一項の規定による標準給付の基礎となる給与月額とみなして、改定

3 施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十二條第五項の規定により標準給付が定められた組合員で昭和五十一年度と同条第二項の規定の適用を受けないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

4 改正後の法第二十四條の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う退職給付、廃疾給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこれらの給付の額の決定又は改定については、なお従前の例による。

5 第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)(附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)附則第十項において準用する場合を含む。)(は、昭和五十一年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。この場合において、第三條の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万円(昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百九十四万円)」と読み替えるものとする。

6 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の六及び第五條の規定は、施行日以後に退職(死亡を含む。)(をした組合員に係る年金について準用す

る。この場合において、同法第四条の六第一項第三号中「遺族年金」とあるのは、「遺族年金新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。」と、同法第五条中「第一条の八又は前条第一項第三号」とあるのは、「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第六項において準用する第四条の六第一項第三号」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

7 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、私学への大幅な緊急助成に関する請願(第一三六二号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一三六三号)(第一三六九号)(第一四四〇号)(第一四四八号)(第一四四九号)(第一四五〇号)(第一四五一号)(第一四五二号)(第一四五三号)(第一四五四号)(第一四八二号)(第一六一〇号)(第一六一一号)(第一六一二号)(第一六一三号)(第一六一四号)(第一六一五号)(第一六一六号)(第一六一七号)

一、学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願(第一五五二号)(第一五五三号)(第一五五四号)(第一五五五号)(第一五五六号)(第一五五七号)(第一五五八号)(第一五五九号)(第一五六〇号)(第一五六一号)(第一五六二号)(第一五六三号)(第一五六四号)(第一五六五号)(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五六八号)(第一五六九号)(第一五七〇号)(第一五七一号)(第一五七二号)(第一五七三号)(第一五七四号)(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五八〇号)(第一五八一号)(第一五八二号)(第一五八三号)(第一五八四号)(第一五八五号)(第一五八六号)(第一五八七号)(第一五八八号)(第一五八九号)(第一五九〇号)

(第一六九一号)(第一六九二号)(第一六九三号)(第一六九四号)(第一六九五号)(第一六九六号)(第一六九七号)(第一六九八号)(第一六九九号)(第一七〇〇号)(第一七〇一号)(第一七〇二号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一七〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七一二号)(第一七一三号)(第一七一四号)(第一七一五号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一七二一号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七二四号)(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七三〇号)(第一七三一号)(第一七三二号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一七三五号)(第一七三六号)(第一七三七号)(第一七三八号)(第一七三九号)(第一七四〇号)(第一七四一号)(第一七四二号)(第一七四三号)(第一七四四号)(第一七四五号)(第一七四六号)(第一七四七号)(第一七四八号)(第一七四九号)(第一七五〇号)(第一七五一号)(第一七五二号)(第一七五三号)(第一七五四号)(第一七五五号)(第一七五六号)(第一七五七号)(第一七五八号)(第一七五九号)(第一七六〇号)(第一七六一号)(第一七六二号)(第一七六三号)(第一七六四号)(第一七六五号)(第一七六六号)(第一七六七号)(第一七六八号)(第一七六九号)(第一七七〇号)(第一七七一号)(第一七七二号)(第一七七三号)(第一七七四号)(第一七七五号)(第一七七六号)(第一七七七号)(第一七七八号)(第一七七九号)(第一七八〇号)(第一七八一号)(第一七八二号)(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)

第二三六二号 昭和五十一年三月十二日受理
私学への大幅な緊急助成に関する請願
請願者 東京都国分寺市南町一ノ七東京経済大学教職員組合内 千葉良信外 一名

紹介議員 小巻 敏雄君
教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等の原則を守るために、次の事項を緊急に措置されたい。
一、私立学校が学費値上げをしないですむよう大幅な私学への助成を行うこと。
二、国民生活はもとより私学の財政状況を更に困難にする電信電話料金など公共料金の値上げをやめること。

理由
深刻な不況・インフレの中で、大学はもちろん、高校・中小学校・幼稚園等、すべての私立学校の学費は大幅に値上がりしている。諸物価高騰によつて国民の生活は、極度不安にさらされているが、学費負担はその限界を超え、耐え難いものになつていく。

第一三六三号 昭和五十一年三月十二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 兵庫県西宮市仁川町六ノ三ノ四 大橋清外二千九百九十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一三七九号 昭和五十一年三月十二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 広島県大竹市白石一ノ二ノ八 平田祥三外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四四〇号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 広島県尾道市手崎町七ノ五六 末 貞徳三外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四四八号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市吉島西二ノ一四ノ一 古川 健外九百九十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四四九号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県賀茂郡大和町大草五八 貞 広敏明外九百九十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四五〇号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市康平中二ノ一九ノ一〇 木 村敏次郎外九百九十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四五一号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県市上二河町八ノ五 阪谷 陽三外九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四五二号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市東観音町一五ノ二四 中本 昭夫外九百九十九名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四五三号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市平野町四ノ一六 稲田享三 外九百九十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四五四号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市牛田町五ノ二ノ一〇 後 高美外九百九十九名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四八二号 昭和五十一年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 大分県別府市上人仲町 一ノ宮玲

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一〇号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願(四通)

請願者 兵庫県尼崎市今福一ノ一 佐藤頼

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一一号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 広島市已斐中町二ノ二六 石橋

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一二号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県呉市本通三ノ三ノ六 宮原

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一三号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県三原市木原町七九四 竹野

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一四号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市山根町一、〇六六 玉井俊

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一五号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県東広島市西条町字上三永

一、四六五 木本昭和九百九十九名

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一六号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市已斐上四ノ二八六ノ四五二

山田八重九百九十九名

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一六一七号 昭和五十一年三月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市江波栄町一〇ノ一八 奥田

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一五五二号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県柏市新富町一ノ二二ノ五

紹介議員 伊藤功外四名

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五三号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区千住寿町二二ノ一一

二階堂アキ外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五四号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町三六ノ三

関口三佐男外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五五号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区栄町五ノ三 丸山明

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五六号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺一、二〇七ノ

一九〇 小林美知尾外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五七号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県稲毛海岸三ノ三ノ一六ノ二

〇二 藤本道雄外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五八号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都新宿区坂町一 瀬間寿美子

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五五九号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 神奈川県相模原市光ヶ丘二ノ七ノ

一〇 坂田英子外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六〇号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都八王寺市下柚木一、七六八

ノ八五 松尾美津枝外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六一号 昭和五十一年三月十三日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都八王寺市下柚木一、七六八

ノ八五 松尾美津枝外四名

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

請願者 東京都大田区中馬込一ノ二ノ一

○ 森田宣彦外四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六二号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区青井一ノ一七ノ八

高木靖司外四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六三号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都昭島市昭和町五ノ三ノ一

落合茂子外四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六四号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都多摩市愛宕三ノ一 星野正

治外四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六五号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区東和四ノ一九ノ二二

稲葉恵子外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六六号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区千住緑町二ノ一八

長谷川徳子外四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六七号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ六ノ

五〇四 西村俊平外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六八号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原六ノ七ノ八

鈴木弘外四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六九号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都福生市福生二、三三四 中

森伸外四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五七〇号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都清瀬市中里三ノ一、〇〇六

ノ一三 松浦安雄外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五七一号 昭和五十一年三月十三日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪四ノ二九

ノ一四 山本保子外四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五八三号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都中野区江原町三ノ二六ノ七

高田妙外四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五八四号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ一ノ八

一二 清水洋子外四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五八五号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町一ノ一 佐

野久子外四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六六号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区上中里三ノ二ノ六 和

田弘士外四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六七号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県船橋市八木が谷五八八ノ五

○ 土屋千明外四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六八号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都小金井市東町五ノ一四ノ一

三 田代祥子外四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一五六九号 昭和五十一年三月十六日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町四ノ三〇ノ一

○ 加田朝子外四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九〇号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川越市市場二八〇八 田中進外四名

紹介議員 查脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九一号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都目黒区東山三ノ一四ノ一一 尾上正治外四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九二号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都江戸川区東瑞江二ノ六二ノ二 塚島敬一郎外四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九三号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都墨田区江東橋二ノ一九 森 寿子外四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九四号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 千葉県流山市前ヶ崎四三八ノ二 川島昇外四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九五号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原四ノ一六ノ二 諸中みさ子外四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九六号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山二ノ九ノ四 ノ二〇九 小倉久子外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九七号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県大宮市三橋五ノ二九五 手 柴スエ子外四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九八号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区上十条五ノ二二ノ一二 高間洋子外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一六九九号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県所沢市大字本郷一、〇七六 ノ一四 明石健一外四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一七〇〇号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前三ノ三ノ一二 藤田義彦外四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一七〇一号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都目黒区本町六ノ一九ノ二二 杉崎幸男外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一七〇二号 昭和五十一年三月十六日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝中田一ノ三五 吉 田佐登子外四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九二五号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県野市上落合九七一ノ五ノ四ノ四〇四 高村明宏外四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九二六号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込五ノ五六ノ一 三 鈴木 由美子外四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九二七号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 東京都江東区大島四ノ一八ノ五 山形しづ子外四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九二八号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則（主任制度）の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成三ノ一四ノ一ノ四〇六 仁科久美子外四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九二九号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区関原五ノ三ノ一四
宮崎和男外四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三〇号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ五ノ五ノ八三
三 立沢和樹外四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三一号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区志茂二ノ五ノ一 飯
田裕子外四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三二号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都豊島区南池袋三ノ一三ノ二
野口雅子外四名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三三号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都江東区東陽四ノ一ノ二三
市川美津子外四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三四号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ三ノ一二
戸沢貴志子外四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三五号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久八ノ一九ノ一
〇ノ五〇三 藤田優外四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三六号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区千住五ノ三〇 河村
陽江外四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三七号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木五ノ五〇ノ一
四 加藤武之助外四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三八号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都狛江市猪方五六四 宮崎三
重子外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九三九号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区関原三ノ三ノ一一
大子治悦夫外四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九四〇号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県松戸市上本郷四、五二二
田口定雄外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九四一号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都中野区野方四ノ一四ノ八
会田孝芳外四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九四二号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川口市朝日二ノ一ノ一五
佐藤由美子外四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九四三号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石八ノ一ノ二
深沢孝二外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九四四号 昭和五十一年三月十七日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都墨田区立花四ノ六ノ一三
三浦栄子外四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第一九〇三号 昭和五十一年三月十七日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 鳥取市新品治町一〇二 米谷哲夫
外三十一名

紹介議員 宮崎 正雄君

次の二点について学校図書館法を改正し、わが国の学校教育の充実発展を期するよう強く要請する。

一、司書教諭を即時発令すること。
学校図書館法第五条の定めによる司書教諭を附則第二項を削除して発令するとともに、司書

第二二五五号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都田無市南町五ノ二三ノ六
相楽清一外二名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二五六号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都品川区荏原六ノ一八ノ九
小川憲一外四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二五七号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区前野町六ノ六一ノ一
○ 中西文子外三名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二五八号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都多摩市一の宮六九三 綿野
朝子外四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二五九号 昭和五十一年三月二十二日受理

学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区善福寺二ノ二八ノ六
金子晴代外四名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県北本市宮内一、一七一 鈴
木伸男外四名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六一号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都西多摩郡羽村町羽九〇七
遠藤敏子外四名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六二号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉市花園五ノ一二ノ一三 藤川
徹郎外四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六三号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井二ノ二三ノ

一七 井一英幸外三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六四号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 横浜市神奈川区神の木台九ノ二
中川マサ外四名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六五号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有二ノ三四ノ三
橋本義男外四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六六号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県桶川市大字坂田一四三 大
森正昭外四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六七号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町港南台ちどり
団地 三宅はるよ外二名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六八号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都北区上十条一ノ五ノ二ノ三
○五 石川千恵子外四名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二六九号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢一ノ三四ノ一
五 隅川学外四名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二七〇号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲町四一ノ一七
合田美千代外四名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二七一号 昭和五十一年三月二十二日受理
学校教育法施行細則(主任制度)の撤廃に関する請願

請願者 埼玉県北本市東間一二ノ五 市
川和子外四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第九六四号と同じである。

第二二七五号 昭和五十一年三月二十二日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に關する請願(十通)

請願者 神奈川県秦野市柳窪六〇九ノ九七

石井初男外九名

紹介議員 内藤善三郎君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二三〇一号 昭和五十一年三月二十二日受理

大学の学費値上げ抑制等に關する請願

請願者 北海道函館市人見町二ノ一二

佐々木利雄外七百四十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区本町二ノ四八ノ九

市川貞子外七百五十名

紹介議員 柏谷 照美君

一、急増する高校進學予定者に見合う公立高校増設のため、高校建設費の国庫補助金の増額を關すること。

二、中野刑務所跡地の払い下げ促進の措置をとること。

三、高校用地取得のため、東京都に対しての起債の増額を図ること。

四、私学に対する公費助成を大幅に増額し、教育条件の充実と、父母負担の軽減を図ること。

理由

今日、高校進學率が全国平均で九十パーセント、東京では九十六パーセントを超え、高校進學率は今や大きな社会問題となつてゐる。公立・私立のいずれの学校に進學していかうとも、行き届いた教育と充実した教育環境がすべての子ども達に保障されることを、父母・国民は切実に期待している。そして、高校増設など学校教育をめぐる教育諸条

件は、地方財政の危機によつて深刻の度を深め、親の不安を一層強めている。

第二二四号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ一ノ一

〇 小宮富久子外五百名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二五号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区上鷺宮五ノ一九ノ二

五 間仁田香代外五百五十名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二六号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区沼袋三ノ二二ノ七

根本一範外四百七十名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二七号 昭和五十一年三月二十五日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願(二通)

請願者 東京都中野区中央二ノ四九ノ一三

中野正行外千名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三二一号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区大和町四ノ一八ノ一

二 本間敏弘外五百名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三三二号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区新井二ノ三〇ノ四

岩本昌子外七百五十名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三三三号 昭和五十一年三月二十四日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区東中野一ノ一三ノ二

六 鳴田敏子外五百九十八名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三三八号 昭和五十一年三月二十五日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区松が丘一ノ三二ノ三

小島源太郎外四百九十九名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三七九号 昭和五十一年三月二十五日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願(二通)

請願者 東京都中野区松が丘一ノ一九ノ四

松丸勲夫外五百名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

請願者 東京都中野区鷺宮二ノ五ノ一五

多加谷進外九百八十五名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三八三号 昭和五十一年三月二十五日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關する請願

請願者 東京都中野区松が丘一ノ一九ノ四

松丸勲夫外五百名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二五八六号 昭和五十一年三月二十五日受理

昭和五十一年度大学関係予算に關する請願

請願者 東京都国分寺市並木町二ノ八ノ七

小林昌子外百三十八名

紹介議員 久保 亘君

昭和五十一年度大学関係予算は、大学の研究、教育を深刻な危機に陥れ、大生の勉学生活条件を破壊するものとなつてゐるから、次の五項目の実現を図らねばならぬ。

一、国立大学の授業料引上げを中止すること。

二、国立大学の基準的教育研究経費・施設整備費を増額すること。

三、私立大学の学費の値上げをしなくても済む緊急措置としてその財源を保障し、更に公・私立大学への經常費補助を大幅に増額すること。

四、育英会奨学金の貸与を大幅に拡げること。

五、第三次定員削減を中止し、国立大学教職員の大幅増を図ること。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に關する請願(第二六〇四号)(第二六六六号)(第二七七七号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第二六〇八号)(第二六五五号)(第二七二〇号)(第二七二二号)(第二七二二二号)(第二七二三二号)(第二七二四号)(第二七二五五号)(第二七三二二号)(第二七三九八号)(第二八〇二二号)(第二八三三三号)(第二八三六六号)(第二八三七七号)(第二八三八八号)(第二八三九九号)(第二八四〇〇号)
一、希望するすべての子どもに高校教育の保障等に関する請願(第二六四〇号)(第二六四一四号)(第二六四二二号)(第二六四三三号)(第二六四四四号)(第二六四八八号)(第二六六一一八号)(第二六六二二号)(第二六七七号)(第二七八八号)(第二七八五五号)(第二七九四四号)(第二八三四四号)(第二八六七七号)
一、司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関する請願(六通)(第二六四五五号)(第二七八六六号)(第二八五一五号)(第二八五二二号)(第二九〇八八号)(第二九〇九九号)(第二九一〇〇号)
一、文部省あるいは文部省関係施設に療法(特に音楽療法)教育担当官の新設等に関する請願(第二七八七七号)

第二六〇四号 昭和五十一年三月二十六日受理
幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に関する請願
請願者 愛知県新城市大海字中貝津二〇ノ一
紹介議員 粕谷 照美君
一、希望するすべての幼児の入園を可能にするために公立幼稚園・保育所を新増設すること。
二、教育条件の向上、父母負担軽減のため国の予算を大幅に増額すること。
三、幼稚園設置基準を速やかに改正し、特に次の諸点に重点をおくこと。
1 一学級の幼児数は三歳児十五名、四・五歳児二十名とすること。
2 教職員については、(1)教諭は学級数に最低一名を加えること。(2)園長は専任を配置すること。

こと。(3)養護教諭、事務職員、用務員を全国に配置すること。
四、幼稚園教員(障害児学校幼稚園を含む)の給与は教育職俸給表(三)を完全適用し、義務教育等教員特別手当を支給して、小中学校教員との格差を生じないようにすること。
五、幼稚園教員の給与費を二分の一国庫負担とすること。
理由
幼児教育に対する国民の関心は高まり近年入園希望者は急激な増加を示し、この傾向はさらに高まる状況にあるが、幼稚園の現状は施設・設備、一学級の幼児数、教職員の配置・待遇・労働条件など幼児教育に対する国の施策は大きく立ち遅れている。
第二六六六号 昭和五十一年三月二十九日受理
幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に関する請願
請願者 新潟県長岡市小曾根町三八四ノ二
渡辺芳郎外千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二六〇四号と同じである。

第二七九七号 昭和五十一年三月三十一日受理
幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に関する請願
請願者 北海道小樽市塩谷二ノ二三三 吉田与吉郎外千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二六〇四号と同じである。
第二六〇八号 昭和五十一年三月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(一通)
請願者 大分県日田市田島本町八ノ一四 野口広司外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二六六五号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 新潟県西頸城郡能生町大平寺 佐藤大五郎外千三百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七二〇号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願(一通)
請願者 広島市瀬野川町畑貫八七ノ二 寺本一司外千九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七二二二号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市高須二ノ六ノ一三 岡本四郎外千九百九十九名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七二三二号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡五日市町大字上河内 五二〇ノ二 青木利文外九百九十九名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七二三三号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市高陽町中深川二、三八一 久保田雅明外九百九十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七二四号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島市段原東浦町五ノ二〇 宮本義明外九百九十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七二五号 昭和五十一年三月二十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡大柿町字小古仁四七 七 沖繁夫外九百九十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七三二二号 昭和五十一年三月三十日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二八通)
請願者 長崎市東立神町二八七 村岡美千代外二万九千九百九十九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二七九八号 昭和五十一年三月三十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 長崎市滑石町二、二二〇ノ四〇 山田一実外三千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。
第二八〇二二号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 東京都渋谷区西原一ノ二ノ七

紹介議員 佐藤幸清外六十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八三五号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願(一通)

請願者 広島県尾道市浦崎町四、二八二ノ

二 山根一久外千九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八三六号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市基町一八ノ一ノ九一八 吉

田迪夫外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八三七号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県安芸郡府中町浜田二ノ二

ノ二五 藤井庄一郎外九百九十九

名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八三八号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県尾道市向東町三、七二六

中司秋次郎外九百九十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八三九号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市草津梅が台四ノ九 河村直

外九百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八四〇号 昭和五十一年三月三十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市可部町中野緑ヶ丘一、五四

一ノ一 古川進外九百九十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二八四〇号 昭和五十一年三月二十六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願(三通)

請願者 東京都杉並区和田一ノ一〇ノ三ノ

四〇五 福田義夫外千四百八十四

名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六四二号 昭和五十一年三月二十六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区丸山一ノ一五ノ二〇

甲田昌三外千名

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六四二号 昭和五十一年三月二十六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区丸山二ノ二四ノ一ノ

四〇七 新明勢津子外五百名

紹介議員 鳩山威一郎君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六四三号 昭和五十一年三月二十六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区沼袋四ノ三三ノ四

玉置好子外五百名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六四四号 昭和五十一年三月二十六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区本町五ノ二六ノ六

水谷千代野外千名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六四八号 昭和五十一年三月二十六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区大和町三ノ四ノ一一

青柳喜久子外五百名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六六一号 昭和五十一年三月二十七日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願(一通)

請願者 東京都中野区鷺宮五ノ二四ノ二八

石橋静子外千名

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二六六二号 昭和五十一年三月二十七日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区南台五ノ三〇ノ一〇

青木絹子外七百四十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二七一七号 昭和五十一年三月二十九日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区大和町四ノ二二ノ六

鈴木真由美外五百名

紹介議員 久保田藤彦君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二七一八号 昭和五十一年三月二十九日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区野方二ノ二二ノ五

野田タツ子外五百名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

第二七八五号 昭和五十一年三月三十日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に關

する請願

請願者 東京都中野区中央四ノ三〇ノ一〇

下田礼子外五百名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第五二二〇号と同じである。

六二

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二九三三三号 昭和五十一年四月二日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県福山市沖野上町五ノ五六
豊田耕三外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二九三三三号 昭和五十一年四月二日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県尾道市栗原町四、九八四ノ
三 松本進外九百九十九名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二九三三三号 昭和五十一年四月二日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県安芸郡坂町九、五三六 河
本義一外九百九十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二九三三五号 昭和五十一年四月二日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島県大竹市西栄一ノ一八ノ一〇
権田文彦外九百九十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第三二四四四号 昭和五十一年四月六日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 大阪府守口市平代町六五 沢田栄
三外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第三四六六六号 昭和五十一年四月七日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大分県北海部郡佐賀岡町東古宮第
二アパート四〇三 姫野佐加恵外
九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二九二五五号 昭和五十一年四月二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成制度の確立に関する請願

請願者 京都府左京区北白川下池田町一二
六西村方 佐々木英一外九百九十九
九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二七五五号と同じである。

第二九二九号 昭和五十一年四月二日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に関
する請願

請願者 東京都中野区江古田二ノ二〇ノ一
四 高橋きよの外四百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第三二九八八号 昭和五十一年四月六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に関
する請願

請願者 東京都中野区上鷺宮二ノ二二ノ一
六 菅森豊外七百四十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第三三〇四四号 昭和五十一年四月六日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に関
する請願

請願者 東京都中野区白鷺三ノ二五ノ三
山瀬全子外七百五十名

紹介議員 高橋 譽富君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第二九八五五号 昭和五十一年四月二日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関
する請願(六通)

請願者 長野県須坂市北横町一、二八六
二ノ宮千恵子外十名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第三一六三三号 昭和五十一年四月五日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関
する請願

請願者 群馬県高崎市山名町二四市立南八
幡小学校内 土屋幾夫

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第三二四三三号 昭和五十一年四月六日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関
する請願

請願者 岩手県江刺市田原字駒場一〇八市
立田原小学校内 高橋有一外七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第三二九三三号 昭和五十一年四月六日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関
する請願

請願者 福岡県朝倉郡夜須町立三並小学
校内 中野孫児外百九十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関
する請願

請願者 福岡県朝倉郡夜須町立三並小学
校内 中野孫児外百九十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第三四八八八号 昭和五十一年四月七日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関
する請願

請願者 北九州市戸畑区東大谷一ノ五ノ七
石川トシ子外三十五名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第三〇〇二二号 昭和五十一年四月二日受理

国立大学の設置と岩手大学の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議員 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

岩手県に新たに国立大学を設置するとともに、岩
手大学の開設以来の業績と伝統にかんがみ、近く
実現をみる人文・社会学部(仮称)設置を契機に、
総合大学を目指し、年次計画による学部の増設を
図るよう強く要望する。

理由 今日、大学の教育と研究に対する新たな期待が寄
せられていることは明らかであり、しかも、政府
は大学の開設に当たっては、過密地帯を極力避け
る方針を堅持していると聞くが、本県の恵まれた
自然環境と今後の交通輸送情勢を考慮するとき、
大学設置条件に照らして適地と考えられる。

第三四六四四号 昭和五十一年四月七日受理

大学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 札幌市東区北一八条東八丁目 長

尾かをり外三百八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三四九八号 昭和五十一年四月八日受理

私学の学費すえ置き等に関する請願

請願者 大阪市住吉区長居町中一ノ三五成

器高等学校PTA内 葛本昇

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六一三号と同じである。

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、希望するすべての子どもに高校教育の保障

等に関する請願(第三六〇〇号)(第四一四六

号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(三通)(第

三六〇一号)(第三七一〇号)(第三八〇九号)

(第四〇〇一号)(第四〇〇四号)

一、幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に

関する請願(二通)(第四一四七号)

一、公共事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査費に

対する国の援助措置の充実に関する請願(第

四三三七号)

第三六〇〇号 昭和五十一年四月九日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に関

する請願

請願者 東京都中野区野方二ノ一五ノ一一

佐々木久米子外千名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第四一四六号 昭和五十一年四月十五日受理

希望するすべての子どもに高校教育の保障等に関

する請願

請願者 東京都中野区新井四ノ一四ノ三

半田勝一外二百五十名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三六〇一〇号 昭和五十一年四月九日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市熱田区一番町一ノ二ノ一

加藤富弘外四千四百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第三七一〇号 昭和五十一年四月十日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大分県日田市岩美町 田中一外九

百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第三八〇九号 昭和五十一年四月十二日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市千種区見附町一ノ六一

山田多恵子外四千四百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第四〇〇一〇号 昭和五十一年四月十三日受理

大幅な私学助成等に関する請願(四通)

請願者 広島市牛田新町三ノ二八ノ二 土

井知明外三千九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第四〇〇四号 昭和五十一年四月十三日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝子町一九ノ一

青山忠生外四千四百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第四一四七号 昭和五十一年四月十五日受理

幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に関する

請願(三通)

請願者 三重県松阪市垣鼻町一、二四六ノ

一五 河野悦子外三千九百九十九

名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二六〇四号と同じである。

第四三三七号 昭和五十一年四月十五日受理

公共事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査費に対する

国の援助措置の充実に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議長 芦田卓三

紹介議員 加藤 武徳君

公共事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査費に対する

国の大幅な財政援助措置を要望する。

理由

文化財の保護が強調されている今日、多くの埋蔵

文化財を擁している本県においては、土木事業等

の施行に伴い、事前に埋蔵文化財の発掘調査を必

要とする場合が多く発生している。現在、このよ

うな発掘調査に必要な経費は、一般的には原因者

負担を原則とし、事業主体が負担することになっ

ている。従つて、公共事業に伴う埋蔵文化財の発

掘調査費は、関係地方公共団体が全額負担してい

るが、これを施行する地方公共団体では、この経

費の確保に苦慮している。

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、私学の学費すえ置き等に関する請願(第四

五二八号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第四五三

八号)(第四五五九号)(第四六二八号)

第四五二八号 昭和五十一年四月十六日受理

私学の学費すえ置き等に関する請願

請願者 大阪府豊中市富山町四ノ一五四箕

面自由学園中・高等学校PTA内

奥寿良外八百三十三名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六一三号と同じである。

第四五三八号 昭和五十一年四月十六日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大分市上野町七ノ三一 田中美恵

子外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第四五五九号 昭和五十一年四月十六日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市南区薬師通二ノ五 夏目

敏雄外二千九百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第四六二八号 昭和五十一年四月十九日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 大分県別府市南立石二区鶴見園町

高橋房陽外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員
の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(鈴木美枝子君外一名発議)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員
の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員
の確保に関する法律の一部を改正する法律案
の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)
の一部を次のように改正する。

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助
教育職員」を「補助教職員」に改める。

本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育
職員」を「教職員」に改める。

第二条第二項中「及び寮母」を「寮母及び事務職
員」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経
過した日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百
十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教
職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改め
る。

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定
数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第
百八十八号)の一部を次のように改正する。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約一億六千七百
万円の見込みである。

第四号中正誤

ページ	段 行	誤	正
二	三一	委員の	委員の
六	一五	想構	構想
二	二六	課程	課題
二	四六	教政	行政
三	一七	十七日	十七日の
四	三四	委員会が	委員会の
六	二九	終わり しれもせん	しれません
三	三〇	雰囲気	雰囲気
六	二八	もの	ものが
二	三三	教育	教員
二	四四	などの	ほどの
三	三六	終わり 話まった	詰まった
五	一四	大防府	大阪府